

第七十七回国会 参議院外務委員会 會議録第七号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

五月十九日

源田 実君

補欠選任
宮崎 正雄君

五月二十日

宮崎 正雄君
中村 利次君

補欠選任
稲嶺 一郎君
向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長

高橋雄之助君

理事

龜井 久興君

委員

伊藤 五郎君

糸山英太郎君

大鷹 淑子君

木内 四郎君

宮崎 正雄君

亘 四郎君

田中寿美子君

竹田 四郎君

田 英夫君

羽生 三七君

黒柳 明君

塩出 啓典君

立木 洋君

野坂 参三君

國務大臣

外務大臣 宮澤 喜一君

国防大臣 坂田 道太君

政府委員

防衛庁防衛局長 丸山 昂君

防衛施設庁施設部長 銅崎 富司君

科学技術政務次官 小沢 一郎君

科学審議官 半澤 治雄君

科学技術庁原子力安全局長 伊原 義徳君

外務大臣官房長 松永 信雄君

外務省アメリカ局長 山崎 敏夫君

外務省欧亜局長 橋 正忠君

外務省中近東・フリカ局長 加賀美秀夫君

外務省経済局長 賀陽 治憲君

外務省経済協力局長 菊地 清明君

外務省条約局長 中島敏次郎君

外務省条約局外務参事官 伊達 宗起君

外務省国際連合局長 大川 美雄君

大蔵省国際金融局長 藤岡貞佐夫君

資源エネルギー庁長官官房審議官 井上 力君

事務局側 服部比左治君

説明員 科学技術庁原子力安全局原子炉規制課長 松田 泰君

外務大臣官房外務参事官 谷田 正躬君

本日の會議に付した案件

○日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(第七十五回国会内閣提出、第七十七回国会衆議院送付)

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

○戸叶武君 議事進行。

議事進行に關して、名をかりて一言委員長に申し入れを行います。

この核拡散防止条約の批准の問題は、今国会において重要法案の一つであります。しかし、この問題はもう数年間にわたって論議され尽くし、特に、去年からことしにかけては活発な論議が各党においてもなされておるのであります。この核

拡散防止条約に対する賛否の立場はありますけれども、これが万が一にも通らないようなことになると、国際的な信義にも私は関係があり、日本の軍国主義の復活という点に對して警戒の眼を張っているところの近接諸国においても重要な私は反応が生まれてくると思うのであります。そういう意味において、この参議院において重要法案であるから審議は十分に尽くすべきと思ひますが、最近における動きを見ると、慎重審議に名をかりて、政界の不安定な状態を背景として、ただいたずらに引き延ばしのための言動があらわれておるのであります。これは容易ならぬ事態であります。自民党並びに政府においてもこの責任は十分感じておると思ひますけれども、私たちは、事日本の国内だけじゃなく、列国にも関係のある問題ですから、この問題を論議をし尽くした最終段階において、総理大臣もここに出席するでしょうが、そういう意味において一日も早くこれを上げてもらいたい、こう思っております。

そういう意味において、私はいままで理事会においてきょうの質疑の問題も、社会党は質疑をしないで促進をしようとしたのは、質疑を無視するわけじゃありません。もう質疑の段階ではなくて採決の段階にまできている、最終的な私は締めめの段階にきていると思うんですが、自民党側の党内対策のために、いわゆるタカ派の人たちの無責任と思われよう的な速記録が外国に行つたならば、日本は一体何を考へているのかというこの誤解を必ず生ずるような、日本の国会の威信にも関するような言動が放たれているんであります。このことは、言論の自由と言ひながらも、政府並びに自民党が大きな責任を後でしよわされることになつてます。言論の自由のあるところですから参考になるにはいい見本でありますけれども、そういう意味のことを踏まえて、もう少し委員長

は参議院の外務委員会の権威のために、責任ある態度をもってこの問題と取り組んでいってほしい。私たちはそういう意味において、審議を放棄したのではないんです。やはり最終段階における総理大臣の出席のもとにおいて問題点を集約して質問なり質疑なりを行って、そして一日も早く、できるなら二十一日でも二十二日でもこれは採決して上げるべきだと思ふんです。この態度がはっきり政府側に並びに委員長において表明せられな

これより四件の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○委員長(高橋雄之助君) まず、委員の異動について御報告いたします。

○竹田四郎君 私に与えられた時間がこの四つの案件で五十分というところでございますので、ひとつ答弁側の皆さんに簡略に要を得て御答弁をいただかないと、時間がすぐ過ぎ去ってしまいますので、お願いをしておきたいと思ひます。

○委員長(高橋雄之助君) ただいま戸叶委員の発言でございましたが、その発言をそんたくして事を進めてまいりたい、かように委員長は考えておりますので御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(菊地清明君) お答えいたします。米州開発銀行は、従来域内の二十カ国プラス米、カナダ、この二十四カ国が加入国になっておりました。それで中南米の発展途上国の経済社会開発に寄与してきたわけでございますが、御承知のように、中南米諸国の域内の経済開発のための資金需要というのは大変膨大でございまして、米州開発銀行だけに頼って見ても、その融資状況をみますと毎年二六%ぐらいずつ増加しております。このように、大変資金需要が大きいものですから、従来の域内だけの加盟国の出資ないし拠出金だけでは原資に事欠くということになりまして、域外の国からも出資及び拠出を求めようという事になったわけでございます。同時に、域外の加盟国十二カ国でございまして、従来中南米の諸国に比べていわれるバイラテラルにすでに経済協力、資金協力をやってきておたつたわけでございますが、この際、そういった米州開発銀行の資金需要の増大にもかんがみまして、こういった地域銀行を通ずる経済協力という方法もとっていきたいといった願望が一致いたしました。域外の新規加盟ということになった次第でございます。

○委員長(高橋雄之助君) まず、委員の異動について御報告いたします。

○竹田四郎君 アメリカはこれに對して、いままでどういう努力をしてきたんですか。少なくともいままでの形では、米州のことは米州でという形でのモノロー的な考え方というものが私はかなり強くあったと思うわけでありすけれども、そういう意味では、何といつても最大の資金供与国であるアメリカ、そして米州全体におけるところの主導権を持つていたというのはやっぱりアメリカだろうと思うのですけれども、そういう意味では第一次的なこれに対する責任というのはアメリカが負うべきであるというふうに思ふんですが、アメリカは一体どういう努力をいままでこのためにしてきたのか。

○委員長(高橋雄之助君) まず、委員の異動について御報告いたします。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおり、この米州開発銀行というのははきわめて地域性が強いといひますか、域内の独立性といひますか、リージョナリズムの性格が非常に強いわけでございまして、それに加えて、米州大陸の経済大国でありまして米州が参加してきおたつたわけですが、従来、米州はこの米州開発銀行の協定上は投票権の三四・五%以上のものを持つておりまして、つまりこれだけの投票権を持つていたという事は、それだけの資金供給を行つていたということでございます。

○委員長(高橋雄之助君) まず、委員の異動について御報告いたします。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおり、この米州開発銀行には通常業務基金というのと特別業務基金というのがございますが、前の方の通常基金の方では米国のシェアが四〇%を超えておりますし、特別業務基金の方は七一・二%という事になっております。したがって、米国の発言権が大きいと同時に、資金協力の範囲も非常に大きかったというふうに見るわけでございまして。今回も、米州は自国だけではラ米内の資金需要というのには賄わないという事でございまして、域外国の加盟を積極的歓迎するということをやっております。ですから、米州としても資金の確保といひますか、米州開発銀行が適切に運営されるということに關しては、発言権もございまして、同時に義務も履行しているというふうに見るべきではないかと思ひます。

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○委員長(高橋雄之助君) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

○竹田四郎君 いまの質問と関連して外務大臣にお伺いしたいと思うのですが、アメリカはこの協定の、域外国の加盟というこの協定の成立、このことに關連しまして、やはりいままでわれわれが受けているモノロー的な考え方、米州のことはと

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおり、この米州開発銀行というのははきわめて地域性が強いといひますか、域内の独立性といひますか、リージョナリズムの性格が非常に強いわけでございまして、それに加えて、米州大陸の経済大国でありまして米州が参加してきおたつたわけですが、従来、米州はこの米州開発銀行の協定上は投票権の三四・五%以上のものを持つておりまして、つまりこれだけの投票権を持つていたという事は、それだけの資金供給を行つていたということでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつてアメリカは米州、ことにラテンアメリカに對しておたつた時代が御承知のようにございましてたけれども、いろいろボゴタで事件がありましたけれども、そのような関係に変化が見られるようになり、そのうしてやはり一般的ないわゆる南北問題の帰趨とも無関係ではなかつたと思ひますが、かつてのラテンアメリカに對するアメリカの態度というものは實際問題として修正を迫られるに至つておたつたと思ひます。そうしてそれにもかかわらず、しかし幾つかの国はかなり、いわゆる自由主義経済あるいは民主主義体制ということから見れば違つた方向へまいりました。その間、アメリカの權益が接収されるというふうな事態も起こりまして、基本的に非常に大きな変化がその間に、この十数年の間に生れたと考へます。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおり、この米州開発銀行というのははきわめて地域性が強いといひますか、域内の独立性といひますか、リージョナリズムの性格が非常に強いわけでございまして、それに加えて、米州大陸の経済大国でありまして米州が参加してきおたつたわけですが、従来、米州はこの米州開発銀行の協定上は投票権の三四・五%以上のものを持つておりまして、つまりこれだけの投票権を持つていたという事は、それだけの資金供給を行つていたということでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつてアメリカは米州、ことにラテンアメリカに對しておたつた時代が御承知のようにございましてたけれども、いろいろボゴタで事件がありましたけれども、そのような関係に変化が見られるようになり、そのうしてやはり一般的ないわゆる南北問題の帰趨とも無関係ではなかつたと思ひますが、かつてのラテンアメリカに對するアメリカの態度というものは實際問題として修正を迫られるに至つておたつたと思ひます。そうしてそれにもかかわらず、しかし幾つかの国はかなり、いわゆる自由主義経済あるいは民主主義体制ということから見れば違つた方向へまいりました。その間、アメリカの權益が接収されるというふうな事態も起こりまして、基本的に非常に大きな変化がその間に、この十数年の間に生れたと考へます。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおり、この米州開発銀行というのははきわめて地域性が強いといひますか、域内の独立性といひますか、リージョナリズムの性格が非常に強いわけでございまして、それに加えて、米州大陸の経済大国でありまして米州が参加してきおたつたわけですが、従来、米州はこの米州開発銀行の協定上は投票権の三四・五%以上のものを持つておりまして、つまりこれだけの投票権を持つていたという事は、それだけの資金供給を行つていたということでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつてアメリカは米州、ことにラテンアメリカに對しておたつた時代が御承知のようにございましてたけれども、いろいろボゴタで事件がありましたけれども、そのような関係に変化が見られるようになり、そのうしてやはり一般的ないわゆる南北問題の帰趨とも無関係ではなかつたと思ひますが、かつてのラテンアメリカに對するアメリカの態度というものは實際問題として修正を迫られるに至つておたつたと思ひます。そうしてそれにもかかわらず、しかし幾つかの国はかなり、いわゆる自由主義経済あるいは民主主義体制ということから見れば違つた方向へまいりました。その間、アメリカの權益が接収されるというふうな事態も起こりまして、基本的に非常に大きな変化がその間に、この十数年の間に生れたと考へます。

くれた、開発のおくれた国の方についているという事実がございます。それから第三点といたしましては、同じ特別業務基金から融資する場合でも、より開発のおくれた国に対する場合の融資の条件が最も寛大な条件になっております。つまり、特別業務基金というのとは一％ないし四％の金利でございまして、その下限の方で後発の途上国に対しては融資をしておるといふ状況でございまして、それからその次の御指摘の点でございまして、米州開発銀行はその協定によりまして、非政治的に運営されるべきことが決められておりまして、あくまでも目的は米州地域内の特に発展途上国の社会経済開発に寄与するというのが最大の眼目でございまして、それからしかも、その運営に当たりましては域内の途上国、つまり融資を受ける側の国の意思を最も尊重すべきである。そういった国々のニーズといひますか、それを最優先すべきであるというところがこの米州開発銀行の協定を貫いている思想でございまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、域内の発展途上国、借り入れ国側に五三・五％以上という発言権が、投票権が確保されているわけでございまして、したがって、域内の発展途上国の希望というものが最優先されて運営されているということによりまして、いわば民主的に運営されているということが言えるのではないかと思います。

それから、域外国の加盟と同時にどういう点が改善されるかという御質問でございますけれども、域外国はあくまでも資金供給といひますか、開発資金の需要にこたえていくということでございます。しかしながら、同時に、域外国も各国一人ずつ総務会に対する総務を出しますし、それから域外国十二カ国で二人の理事を出せることになっておりますので、そういった総務ないし理事を通じて域外国の発言権といひますか、考え方の表明というものは確保されていくのではないかと思います。

それから最後に、多国籍企業のことを申されましたが、米州開発銀行自体に関する限りは、米州

地域にある多国籍企業、たとえばアメリカ資本一〇〇％の企業に対しては融資はできないことになっております。これは事実関係として御参考までに申し上げます。

(委員長退席、理事秦野章君着席)

○竹田四郎君 局長の説明は私ちょっと事務的だと思ふんです。経済というものは生きていくものであつて、金というのとは一回渡れば、この金は何のために使われるかという色がついていくわけではないと思ふんですね。一つのからくりの中で金というのは役割りを果たしていくと思ふんです。日本だってそうでしょう。銀行が中立的だ、中立的だ、こういふふうに言われているんだけれども、じゃ銀行が本当に中立的だと、国民はそれと、それとおり思っているかという、そうじゃないでしよう。現実には為替相場の変動のときにはうまいことして金もつけたというところは、これは有名でありますね、決して中立的にはやらないわけなんです。ですから、一体こうして米州開発銀行から出ていった金が、それは第一次は中立的でしよう。具体的にそれがどういふふうに使われているかというところが最大の問題だと思ふんです。いまの局長の話ではそういう点が全く触れられていない。それじゃ国民に対する私は答弁になつてないと思ふんですよ。そういうことを調べたことがあるんですか。おそらくそういうことを調べもしないで、域外加盟国になるということだけじゃありませんか。私はそういうことでやっていくとすれば、この金というのはプラスになるんじゃないかと、むしろマイナスになつていく可能性すらあると思ふんですよ。どうもいまの答弁じゃ納得しないのですが、そういうことを調べたことがあるのですか。どうですか。もしあるとしたら、ひとつあとからでも結構でございませうけれども、この二十四カ国に対するアメリカの多国籍企業の影響といふものは具体的にどのくらいどういふふうにあるのか、資金的に、あるいは企業的に、こういうものを明らかにして出してみて下さい。それがきょうじゅうに出せるというのなら私はあ

なたの言うことを信じます。出せないというならあなたのいまの答弁では私は満足しませんよ。もう一つ言いますと、たとえばキューバという国一つをとってみても、キューバは社会主義国だから、社会党が言つて、何かおまえの方にはかり肩を持つと、こう思われるかもしれないが、出資の方じゃ相当大口の出資者でしょう、キューバは。しかし、現実には表には載らない、ほとんど貸していないというふうな事態でしょう。そういうことを見ますと、やはり政治的にかかわつてはいけなかつたと言ひながら、現実にはそういう形にかかわつていないじゃないか、こういうふうにならざるを得ませんね。そういうものはかわつていないというならその反証を挙げて下さい。どうですか。そういう資料を出してくれるなら私はあなたの言うことを信じますよ。そういう資料も出さないで、あるいはすぐ出せないという事態の中で、あなたのようなことを言つてみては頭割りにいけなかつた、あなたの答弁といふのは、頭割りにしてみればそう差がないなんていうのは、これは一体経済が生きているのか死んでいるのか、まるで何か配るような言い方といふのは、これはまさにあなた外務省の経済局長として私はどうも不適切な発言だと思ふのですよ。

○政府委員(菊地清明君) 先ほど申しました頭割りの話は、ほんの御参考までに申し上げたわけでございます。まあそれで正当化されるというわけじゃありません。主たる理由として申し上げたわけじゃないので……と申しておきます。

それから米州開発銀行に限りまして申し上げますと、どういった分野に投資が行われたかということに關しましては、後ほど、これは主として分野別の大まかなものにならざるを得ないと思ひますが、これは提出をいたしたいと思ひます。

それから米国の対ラ米投資といふのは、先ほど大臣が申されましたように、膨大なものでありまして、非常に大まかに申しまして、米国の対外投資が一千億ドルぐらいあるとすれば、その六割方がラ米にいつているというのが普通の常識でござ

います。その点に關する詳細な資料といふのは、ちょっと私の方では困難ではないかと思ひますが、検討させていただきます。

それからキューバにつきましては、キューバは米州開発銀行の設立の動きのありました一九五九年当時は設立交渉に参加してございましたけれども、終局的には加盟しなかつたわけでございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

(理事秦野章君退席、委員長着席)

○竹田四郎君 これらの二十四カ国に対する日本の資金協力というふうなものは、民間あるいは公的なもの、それを含めてどんなふうになっているのですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 日本がこれまで米州開銀に供与いたしました資金は輸銀ローンが中心でございまして、これは八回にわたつて四百十億円なされております。そのほか日本の商業銀行のローン及び米州開銀が日本で募集いたしました円建て私募債がございまして、合計でいままでに五百八十七億円供与いたしております。

○竹田四郎君 国別にはどうですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) いまのは米州開銀に日本から出した金額でございまして、それが米州開銀からどの国に出たかというその分ではござい

ません。

○政府委員(菊地清明君) お答え申し上げます。まず、政府レベルの円借款について申し上げますと、国名と金額だけで申し上げますと……

○竹田四郎君 局長さん、ちょっと恐縮なんです、時間があんまりありませんので、それを表にして、後で出していただければいいですから、表にして出してください。

○政府委員(菊地清明君) 承知いたしました。○竹田四郎君 それから、加盟国によつてこれらの国々との関係が一体どうなるのか。中南米、もちろんこういふことによつていままでもやってきましたと思うのですが、いろんな開発計画なり、開発政策といふものをつくっていくのだらうと思ひますが、これは、恐らく全体として、あるいは各国ご

とにこれらに関連してそうした開発政策がつくられると思うのですけれども、そういう開発政策に対して日本のかかわり方というふうなものは一体どうなっていくのだろうか。

それからもう一つは、日本の希望といいますが、こういう中南米の開発に対する日本の希望、あるいは関心、興味といいますが、こういうものは一体どういふところにあるのか、その辺を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(菊地清明君) 今後、日本の加盟によりまして、米州の開発途上国の開発政策に対してどういふふうにかかわり合っていくかという御質問でございますが、先ほど国金局長から申されしましたように、従来は主としてバイラテラルに、しかも政府、民間両方から資金協力を行ってきたわけでございますが、今後はそれに加えて、決してバイラテラルの援助を今後減らすというわけではございませんけれども、それに加わりましてマルチラテラルの地域銀行を通じて協力を行っていく。今回の日本の域外加盟の方法といひますのは、日本は域外加盟十二カ国のうち最大の出資及び拠出を行うわけでございまして、したがって、それに対して恐らく日本側から理事を出すことも可能と思ひますので、こういったバイラテラル、マルチラテラル両方の方法を通じて、米州の域内の開発途上国に対する開発を援助していきたいというふうに考えております。

それから、第二の日本の希望、関心という御質問でございますが、これは米州開発銀行に加盟します以上、米州開発銀行の基本的な目的に沿って、それから基本的な運営の仕方に応じた協力の仕方を行っていく。ただ、これは一般的な言い方でございしますが、わが国の場合はラ米、特にブラジル、ペルー等に約八十万の在留同胞がおります。そういった事実にも着目しながら、米州諸国との経済関係はもとより、友好関係、外交関係も緊密化していきたいというのが日本の願望でございます。

○竹田四郎君 どうも局長の答弁というのは大変

事務的な答弁なんです、やはり経済的、政治的に、こういう金を出していく、これが一体中南米諸国の経済と日本の経済とがこれによってどうなっていくのか、この辺は私も非常に関心がありますし、現実にはいろいろな企業が南アメリカに進出していろいろ記事はいろいろ新聞等で非常に拝見するわけでありますけれども、ただ、ここに金を出したというそれだけの問題というふうに限定しないで、全体的に経済的に南米諸国と日本とのこれからの経済のかかわり方、あるいはどういふ立場でいくのか、この辺の基本的な考え方のいうものを示していただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど米竹田委員のお尋ねを伺っております、ごもっともお尋ねだと、恐らくそのような問題について国民の多くがやはり知りたいであろうという種類の御尋ねであつたと思ひます。つまり米州、ラテンアメリカといふものはアメリカが非常に強い支配力を持つておるのであつて、それにたゞ、ひとつ協力をするだけならば本当にそういうことに積極的な意味があるか、むしろ反対の意味すらあり得るではないかというふうな、漠然としたそういう感じといふものは、私、国民のかなりの人が持つておられると思ひます。

それで、キューバの問題は一応別いたしました。ちやうどこの銀行ができました一九五九年といふのは、多分キューバのカストロ革命の年であつたせいもあると思ひます。そういうことで、キューバのことはですから別に考えてよろしいと思ひますが、この銀行といふゆる米州機構との関連について、米州機構もどうも今日ではすつかりたがが緩んでしまつておりますが、かつてアメリカの指導性が強かつた時代においても、この銀行は米州機構とは独立の考え方、歩き方をしようといふことで誕生をしたと思ひます。先ほど政府委員から申し上げましたように、銀行の方針の決定の仕組みについても、アメリカのドミニオンが極端にならないようにという配慮はいろいろに加えてありますし、そのようなことは今日までそう行

れてまいつたと思ひます。まあそう申し上げても、しかし全体的にアメリカの指導性の非常に強かつた時代には、おのずからそのような政治情勢と経済といふものは無関係ではないはずではないかとおしければ、私はそのことは全く間違ひでございまして申し上げるつもりはありません。が、米州機構といふものが現在のようになつて、冒頭に申しましたようなアメリカのラ米に対する考え方がこれだけ変わつてきたといういまの段階になつて、この銀行が当初から考えておりましたような独立、中立的な融資、経済に対する関与といふものは、現在では御心配のような問題が皆無と申し上げるのも少し言葉が過ぎるかもしれませんが、な情勢になつておるのではないであらうかといふふうに考えます。

それで、わが国がこれに加盟することによつてどういふ新しい意味をわが国にとつて持つかといふことですが、あれだけ大きな地域にわずかな金を出したところで、そんなに大きな影響力があるわけではないと思ひます。むしろ私の思ひますのは、わが国はこのラテンアメリカの多くの国に、いわゆる二国間の関係で経済援助あるいは投資等を行つておられますが、今回この米州銀行といふものに入ることによつて、ラテンアメリカ全体の繁栄発展といふものにわが国としても関心を持つていられるのである、特定の相手国一国一国に対する関心もさることながら、ラテンアメリカ全体が民生も向上し、繁栄をしていくといふことに、物事の考え方の問題として、わが国も貢献をした、そういうわが国の国としての意思表示、希望の表示といふものが、今回加盟をする私は中心の意味合いではないかというふうに考えます。

○竹田四郎君 米州開発銀行についてはこの程度にしたいと思ひますけれども、しかし、現実には米連連でも、たとえばチリ問題等々についての調査も進んでいることであるし、あるいはアメリカの上院でも、アメリカの多国籍企業の調査といふものは進んでいるわけですから、やはり

金は出してやつたけれどもそれが悪用されるといふんじや、これはもう出した趣旨と全く違ふと思ふんです。だから、確かにこればかりの金を出して日本が中南米を支配しようなんといふことは私はこれはならぬと思ふのですけれども、少なくとも、この前の委員会でも申し上げたように、やはりそうした金がその民衆を引き上げていく。特に南米に在住する日本人の生活といふのは必ずしも、こちらに來ている報告によりますと、十分に民衆が上がつていっている人もあるでしようけれども、大多数の人は南米移民をしたけれども最後はどこへ行つたかわけがわからないという事態があつたりするわけでありますから、そういう意味では、やはり南米諸国の民衆を上げるとともに、一國の独裁的、独占的な支配を許していかない、こういう形の方針でやれば臨んでいかなくちやならないし、その方針を明確にしてもらわなくちやいけないといふことを強く要望しておきたいと思ひます。

それから、OECDの支援基金の問題でありますけれども、どうも私はこの支援基金をいまだどうしても通さなくちやならぬといふ意味が余りよくわからないんです。もとより、このものが大きく新聞紙上で論ぜられたことは、キッシンジャー構想が一般的には主体になつていような気がするわけですが、そのキッシンジャー構想といふのは一体何だつたかといふことを考えれば、石油消費國同盟をつくらうじやないか、産油國の言うことなにかおとなしく聞いていゝなんて、そんなことなことはあるか、おれのところには石油資源があるのだから、そんなところから買つてはやめようじやないかといふことが非常に大きくクローズアップされた、その後にどういふものが出てきたといふのが一般的な印象です、実際の問題はもっと細かいところで論ぜられていたのかもしれない。それを藤岡さん、あなたいろいろの角を取りこつちの角を取つて、そしていまの二百億ドルにしたといふことをお書きになつてゐるんですが、まあ大

変御苦勞なことだったと、私もその点ではあなたの勞を多とします。するけれども、もともとがキッシンジャーのそういう考え方から私は出ているような印象を非常に強くするわけです。いま日本の立場で言えば、資源はないということであれば、むしろ南北問題、要するに石油消費国同盟をつくらうとした国々と同じような立場に日本はないと思うのです。だから、あのときも恐らく消費国同盟に日本は入るのはやめようじゃないかという議論も私はあったと思うのです。この基金ができた根源というのはどうもその辺のような気がするわけです。

そうしますと、どうもこれからの日本を考えると、第三世界を中心とする資源保有国、そういうものに対立し、対抗しようというような、そういう印象を私は持ってしまう方がないわけですよ。いま何でこんなものに加盟してこんな基金をつくらなくちゃならないか、その理由がよくわからない。しかも、この基金を實際使うというような事態というのは私はほとんど出てこないだろうと思うのです。まあ出てくるということは、石油ショックと同じような状況がまた出てくるということ、好ましくないことでありますけれども、そういうあり方というのが果たしていいのかどうなのか。

もう時間がありませんから全部言っちゃいますけれども、それからもう一つ、これが発効するということになりますと、少なくとも条件があるわけですね、発効する場合の条件が。たとえば九〇%だとかあるのは六〇%だとか、こういうのがありますけれども、外務省で出された協定の説明書によりますと、これに対してはこれまで比準した国というのはいくつかあります。一ページのちやうど中段くらいに、本協定にデンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンと、こういうふうにあります。これ全部合わせたところで、金額にしたらもうごくわずかなものです。十三億ドルぐらいなものでしょう。最近はこの国も批准をするという予定があるようですが、それを入れて

も六〇%にならないわけですね。そうしたならばこれは効力を発しないと思ふんです。そういうものに、何で急いでこの協定を批准をしないかならないか。もう少し待っていてもいいんじゃないか、次の時期に送っても私はいいんじゃないか、こういうふうに思ふんですが、その辺一括して御答弁いただかないと時間がございませんで。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) まず、この基金ができましたいきさつでございますが、確かに、おっしゃいますように、七十四年十一月十四日にシカゴでキッシンジャー長官が演説されました件は、天下に広く知れ渡っておったわけでございます。その中で、七五年に規模で二百五十億ドルの各国の拠出または保証によるスキームをつくり、その利用を石油政策とリンクしようというのが骨子だったと存じます。しかし、その前の十月に、OECDのパン・レネップ事務局長が各国に提案をいたしました。やはりOECDの加盟国が相互に支援をし合うスキームをつくらうといったわけでございます。私どもの實際の作業は、十カ国蔵相代理会議のもとにおきましてこの十一月から始まったわけでございます。もちろんこういった各種の提案は参考にはいたしましたけれども、独自の立場で検討いたしました。翌年の一月に、大平大臣が議長をしておりました十カ国蔵相会議で基本的に合意し、さらに、それを拡大してOECD全体で検討しようということで、四月に調印の運びになったわけでございます。

いきさつはそういうことでございますが、大事なことは内容でございます。確かに、当初のアメリカの考え方には、産油国と対決するというふうにとられてもしょうがないような面があったように存じますけれども、この作業を通じて一貫してそれは排除したわけでございます。幾つかの例がございますが、たとえばこの基金の名前を「結基金」と言おう、産油国に対して消費国が「結する」というねらいで「結基金」というふうにしように言ったんでございますが、それは私も反対し

て、ごらんのように金融支援基金というふうに変えたわけでございます。実体におきまして、当初の対決色が全くなっておりまして、石油政策とのリンクもなくなっておるわけでございます。

それから次に、南北問題が大事じゃないか、これはまさに御指摘のとおりでございます。これは、先般のジャマイカにおきましてIMFの暫定委員会におきまして、開発途上国に対してはIMFの融資枠を通常の四五%増にするとか、あるいはIMFの持つております金を一部売って、その差益で信託基金をつくって開発途上国のために使うとかいうふうな、幾つかの取り決めがあったわけでございますが、それとあわせて、IMFは今回増資を進めておりまして、資金量がふえますとそれだけ開発途上国の方にたくさん資金が回るわけでございます。ところが、今回の石油の大幅値上げによりまして生じた国際収支の不均衡は非常に大きな金額でございまして、たとえば七四年だけで見ますと、OPECに六百四十億ドルの經常収支の黒字がたまりまして、それに見合う分をOECDあるいは非産油開発途上国等が負担をするということになるわけでございます。開発途上国に対してはIMF等におきまして、開発途上国に当てておられますが、先進国の分までも十分にファイナンスをする余裕がないわけでございます。他方、先進国の方は、それぞれの信用力によって市場から資金を調達する力もあるわけでございますので、先進国の方は相互に保証し合う、助け合おうということでも市場からその資金を調達しようということでも今の基金ができたわけでございます。

これを急ぎます理由は、御案内のように、いま国際収支の状況は非常に不均衡でございまして、世界景気も、回復の緒にはつきまじったけれども、まだ十分にはいっていません。先進国も困っておりますが、開発途上国も困っておるわけでございます。OECDの加盟国が国際収支の困難に負けずに、貿易制限とか為替切り下げ競争とか、

そういうことをしないで安定成長に戻るといふことは、先進国だけではなくて、開発途上国のためにも非常になるということで非常にこれを急いでおるわけでございます。

最後に、手続的なことでございますが、なるほど日本のシェアが一・七%でございまして、九〇%になりませんと自動的に効力しないわけでございます。いままでの各国の手続の進捗状況でございますが、先社御指摘のように、手続の終了いたしましたのは二十四カ国のうち十三カ国でございますが、五月中旬に手続を終えようという国もまた、ほかの国の出方を見て終えようという国も相当ございまして、私もいたしましては、やはりこれは期日までにでき上るというふうな見通しを聞いておるわけでございます。仮に日本が手続がおくれまして、十五カ国六〇%のシェアを持つている国が集まって全会一致でこれをつくらうということになりますと、六〇%ということでは、アメリカ、ドイツ、日本のうちのどこかが入っておりませんと数字的にはそうなりませんが、たとえば、アメリカと日本がおくればドイツだけが六〇%に入ったという場合におきまして、ドイツは、いままでの話し合いを通じて聞いておりますが、アメリカとか日本が入らないと自分だけがスキームの中で資金を貸す側に立つのはいやだということふうなことを言っておりますので、やはり日本が入りませんと全体がでないというふうな事情でございまして。

○竹田四郎君 もう時間ですから、あとまだ質問があるんですが、残念ですができませんので、一言だけ私要望しておきたいと思ふんです。

石油ショックに当たって、これは言うならば先進国の国際収支に対する節度の問題なんです。これは日本だってアメリカについて何回か節度を保てということを言っているわけですよ。問題は、いまおっしゃられるように、国際収支の非常に危険な国というのはむしろ開発途上国なんです。協定に参加する国じゃなくて、そこから材料を買って、そういう発展途上国の国際収支の危機というものの

は、私はこれは何か考えなくちゃいかんと思うんです。基金に加盟する国々は、むしろみずから経済運営の節度をきつとしないくちやならぬ国なんです。また、それだけのことでできる国なんですよ。私は、イタリーにしてもイギリスにしても、もつと節度を持たなくちゃいかぬと思うんです。そういう国が乱れてこの資金を使うような事態というのを引き起こすこと自体が、私は先進国の役割を果たしてはいないと思うんです。そういう意味で、私は、本来はOECDの支援基金というのは、考えてみればこんなものをつくるべきじゃないと思うんです。しかし、衆議院の方で通しましたから残念ながら賛成せざるを得ませんけれども、そういう点で、もう少し私は所属する国々の節度を要求すべきだと思うんです。そういう態度を政府がやっばりとしていただくことを私は強く要望したいと思うんです。

○糸山英太郎君 私は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、この件に対しての質疑でございまして、簡単にやります。現在、世界の動きがこれだけ激しい今日、わが国の外交もスピードに、しかも的確に行われなければならぬことは当然です。外務大臣を初め外務省の皆さんは、もちろん十分よく認識されて努力されていると思いますが、この機会に幾つかの点をお尋ねします。

今回のロッキード事件を解明するために、アメリカ時間で三月二十三日、日米法務当局の取り決めが交わされましたが、それを受けて日本時間三月二十四日夕方、外務省の事務当局の首脳は、ここに名前を出してもいいんですけれども、いろいろと摩擦があるから名前を出しませんけれども、記者懇談会の席において、これで外務省の仕事は終わったと発言したことが伝えられています。もし、これが事実だとしたらとてもないことです。腹の底から激しい怒りを覚えます。外務大臣、あなたの部下の重大発言です。これは冗談じゃ済まないと思います。ロッキード事件解明のスタート、これが初めてスタートを切ったときじゃないですか。にもかかわらず、外務省のもうトップのトップがそういう発言をなさるといふことは、だから外務省がたまるんである。私、きょうこれから徹底的に外務省に質問しますけれども、一体真相はどうなのか、はつきり言ってください。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう、御引用になられましたとおりの表現を用いた者があつたかどうかは定かではありませんけれども、それはこういう心理を私は申したのであると思います。

すなわち、あの段階まで外務省が日米間のこの問題についてのチャネルに、もっぱらのチャネルになつてきたわけでございまして、いよいよ調査なり捜査なりの機密に関する事項が出てまいりました。ところが、われわれ外務省に動いておりました者は、いわゆる法執行官吏でございまして、そのいう機密の扱い方あるいは扱う権限というものを正確に申しますと持つておらないわけでございまして。外務省は、従来外国とのやりとりにつきましても、外交上の理由で機密にしなければならぬと考へ、また、世間において御了承願つておるケースはたくさんございまして、犯罪捜査上の理由で機密にしなければならぬという考え方は、外務省自身の考え方になじみませんし、外務省設置法そのものもそういうことを含んでおらないわけでございまして、したがって、あの段階までそういう調査、捜査の機密に関する事項を勢い従来からの経緯上外務省が扱わざるを得なかった。そのことを、今度取り決めでございまして、ことによつて本来の法捜査、法執行機関である当局に移すことができた。こういう意味のことは私も一様に感じました。従来、つまり、かなりなれない、しかも、どちらかといえば法執行当局の仕事になじむであらうような仕事をやってまゐつたわれわれとして、ともかく、それを本来の当局に移すことができたという感じは、一様に持ちましたので、そういう発言があつたとしても、

それ以外の、いわば、外務省の網紀の弛緩を意味するような意味合いの発言ではなかつた。これは私、当時の雰囲気から申し上げられると思ひます。

○糸山英太郎君 いわば、大臣は、部下のことですからかばつていふというふうな印象しか私は受けません。

これは委員長お願いいたします。調査をして、この委員会の席においてやはり本人から確認してくだささい。そう思います。記者の人たちも皆さん聞いていられるんで、懇談会でもって言つたといふことをちゃんと私とつていられるんですから、これは大臣、やっばり大変なことですよ。大臣、そういう方の発言が、ましてそのときは、これから特使が何か出るか出たか、前後にそういうことを言われたんじや困りますから、どうか、大臣、ひとつ調べて、この席でもって、この次の外務委員会において、御本人連れてきてもらひませんか。委員長お願いします。

○委員長(高橋雄之助君) ただいまの件、糸山発言を十分取り上げてよく調査してください。

○糸山英太郎君 ロッキード事件といへば、二月四日にチャーチ委員会でもコーチン証言があつたとき、ワシントンのわが駐米大使館には日本の大使は不在でした。つまり、大使のいない日本大使館であつたわけです。私の調査によると、今回のロッキード事件の情報は、昨年の暮れには関係商社がすでにキャッチしてたと私は聞いております。当然、駐米大使館を通じて外務省もキャッチしてなければならぬ重大ニュースであつたはずですよ。ところが、肝心のときに駐米大使館には大使がいなかつたのです。大臣は、ちやうど大使の交代時期にぶつかつた、恐らくそういうふうな釈明されると思ひますが、そうしたときこそ特派大使を急遽出させるくらい対応がなせでなないのか。外務省首脳の問題といひ、また、この問題に対する取り組みといひ、私は声を大にして外務省のふまじめさ、のろまさをしかりつけ

ます。外務大臣、御答弁お願いします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 二月四日にチャーチ委員会における公聴会があるという事実は、実は在米日本大使館は事前に承知をいたしておりました。これは秘密の通知を受けたというわけではありませんが、十分注意しております。議会の議事日程などでわかるわけでございまして。したがって、この証言のあらましは直ちに本省に報告をいたしてまいりました。これは別に誇らしげに申すわけではございませんけれども、一般の報道機関は必ずしも、ルーチンの証言でございまして、そう著目しなくても不思議はないと言へば言えるので、出先はしかし、このことを注意しております。したがって、すぐに報告をいたしてまいっております。したがって、当時確かに大使はおりました。したがって、出先のこの問題についての体制は決しておろそかにはなつていなかったといふふうに考えております。

なお、一般的に外務省の執務体制等についての弛緩についての御批判は、これは私も十分反省をいたさなければならぬと思ひますが、本件につきましてはそのようなことはなかつたように考えております。

○糸山英太郎君 そうなりますと、外務大臣は今回のロッキード事件をめぐるワシントンの日本大使館の情報収集、情報分析などの外交活動についてどのように評価されているのか、恐らく満足なさつていられるんじゃないですか、いまの答弁だと。私は満足し得ないと思ひますけれども、大臣、ざばり。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは何分にも前例のない、しかも先ほど申し上げましたように、途中の段階からいよいよ捜査当局というものが知り得ない段階に入つてくる、この過去の三月余りの経緯を考へまして、十分とは申し上げませんけれども、与えられた環境のもとでベストを尽くしてまいつたといふふうに私は考えております。

○糸山英太郎君 ロッキード事件解明のための特別調査委員会が設けられたことでもありますし、

私きょうこの事件に関する質問は余り触れたくないんですが、在外公館の外交使命という観点から触れざるを得ません。ずばり外務大臣にお尋ねします。

大臣御自身がロッキード事件の第一報をキャッチされたのはいつですか。また、どなたから報告されましたか。簡単に結構です。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今回のように発展をいたします最初の端緒は、したがって、二月四日の公聴会が行われた、公聴会に実は出先のワシントン大使館関係の者を傍聴させておりましたので、その手書きが直ちに本省に報告をされてまいりました。そのとき知ったわけでございます。

○糸山英太郎君 そうなりますと、私の調査でもちろん出ていますし、また、一部のけさの朝刊においても、一部のマスコミにおいても、商社関係者も外務大臣よりも早く情報をキャッチしていたことになりまして、この問題は大変な問題です。もしそうだとしたらこれは大変な問題です。

私は確信あるんです。しかし、これは捜査にも影響があるといけませんし、後日私はロッキード特別委員会に機会を持って徹底的に明らかにしていきたいと思ひます。ただ私は、アメリカの上院外交委員会多国籍企業小委員会、いわゆるチャーマー委員会は単にロッキード問題だけではなく、アメリカの多国籍企業全体の実態について早くから取り組んでいたと認識しています。その上、ロッキード問題に関しては議会で取り上げるまでにい

わゆる事前調査を徹底的に行い、多くの資料、データを整えて、コーチャン氏など喚問、追及になったという経過です。この間、そのようなチャーマー委員会の活動について、外務大臣、日本の外務当局、当然的確な情報をキャッチしていなければならぬ問題と私は考えています。この点、アメリカ局長、外務大臣、どうお考えになっておりますか。

○政府委員(山崎敏夫君) 米国の上院外交委員会の多国籍企業小委員会がこの多国籍企業の問題を審議していたことはわれわれも承知しております。

【参議院】

す。具体的には、昨年の五月から九月にかけまして七回にわたって公聴会を開いております。それ以外にも秘密会を開いております。その際、ガルフ石油、ノースロップ、エクソン、モービル石油及びロッキードの各社に関する審議を行って、昨年の九月十二日の公聴会で審議が行われました。ただ、その際にも若干の新聞報道がございましたので、われわれも注意いたしました。それはインドネシア、イラン、サウジアラビア及びフィリピンに関する審議でございまして、日本にしましては何ら言及がなかったわけであります。したがって、その後、日本の問題が出てくるかもしれないということ、われわれとしても注意しておいたわけであります。

他方、それと相前後しましてというか、それに先立ちまして、八月二十五日にプロクシマイヤ上院議員を委員長とします上院の銀行委員会の公聴会が開かれました。この際には、ロッキード社に対して米連邦政府が保証した融資に関連していろいろ論議が交されたわけであります。その際にロッキード社のホートン会長等は、一九七〇年から七五年の六月の間に支払われたコミッションの二五%に当たる約二千二百万ドルが外国政府の関係者に渡されたという一般的なことは申ししたわけであります。ただ、具体的な国については一切申しませんでした。その際、プロクシマイヤ委員長は、ロッキードがトライスターを売った先の国別について一々質問したわけであります。いづれについてもホートン会長は具体的なことは申さなかつたし、また、それで銀行委員会の公聴会は終わっておったわけであります。われわれとしましては、その銀行委員会の公聴会の記録はその後取り寄せて、当時、国会の一部の委員からの御要望もありましたので、たしか十月中旬ぐらいにその公聴会の記録を入手しまして、関係部分の訳文もつくって、国会の関係委員会には御提出申し上げた次第でござい

ます。このようにして、われわれとしては、このアメリカの上院におきますロッキード問題をめぐる審議についてはフォローしておいたわけであります。が、その九月十二日の公聴会以降は全然情報はないなかつたわけであります。ただ、先ほど大臣も申されましたように、二月四日に公聴会が開かれたというのをキャッチしましたので、あるいは日本の問題も言及されるかもしれないというので、大使館の者を及ぼせしめたというわけでございまして、われわれとしては、本問題にしましては力の及ぶ限りにおいて十分フォローしておいたつもりでござい

ます。

○糸山英太郎君 いまの局長の御答弁、立場もあるでしょうし、私はこれ以上しつこく追及しませんけれども、私は日本大使館の中からも聞いていますけれども、もう少し対策があったんじゃないか、もっと早くこういうものは、別に何もかも消すとか何とか、そういうことじゃなくて、こんな事が大きくなってしまつて、あわてふためくようなことでは非常に困る。おかげさまで国会もこれだけ長期ストップしてしまつたということも、もう少しアメリカ局長としても責任を感じていただきたい。

○外務大臣(宮澤喜一君) まことにそのように考

えております。

○糸山英太郎君 私は、現在の在外公館の外交活動について、残念ですが満足していません。例を挙げてもいいんです。きょうはまあ余りきつことも与党から言つてもいいかもしれません。適当にしておきますけれども、たとえばアルコール中毒患者、アル中の人間が大使をやつていたり、名前も出ています。あるいは特定商社の代弁者、もう商社の手先ですよ。現在どこかの大使をやつていて、名前も出ていますけれども、こういうアル中の大使とか、大体商社の手先になるような大使を置いておくんじゃないかと、私は信じられませんが、こうした許されない話を聞くと、一体やる気があるのかないかという激しい怒りをほくは感じます。私は議員になる前は実業界で生きてきました。会社経営と在外公館とを対照させることは適当ではないとしても、会社の経営においては、自分の経験からして、経費はかかりかさんで業績が伸びなければ会社はたちまち倒産してしまひます。私はやる気のない社員はどんどん入れかえて、少数精鋭主義でやつてきました。外交の重要アンテナである在外公館がきんばつていなければ、国の将来、国の未来はどうなりますか。私は在外公館の外交活動に常に百点満点を要求します。あの石油危機、オイルショックをもたらしした第四次中東戦争についての確な情報をキャッチしていか

かつたのではありませんか。あるいは、南ベトナムのグエン・バン・チュウ政権の崩壊をめぐる情報はきわめて甘かつたんじゃないでしょうか。この二件はどのように処理されていたんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 在外におります者、必ずしも完全な人物と申しませんことは認めなければならぬので、十分に注意をしてもらわなければならぬとかがね思つておりますが、ただ、その中で特定商社の手先の者が大使におるというようなことはあつてはならないと思ひますので、私どものために、後刻差し支えなければひとつ糸山委員の御在じの事実をお話しさせていただきます。これは在外

外をよくするためと考えまして申し上げることでございます。

次に、第四次の中東戦争の勃発について予知をしていなかったではないかということは、残念ながらそのとおりでございます。しかし、これは弁解を申すわけではございませんが、イスラエル自身が十分に対処をしていなかったというふうなふうに考えられますので、第三者が知り得る程度というものは客観的にわずかであったのではないかと、可能性はわずかであったのではないかと考えられます。

それから、いわゆるサイゴン政権の問題につきましては、当時サイゴンに在動しておりましたわが国の大使は、サイゴン政権というものの将来についてかなり悲観的な見方を終始本省に送ってまいってございまして、その辺の見方は米国の見解と著しく異なっておりまして、私もそのいづれが正しいかを判断をすることができなかったわけでございますが、この点については、結果としてはわが方のサイゴンにおける大使館の判断の方が事実に近い。ただ、それにいたしまして、あのように急速な崩壊があるということとは予測をしておりませんでした。

○糸山英太郎君 ただいまの大臣の答弁に關しまして、人事の件に關しては、官房長に後ほど私のところへ来ていただければ、実名を挙げてゆくり指導して差し上げます。それはいいです。

そして、いろいろ外務省としても情報に誤っていたということを大臣がお認めになりましたので、やはりそれだけに大使とかあるいは在外公館にいる方は信頼関係、外務省本庁との信頼関係というのはなくちゃいけない、彼が言うことならば本当だろうというぐらいのやつぱり信頼関係、その人がアルコール中毒患者では困るということ、十分注意をしていただきたいと思います。

在外公館に關する改正法律案についてきょうは審議をしていくわけですが、私は利益にプラスになることであれば、在外公館の数をふやし、勤務する外交官の給与をアップすることも賛成です。

むしろ、必要ならば積極的に改正を促進します。しかし、貴重な国民の税金を使うのですから、むだになつてはいけません。私は在外公館の日常の外交活動の中に多くのむだがあるというデータを持っています。ですからこの質問もしているわけ

たとえば本省と在外公館の報償費について、あるいはプライベートで海外へ出かけたときの国会議員に対する便宜供与について多くのデータを持っております。便宜供与については、プライベートな海外旅行であるのにもかかわらず、多くの要求があれば、要求する国会議員の方にも在外公館に対する認識のなさが指摘されることになりま

す。余談ですが、これは与党も野党もあるということ、私を私にしかんてい。外務省の人たちから多数の苦情も私は受けています。個人の買物、あるいは奥さんの市内見物、あるいは子供たちの便宜供与まで、私がここで申し上げたいことは、在外公館は本来の使命達成のために大にがんばつてもらいたい。そのために援助や応援をすることがある、それならば私は全力でもってバックアップしようということなんです。もっときわめてずばりと申し上げれば、国会議員のプライベート海外旅行に關しての便宜供与などは直ちにやめるべきです。外務大臣は実情についてどのように認識され、どのように理解されているか。むだ遣いの問題と国会議員に対する便宜供与問題については外務大臣の明快なお考えを伺い、そして、この場でもって私に約束していただきたいのは、それは今度のロッキードとかあるいは国政調査権、あらゆることでもって行く、公用の場合はばくは構いません。それは大に大使館に連絡するなりしていただきたい。私が仮にどこへ行っても、ずいぶんデータもいたしますけれども、持ってくるデータは三年前、四年前のデータばかりです。新しいデータなんか一つもつくってはいない。なぜだという、まあバリならバリへこの正月に百人以上の議員の先生方がお見えになりまして、送り迎えだけでもっていっぱいでした。そんなような在外

公館ならばはくはおかしいと思う。正月とか休会中に遊びに行く、そういう国会議員の便宜供与などというのを一切やめるべきじゃないですか。大臣、決断、ここでもってはっきりやめましょう。

○國務大臣(宮澤喜一君) 国会議員がプライベートに外国に出かけになるという問題でございましてけれども、国会議員の方々の中にもいろいろな意味で外国にいらつしやうて、お世話をやく人たち、友人等々をお持ちの方もおいでになりますけれども、必ずしもそういう方々ばかりとは限りません。いわんや非常に大都會でございましてそういうことも自然ありでございましてしょうけれども、そうでないとこになりますと、文字どおり

在外の大使館なりあるいは総領事館なりがお世話をしていただければ本當にお動きになれるという場合はこれはしばしばございまして。それから国会議員のプライベートの旅行とおっしゃいますけれども、それは観念的にはそういうことが申せますが、わが国の国会議員が外国にいらつしやうてその事情を見てこられる、知ってこられるということ、仮にプライベートな目的であったとしても、それは議員の今後の国政を審査される、調査される上に必ず何がしかの影響を与えるのでございましてから、私はそういう意味で全くプライベートで公の性格でないというようにを言い切れるケースというものは非常に少ないのではないかといいふうに考えております。したがって、国会議員が外国にいらつしやる場合に何か便宜を供与してほしいとおっしゃれば、私もはできるだけのことはいたすべきものだといふふうなことは私もできてもしませんが、いたしもしませんが、できるだけの便宜を計らうのが私どもの仕事の一部分であるといふふうな考えでございます。

○委員長(高橋雄之助君) ちょっと時間が経過しました。

○糸山英太郎君 最後にします。

たくさん質問がある。私の時計だと二十七分なんですけどね、まだ。ちゃんとタイムウォッチを

持っているんですけれども。

いまの答弁伺いまして、やつぱり大臣は国会議員でもありますが、まあ守っているという感じですねけれども、どうか、車で送り迎えするの結構ですけれども、車の実費をいただくとか、あるいは家族がどこか市内見学するのに案内するなんていうばかげたことは、もうこれはやめさすともっとはつきり大臣言つてくれなければ、私は今度のこいう問題もまだまだ私はたくさん言いたい。

最後に一言だけ、具体的な外務省の外交官の教育のあり方、あるいは改正上一つだけ、もう一つ要求してやめます。

現行の外交官採用試験のうち、上級外交官試験に必要な外国語は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、ロシア語の六カ国語の中からどれか一つを選択することになっております。しかし、この制度は世界の現状に照らしてまことにおかしいことではないかと私は考えます。なぜならば、発展途上国語が一つも入っていないからです。南北問題がこれほど世界の流れの中で議論されている今日、しかも対途上国外交の一層の推進を力説しているわが国において、これは全く不可思議な現象ではありませんか。これで南北問題に対応できるのでしょうか。その一方で、中級試験の中には朝鮮語やマレー語、アラビア語などがあります。ドイツ語の場合は、現在では東西ドイツとオーストリア、スイスの各国を除いてはほとんど通用しないといつていいぐらいの実情です。ドイツ語が入っているくらいならば、同じように複数の国で使われている言葉、たとえばマレー語とかアラビア語とか、そういう言葉を上級試験の外国語の中に加えるべきではありませんか。外務大臣、私はそう考えているんですが、どうか、短い三十分の時間でもってこれしか言えませんが、その中に、これから大いに日本の国がめんどろを見、あるいは協力を求める国の言葉も入れてくれなければ、これからの外交あるいは在外公館にいく人たちは非常に困るんじゃないかと思

ますので、これはあえて私のお願いをしまして質問を終わらしていただきます。

○政府委員(松永信雄君) 現在上級試験を受験いたしました場合の外国語としては、御指摘があらました六カ国語が指定されております。これは、現在これらの六カ国語が非常に広く国際的に一般外交用語として使われているというこのほか、わが国におきまます教育機関における外国語の教育というものの念頭に置いて指定されているわけでございます。しかしながら、実際に外交上の用語としてこれらの言葉に限らず、ほかのいろいろな国の言葉も必要でございます。このために、私どもは、外交上級試験に合格して採用いたしました者に對しましては、この六カ国語に限らず、さらに広い範囲の外国語の中から研修語を指定し、修得させております。たとえば、最近ではアラビア語の必要性が非常に増大しておりますので、毎年合格します者の中から一、二名をアラビア語を指定して、この専門の語学の研修をいたさせております。また、中級あるいは語学研修員試験におきましては十八カ国語が指定されており、その中には御指摘のありました朝鮮語も入っているわけでございます。

しかしながら、実際の実情を申し上げますと、例年これらの試験を受けて合格してまいります者は、英、仏、独、スペイン、中国語等の、先ほど申し上げましたような外国語にほとんど集中して、それらの試験を選択して受験した者に限られていてというのが現状でございます。しかし、入省後にやはりいろいろな特殊の外国語を研修させる必要がございますので、できる限り現在外交上要請されております外国語の修得に遺憾のないよう努力しております。また、今後とも努力してまいりたいと存じております。

○糸山英太郎君 大臣の答弁いただきました。いまのようなことでぐじぐじ言っているのじやなくて、はっきり大臣、こういう言葉も、これから発展途上国語も使っていきたいと思っておりますか、前向きですとか、何か答えてください、大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) 最小限知っていただければならない語学と、それから次にやはり心得ていなければならぬ語学というものをあわせまして、受験の条件とその後の研修のやり方、総合的に前向きに考えてまいりたいと思っております。

○糸山英太郎君 わかりました。それでいいんです。

○塩田啓典君 まず最初に、在外公館のこの法律案について質問いたしますが、今回の改正によりまして、戦争等による特別事態の際の外務公務員の在勤基本手当の額の設定、こういうことになっておりますが、この特別事態であるという認定は外務大臣がするようになっておるわけでありまして、大体どこでこの国がそれに該当するのかが、

○政府委員(松永信雄君) 現時点におきまして、在外公館の中でこの法律が制定されました場合にどこが指定されるかという御質問かと存じますが、現在の時点において考えますと、おそらく私どもが考えておりますのは在レバノン大使館がこれに該当するということになると思っております。

○塩田啓典君 それから、今年度の外務省の予算のわれわれ説明を受けた中では、五本の柱の一つに海外子女教育の充実強化、そういうことが挙げられております。そうして今年度は海外において何カ所かの、ロンドン、ミラノ、北京、ブラジルのベレーンですかの四カ所に学校をつくる、このように説明を受けておるわけでありまして、この四校の開校はもう終わったのかどうか。

○説明員(谷田正躬君) 御指摘のように、全日制日本人学校の新設につきましては、本年度北京、ロンドン、ミラノ、ベレーンという四カ所に認められておりますが、実際に設置が終わりましたのには、北京がつい最近開校いたしました。ロンドン、ミラノ、ベレーンにつきましては現在準備中でございます。

○塩田啓典君 四月十六日に海外子女教育推進研究協議会が文部省に報告を出しておるわけでありまして、それによりまして、義務教育年齢該当者、

すなわち海外における義務教育年齢該当者は、四十六年が八千六百六十二人、五十年は一万六千三百六十六人、このようにわずかに四年の間に非常に倍増しておるわけでありまして、それに対する海外子女教育のための教員の定員も五十年が三百六十人、五十年が四百四十八人と、このようにふえていると聞いておるわけでありまして、この定員は十分なのかどうか、また、この予算定員というのはどういう基準で決めておるのか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員(谷田正躬君) ただいま御指摘のように、五十年度におきまして海外で義務教育に相当する該当者子弟は一万六千三百六十六人ございまして、そのうち約五千五百人が現地の学校で教育を受けながら、週一、二度程度の日本語の補習授業に通学してございます。その補習授業校は、いま全世界で四十七校設置されてございます。残りの四千六百人はおおむね現地の学校のみにも依存しているわけでございますが、これらの者に對しましては、海外の子女教育振興財団というのがございまして、ここで通信教育を実施いたしております。政府といたしまして、今後は現地の要求を踏まえながら、必要に応じて日本人学校の設立、補習授業に対する援助の増大、それからいま申しました通信教育の一層の充実を図っていくという方針でございます。

次の教員の問題でございますが、現在、予算で予定しております教員派遣につきましては、これは現地からの要望を取り入れまして、これに應じて各都道府県から教員を募集いたしまして、もちろんこれは予算の限度がございまして、けれども、できる限り海外の日本人学校、補習学校等の要望にこたえて派遣教員の割り当てをするという仕組みになっております。本年度、五十年度には四百四十八名を予定しております。

○塩田啓典君 この推進研究協議会の報告によりますと、五十年度の場合には予算定員に對して八名不足しております、五十年度は二十四名不足をしている、こういうことを言っておるわけでありまして、

すが、五十年度はその後どうなのか。いまのお話では、予算定員というのは現地の要望によって決められるようでありまして、二十四名不足では現地の要望にこたえられないと思うんですが、どういう理由で不足をするのか、その点はどうでしょうか。

○説明員(谷田正躬君) 現在、海外の日本人学校に對する教員の派遣は、各都道府県の教員で研修出張というような名目でもって、一時的に従来の職務を離れる者に對して、外務省の方で、外務大臣がそれらの教員に對して海外の日本人学校の教育指導に従事するということを委嘱する形をとってきておるわけでございます。この場合、教員の俸給、いわゆる本俸と申しますのは都道府県が負担しております、海外へ出た場合の旅費、それから在外手当、いわゆる在外俸と申しますか、これは外務省が負担しておるという形になっておるわけでございます。それで、最近では海外の日本人学校の数、それから規模が非常に大幅にあえてまいりまして、その結果、こういった学校で必要とされる教員の数が急激に増加いたしました。他面、最近の都道府県の財政上の事情というものがございまして、これまでどおりの派遣方式で十分な数の教員を派遣することが困難になってきておるというのが実情でございます。御指摘のように、五十年に四百四十八名の予算定員で二十四名不足という事態が見込まれておるわけでございます。

これに對する対策といたしましては、派遣制度の、従来の都道府県と国による分担方式という方式について改善を加える必要があるだろうということ、いわゆる都道府県の財政状況が非常にいま苦しいという事態を踏まえまして、関係省庁、文部省との間で協議してこの派遣制度の改善というところを検討しておる段階でございます。

○塩田啓典君 外務大臣にお尋ねしますが、やはり海外における子女の教育という問題は、これはまあ商社の子どもの教育という問題、これは子女もいると思うんですが、個人的なビジネスで行っている人もあるわけですが、しかし、

この人たちの子女に対する教育をどうするか、あるいはまた、派遣をされる先生方がそれぞれの地域社会においてどういう行動をとっていくかというところで、日本の外交の上から考えても非常に大事なことで、現実には不十分な定員でありながらそれ不足している、こういう現状でございますので、これは早急に少なくともその定員は満たすように外務省としても努力をしたいと思います。それから、都道府県がお金を出し、国が旅費と謝金だけを出している、こういうシステムというのは本来からいえば余りよろしくないんじゃないか。できれば国が一切の責任を持ってやるべきであって、都道府県に任せておくからこういうようなことになるんじゃないか、そういう点でこれは抜本的に検討すべきではないかと思うんですが、その二点についてお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私もこの海外子女教育のための財団ができましたときに、ある理由から多少かかわり合ったことがございまして、この問題に関心を非常に持つております。したがって、この制度を充実することがきわめて大事だというふうに考えまして、及ばずながら、はからずも外務省でこの仕事をやるようになりました、関心を持って努力をいたしております。

次に、その教員の問題でございますが、確かにここにちよっといろいろ問題があるように存じます。つまり、都道府県によつては、本俸は持つというところもありませんし、いや持たぬというところもある。持たぬというところの方が都道府県の数としては多い。ただ、まあ派遣しております属先としては東京都等の周辺が多うございすからなんでしょうが、都道府県の数としては持たないという方がおそく多いんじゃないかと思ひます。この方々が地方公務員でございますから、それはそれでいいというふうなもの、実は帰ったときの、もう一度復職できるというふうなことについてもいまの状態では不安があるというところである。地方公務員が実際やっております

ことは、今度海外へ行けばその地方のために子女教育をしておるんではなくて、いわば国家公務員のような仕事をしておるわけでございますので、どうも筋道から言つて塩出委員の言われるような問題が確かに私にあると思ひます。これは各省にまたがる問題ですので、すぐに解決をいたしますと申し上げることができませんけれども、どうもいまの制度そのものに十分でないところがあるのは私おっしゃるとおりだと思ひますので、その点は関係各省と話し合ひして改善を私はいたしたいと思ひ思つておる点でございます。

○塩出啓典君 この点は、もう時間がございませんで、また後日に譲りますが、その他、子供たちが日本へ帰つてきた後の教育の問題、そういうような問題もたくさん提起されておりますので、外務省また文部省当局におかれましては、海外にいる子供たちが、また、その教育に当たる先生方が十分安心して教育に励むことのできるように、こういう対策をさらに進めていただきたい、このことを要望いたします。この問題については、さらに次の機会にお尋ねしたいと思ひます。

次に米州開発銀行の問題でございますが、これはいま竹田委員の方からいろいろ質問ございまして、この米州開発銀行の経営あるいは方針等にかつての意見はどのように反映されるのか。理事とかその他ポストがあるようですけれども、そういうものに参加できるのかどうか、その点はどうかでしようか。

○政府委員(菊地清明君) お答え申し上げます。

今後、日本の加盟が実現いたしますと、域外加盟国全体で二名の理事を、域外加盟国の間の相互による投票で選出することになっております。しかも、日本の場合は域外出資及び拠出の金額におきまして最大となっておりますので、ぜひ日本側から理事を出したいということで、域外加盟国の間で、現在メキシコで話し合ひを進めておりますのでございます。

○塩出啓典君 先ほどからいろいろ論議がありま

したように、わが国も出資する以上は、この米州開発銀行というものが本当中南米の諸国から感謝されるような、そういうあり方であればならぬ。そうでないという意味はないわけでありまして、そういう点につきましては、理事になればその理事を通ずなり、いろいろな面であつていう点には十分配慮をしてやつていただきたい。このことは異存はないです。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおりでございます。

日本側の出資及び拠出は、特に拠出の方でございますが、特別業務基金の方にも拠出する、つまり地域間資本と同額の金額を特別業務基金に出すという点によりまして、域内の発展途上国の経済開発により多く寄与し得るのではないかと期待しております。

○塩出啓典君 現在までの米州開発銀行の貸付状況とか返済状況、そういう経営状態と申しますか、そういうものは問題ないのかどうか。

○政府委員(菊地清明君) 一九七五年末、昨年末現在の融資承諾累計は、通常資本の方で二百九十件、三十九億二千万ドル、それから特別基金と申しまして、より寛大な条件で出資基金からは四百四十六件、四十・八億ドル、合計いたしまして八十億ドルの融資をすでに行つておるわけでございます。主要借入国はブラジル、メキシコ、アルゼンチンというふうになっております。それから、貸し付けの主要分野といたしましては、通常資本の方は電力、鉱工業、運輸通信という順序になっておりますが、特別基金の方は、農林漁業、運輸、通信、衛生、電力といった、いわゆる農業及びインフラ部門に融資をされております。

返済の状況につきましては、一九六六年にブラジル、アルゼンチンの民間企業に貸し付けた場合に若干問題がございましたけれども、その後、処理がつきまして、最終的にこげつたことになったのはアルゼンチンに対する百八十万ドルということになりまして、八十億ドルの融資のうち、まあほとんどすべてが、ほとんど一〇〇%支障なく貸し

付けられ、返済を受けているという状況でございます。

○塩出啓典君 先ほどの話では、いままでは二国間である協力をしてきたのに加えて、今回、米州開発銀行を通してそういう地域単位に協力をしていく、こういうお話でございますが、これはいままでの二国間による援助をやめるといふわけではなしに、そういうものはいままでどおり続けて、さらにこの米州開発銀行を通して協力をしていく、このように判断をされているのかどうか。

○政府委員(菊地清明君) 仰せのとおりでございます。

○塩出啓典君 そこでこれ、ちよつと大蔵省にお尋ねしますが、この米州開発銀行、またもう一つ、OECDの金融支援協定も通じてわれわれ思うことは、非常に両案件につきましても大蔵省が積極的で、われわれ、大蔵省というのは金を出すのには非常に強い、まあ後の方は出さないにしても、出す場合もあるわけですね。いままでの、この間この委員会が審議いたしました協定の機軸在庫に対する供与の三十五億円、これもなかなか大蔵省が財布が固くて出さない。また、この間木村さんは農業開発銀行に五千万ドル出すということ、を、ようやく、昨年の十一月に言えはいいものをわざわざいまごろ言わなくてはならない。それぐわい非常に大蔵省は固いわけでありまして、われわれは国民の税金を一銭のむだもないように効果よく使つていこうという大蔵省の気持ちはわかるんですけれども、何かあつちの方は非常に財布のひもは固いの、どうもアメリカがリーダーシップをとるような、また、大蔵省が主導権を持つようなところには一生懸命早くやれやれ言うけれども、外務省が主導権を持つてやるという南北問題に関する、われわれから見ればさらに重要な問題にはなかなか財布のひもが固い、そういう点においては非常に納得がいかないわけなんですけれども、これは国際金融局長の担当外の問題もあるかもしれないけれども、大蔵大臣にかわつてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) いま塩出先生御指摘になりましたように、私も大蔵省全体としては、大事な税金を使うわけでございますから、有効にむだなく使いたいという気持ちはだれしも持つておるわけでございます。同時にまた、国際協力というものは非常に大事であるというところは外務省と同じように思っておるわけでございまして、大蔵省が言ひ出したからどう、外務省が言ひ出したからどうというような、実は私もそういう意識なくいままでやってきたつもりでございしますが、今回の米州会議に参加する件といひ、また、OECDの金融支援基金協定に参加する件といひ、これらとも国際協力をとりながら世界経済の繁栄、また、世界経済の繁栄とともに日本にとって非常に大事だということでも私も推進しておるわけでございまして、別に外務省、大蔵省という区別なしに考えておるつもりでございします。

○塩出啓典君 われわれ日本の国は、そういうOECDの加盟の国々とも協力をしていかなければならない。また、アメリカとも協調もしていかなければならない。それと同じように、あるいはそれ以上に、日本の将来を考えると、いわゆる南北問題、発展途上国に対する関係というものも改善をしていかなければならないと思うのです。そういう意味で、われわれは決して先進国あるいはアメリカとの関係を壊してまでやれというんじやないわけでございしても、もうちょっとやはり大蔵省の姿勢としても大きな視野に立つてやってもらいたい。まあわれわれ当委員会でも論議した範囲での感想で、あるいは間違つた意見かもしれせんけれども、今後ともそういう一次産品の問題に関する共通基金の問題とか、そういうような点にもひとつ力を入れてやっていただくように、そのことはひとつ大蔵省、大蔵大臣にはつきり帰ってよく伝えておいていただきたいと思うのです。これはまた、後日その点については機会を設けて大蔵大臣にも要望したいと思ひます。その点よろしいですね。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 承知いたしました。

○塩出啓典君 それから次に、OECD金融支援基金協定でございますが、アメリカは一番シェアが高いわけですが、アメリカはまだ現在に批准をしていない、五月末までには批准をするであらう、このように大蔵省からいただいた資料にあるわけですが、アメリカの批准の見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 最新の私も得ました情報によりますが、五月末までにはするといふふうに聞いております。

○塩出啓典君 それでは次に、時間がございませんで、この金融支援協定はOECDの諸国が助け合うためのものでありますが、最近のOECD諸国の国際収支はどうなつておるのか。特に、比較的小さいOECDの諸国の状況はどうなつておるのか。これがもしできた場合に、これの余り恩恵を受けるようになっては困るわけですが、そういう方面に最近距離にある国は、どういふところなのか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 昨年のOECDの經常収支の赤字は六十五億ドルと見込まれておりまして、石油の大幅な値上がりで本格的に効果を出しました第一年の一昨年の三百三十億の赤字に比べますと非常に改善しておるわけでございします。しかし、この改善の大きな部分はアメリカとドイツの黒字のせいでございます。アメリカ、ドイツその他大きな国七カ国を除きますと、OECDのいわゆる小さな国の赤字は依然として大きいわけでございします。七五年では百二十億ドルぐらゐの赤字でございまして、七四年とはほぼ同額でございします。

模に比べましてその赤字の額は非常に大きいわけでございます。ただ、具体的にどの国が一番初めに借りに来るかどうかということにつきましては、まだどの国からも借りたという意思表示はございませんし、それから、このOECDの基金に借りに来る前に、IMFその他あらゆる金融手段を努力してから来るということになっておりますので、具体的にどの国が来るかどうかということも、いまの段階ではちよつと申し上げにくいんじゃないかと存じます。

○委員長退席、理事亀井久興君着席

○塩出啓典君 本基金の貸付期限は二年間になつておるわけですね、返済の方は七年のようでありますが、そうすると、現在のOECD諸国の国際収支の現状から見て、二年間ということでは問題はないのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) このOECDの金融支援基金は、あくまでもいわゆる石油危機の後の国際収支の不均衡、これを乗り切るための臨時措置でございまして、これだけの大きな不均衡がいつまでも三年、五年と継続するということになりますと世界経済は混乱してしまふので、私も、そういうことはあつてはならない。現に、産油国の黒字も七四年の六百億ドルを超す規模から七五年は三百億ドル台になつておりますし、各方面の見込みによりますと、五年後の一九八〇年には産油国の国際収支はほぼ均衡に近づくのではないかと言われておるわけでございします。したがひまして、いまこの一番大事な時期、まあ二年間を乗り切るためにお互いに助け合おうということでございますが、もちろん、二年の終わりになりましたとしても世界経済が依然として困難であるという場合には延長をするということも可能でございます。私もそれはそういうことがないよう願つてはいるわけですが、万一そうなる場合には、改めて国会の方にお願ひにすることをどうするかと存じます。

○塩出啓典君 OECDの諸国も大変ですけれども、一番大きな問題はいわゆる非産油の発展途上国ですね。そういう国々はダブルパンチを受けておるわけですが、この金融支援協定というものも成立した場合には、そういう国々に対してはどういう点で貢献するの。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 非産油開発途上国の赤字も非常に多ございまして、これにどう取り組むかという問題は大事な問題でございしますが、先般ジャマイカで開かれた会議におきまして、IMFの貸出枠を四五%ふやすとか、あるいはIMFの持つております金を一部売りましてその差益で信託基金をつくらせて開発途上国にソフトな条件で貸そうというふうな取り決めができておりました。いろいろな面において非産油開発途上国の資金手当てはできつつあるわけでございしますが、OECDの方はこういった資金を使わなくても相互にある程度の信用力がございしますので、いわば担保合して市場から資金を調達しようというところで、別途こういうふうな基金の設立をお願いしておるわけでございします。こういうふうな先進諸国が国際収支の心配なく経済の回復に向かつて努力することができますれば、貿易制限とか為替切り下げ競争とか、そういった近隣窮乏化政策をとらないで世界経済全体を順調に持っていくということができるとなつてまいりますので、先進国だけではないで非産油開発途上国にも非常に大きな貢献になるのではないかと存じております。

○理事亀井久興君退席、委員長着席

○塩出啓典君 この金融支援基金を設立する協定の最後に、外務大臣に、この協定によつて国際収支の問題に対処し得るとしても、より基本的な問題は、産油国と対決的な関係に立つことなく、いかに産油国の価格政策をリーズナブルにするように持つていくか、こういうことにあるんじゃないかと思ひます。これが資源貧困国であるわが国の外交に課せられた最大の責務であると思ひますが、これについて外務大臣の所見をお伺ひしておきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 七三年の十月に戦争が起りまして、消費国が最初に集まりましたのは

○塩出啓典君　それでは、ハンガリーとの通商航海条約につきまして、二、三お尋ねしますが、四十四年十一月における交渉のときには、ハンガリーがガット加盟国でなかったために交渉がまとまらなかった、それが今回ガットに加盟をして、それらで交渉成立に至ったという、そのあたりの事情はどういうことなのか、簡単にひとつお願いします。

○政府委員橋正忠君　ハンガリーとのこの条約の交渉は、六六年に最初に口火が切れましたが、その後、双方の貿易制度その他の法制も検討する段階に入り、六九年ごろから交渉が具体化した次第でございます。ただ、そのときに実質的な問題としては、ガット優先条項についてハンガリー側が難色を示したために交渉が停滞いたしました。その後、一九七三年に至りまして、ハンガリーが

あつたのが七三年には四千百名、七四年には二千二百名、これはどういうわけですか。

○政府委員(橋正忠君) 私ども存じます限り、特別の理由は見当たりません。確かに二、三年前まで非常にわが方のハンガリー訪問者もふえ続けてまいったわけでございますが、むしろその後における景気全体の動向から、わが国の海外旅行者が、全体として減つておる、恐らくその一環としてハンガリーへの来訪者も減少しているものというふうに推測しております。特別の理由は見当たりません。

○塩出啓典君 最後に、最近の日本とハンガリーとの間の問題点につきましては、特に最近日本の輸出超過、出超であるということを聞いておるわけでありまして、今後こういう問題を含めて、日

展望がさらに開けていくものと考えております。特別にそれ以外に西国間の障害というものはないと考えております。

○塩田啓典君　最後に外務大臣、今後の方針というか……。

○国務大臣（宮澤喜一君）　ただいま貿易状況につきまして政府委員から申し上げたのであります。が、ハンガリーとわが国とは必ずしも体制が同じではございません。しかし、今回このように通商航海条約が結ばれるようになって、また、その結果混合委員会もできるようになりました。体制というようなことは別に私どもこだわる必要はない、また、こだわらずに今後とも友好関係を推進していきたいということを基本に考えております。

のはも一つでもある。現在の價格がいいとは申しませんが、いかにもいままでの價格はひどかったではないかということは理由があることである。それらの国々もこういう有限な資源にいつまでも頼っているわけにはいかない、やがて工業化をしたいと考えていることも、これももつとではなにかということまではかなりはっきり認識をいたしまして、したがって、われわれの御指摘の經濟外交というものについて、いままで申してみれば、済まぬことですが、無関心で済んでゐられた地域に対して、今後そういうわけにはまいらないということが一つの大きな教訓であらうと思つております。

○立木洋君 一つの面をお述べになつたと思うです、産油国との關係で。しかし、日本の經濟

自主的なあり方という面では、この石油ショックの問題から何もお感じになりませんでしたか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は、たとえば石油に関するメジャーというものの関連でございませうれば、従来買手市場でありましたから、私どもとしては、供給者同士を上手に、言ってみれば操作することによって一番有利な条件で石油が買えるという立場であつて、したがつて、メジャーというものを上手にわれわれとして使うということとで済むと思つておつたわけでありまして、それがあのような状態でなくなつた。私はしかし、今後とも供給者としてのメジャーというのは、結局バーティカル・インテグレーションや何かがありまして、相当な役割を担つていくと思ひますけれども、あゝあゝ事態になつて、いかにもわれわれの、自分がある程度自由にできる石油資源を持つていなかったというところについてはいろいろな反省がございまして。ただその場合、日本の固有の資源をアラブの国々に持つておつた、多少は持つておるわけですが、しましても、やはりバーティカル・インテグレーションのからなかなかに免れられそうもないというのが大勢であると思ひ、何とか、これはちよつと我田引水のような議論になつて申しわけありませんけれども、わが国の領域内あるいは近海においてそういうものも開発すべきではないかということも考へるわけがございまして。

○立木洋君 なかなかいいところに大臣落としておられますけれども、石油危機が起こつてからは、アメリカの石油政策というの、その当時から見ますと、七十四年十一月のキッシンジャー構想がありまして、その後も若干の変化、アメリカの石油政策も変わつてきてゐるのではないかと思ひますが、現在の時点でアメリカのエネルギー政策、特に石油政策、どのような政策をとらうとしているというふうにお考へになつておられるか、その点について。

る率を少なくしていこうというのがアメリカの基本的な方針だと考へております。しかし、いままでのところは、恐らく短期間ではありますが、現在アメリカの石油に関する限り輸入依存率というのはむしろ上がつておつて、四〇%近くになつておるのではないかと思ひますが、これは御承知のように国内のいわゆる古い油、新しい油という、オールドオイルというものの価格政策にこのことはかなり関係があつた、物価政策とかね合ひがあつたと思ひます、ある程度やむを得ないと思ひますけれども、一定の時間をかけて自由化を行つていこう。そうしますと、国内の開発というものがまた行われて、そうして自給に向かつて、つまり外国依存率をまた昔に向かつて下げていく、こういう方向を指向してゐると思ひます。もちろんそのほか石炭、天然ガス、それからアラスカの開発等々、多少環境問題なども妥協しつつ進めてゐるというのが現状ではないかと思ひます。

○立木洋君 さつき藤岡さんは、この基金設立の協定、これはつまり石油政策とリンクしてないというふうにお話になつたと思ひますが、基本的には、表現等々、産油国に対する対決姿勢でないように緩和するために努力をされたというふうにお述べになつたと思ひます。しかし、キッシンジャー構想に見られるのは、表現上きわめてどぎつい、もう引用しませんが、おわかりでしょうから、いろいろありましたが、しかし、石油政策の中に流れてゐる考へ方というのは、やはり金融基金設立協定の中にも基本的には入つてゐるのではないかというふうな考へ方をするんでなければ、その点はどうなんですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 確かに先進諸国を含め、世界全体の国際収支の不均衡は石油価格の大幅な引き上げによつて生じたわけがございまして、この国際収支の困難を乗り切るためには、やはり各国が健全な経済政策をとることは必要でございまして、その際に石油のむだ遣ひなどはしないということは、これはアメリカに必ずしも当時追隨しておりませんでしたフランス等も言つておることでございまして、OECD諸国皆そう考へたわけがございまして。しかし、キッシンジャー演説の中にありましたように、アメリカは一日百万バレル節約するから、先進国全部で、工業国全部で三百万バレル節約しろというふうな数量的なリンク、あるいは各国に一律的に強制的に義務づけるというふうな石油政策とのリンクは全く断ち切つてあるわけがございまして。

○立木洋君 この第一第二の「目的」の(ア)で、「基金の目的は、次のとおりとする。」と。時間がなくて読み上げませんが、この内容を見てみた場合には、やはり先進諸国における石油輸入削減の問題、あるいは国際的な金融協力の問題、あるいは緊急時のいろいろな対応の問題等々の考へ方というものは、やはり基本的に盛り込まれておるというふうな考へられると私は判断してゐるわけですが、それで前衆議院の外務委員会でしたか、宮澤大臣がキッシンジャー構想にはくみしないという趣旨のお話があつたと思ひますが、キッシンジャー構想にくみしないというのはどういふ意味でくみしないのか。全般的に排除するという意味なのか。しかし、こういう点はキッシンジャー構想の中で取り入れられるというふうにお考へになつてゐるのでしょうか。そこらあたりの、キッシンジャー構想全体に反対されたのかどうか、その辺の真意をちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私があのとき申し上げましたのは、一九七四年の二月に初めて消費国がワシントンに集まりまして以来の伝統的なわが国の考へ方を申し上げたつもりであつたのであります。すなわち、片つ方では、これ経済現象としましては、まあキッシンジャーの言葉をかりれば、これは輸出側のカルテルであるという思想を彼は常々持つてゐるわけ、カルテルであるから消費者は団結しなければいけない。政治的に上げられた値段であれば政治的に下げられるはずであるというふうなことを、これもまあ硬軟両用、アメリカの立場はわが国の立場よりも少し複雑でござい

ているのではないかと、いうふうな考えざるを得ないんですが、一番最初に言われた教訓をお引き出しにされたという点との関連で見て、この金融基金設立協定というのをどういうふうにお考えになっているのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これが、七三年の暮れから七四年の初めごろ、初めて消費国がこの問題を取り上げましたころのアメリカの態度等々、沿革から見まして、いま立木委員の言われましたような要素がこの問題の早い時期にあったことは、私は事実でございますから、そのとおりだと思います。ただ、その後、やはり消費国もいろんな教育を受けましたし、産油国もいろんな教訓を受けたというふうには私は考えております。いま産油国が非産油の発展途上国から受けております批判の一つは、自分たちがこうやって獲得したドルを先進国の市場に流してある、そのことはけしからぬではないかという非難を産油国は受けておりますことからわかりますように、実は産油国自身が、石油価格引き上げによりまして得ました所得を先進国で運用しなければならぬ、そうでないと安定して確かな運営ができないということを、これも一つの教訓として私は学び取ったというふうに見ておるわけでございます。したがって、このようなセーフティーネットによって、私も確かに先進国間の金融秩序というものを維持しようと思っておりますけれども、そのことは世界経済の、当然これは一つのものとございますから、から見ても、産油国自身にも今日決して先進国の経済秩序が壊れることは有利な結果にはならないということとを産油国自身が知っておる、私はそういう見方をしておりますので、産油国がこのような金融支援基金を非友好的なものだと考えておるとは、私は今日の段階になりましてと思っておりますし、また、そのような非難を最近聞かないということから見まして、確かにこれは先進国のいわゆる自助共済の仕組みではありますけれども、よかれあしかれ、先進国が世界経済に持っております実勢上の影響力からいいますと、これは先進国ばかりでなく、すべての発展途上国にとって決して不利な仕組みではない、むしろ私も前から考えますとみんなのためになる仕組みではないかというふうには、私はそういうふうな評価をいたします。

○立木洋君 キッシンジャー構想が出されたときに、産油国としては日本の動向というのを非常に注目しておったと思うんですね。日本はいろいろ苦しい経験を経たから、キッシンジャー構想にはまさか賛成することはないというふうな議論なんかもありまして、その後、産油国でもいろいろな変化が生じたというのをいま大臣言われましたけれども、確かにそうだと思うんですね。しかしこれは、くどくど言いませんけれども、いろいろな形でアメリカが働きかけたということも一つの要因にある。そしてまた、産油国自体の中で必ずしも、この金融基金協定が非常にいいものだ、われわれとの関係もこれによってある程度よくなるというふうな結果として考えているかどうか、これは産油国内部の問題をみますと議論がいろいろあります。少なくともこれが私はキッシンジャー構想につながるものとして、いわゆる本当の意味で産油国との関係を改善していくものに役立たない、長期の展望を見たら、この金融支援基金というのが今後どういう機能を果たし、どういう役割りを果たして、国際的なエネルギー問題というものがこれによってどういうふうな影響を受けるのかという点については、私は重大な疑問を抱いているわけなんです。

その点だけ一言述べておきますが、さらに続いてこの問題で私は問題点が感じられますのは、その前に一言質問しておきたいんですが、この目的の第二項の(a)の(ii)のところは、「加盟国が、適当な国内経済政策及び国際経済政策をとること」と、括弧内には「含む」とありますけれども、「適当な国内経済政策及び国際経済政策をとること」というのは、どういう政策のことを言うんですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 石油危機の後、世界的に問題になりましたことは、各国が自分だけが国際収支がよくなればよいということでは貿易制

限、輸入制限をしたり、あるいは輸出奨励をしたり、為替切り下げ競争をしたり、そういうことは世界のために好ましくないから避けようということとでございまして、これは、石油危機のすぐ後開かれました七四年一月のローマにおけるIMFの二十カ国委員会でもそういう合意ができたわけでございます。その後、六月にはOECDでも同様なブレッヂができたわけでございます。それは従来の伝統的な経済政策、すなわち、国際収支の悪いときには健全な財政金融政策等をもって国際収支の困難を乗り切るといふようなことが石油危機の後非常に危なかつた、ともすればもっとと手取り早く輸入制限等をして回避しようという傾向を防ごうということからそういう認識が高まったわけでございます。この(ii)にございましてのは、伝統的な財政金融政策を中心とした健全な政策だと、(i)は、石油危機の後特に問題になりました、いま申し上げましたその近隣窮乏化政策みたいなものを回避しようという趣旨でございまして、なお、この(ii)の中に括弧をしてつけ加えてございまして、これはわざわざ括弧したわけは、まあ国際収支の大きな不均衡が石油危機から起きているということでございますので、この石油の消費も節約しようということを括弧として入れたわけでございます。この全体につきましては、これは義務的にやるといふことでなくて、こういう目的を奨励し、助けるということになっておりまして、各国の自主的な政策にまづということになっております。

○立木洋君 もちろん、先ほど来のあれで出ておりましたけれども、たとえば消費国が困ったときに助け合おうというふうな、そのこと自身に私は反対があるわけではないんです。しかし、その助け合いの仕方、それから産油国との関係が実際どうなっていくのかという問題点から見ると非常に重要である。同時にもう一点は、この目的のところでは、確かに二項に關しては「奨励し及び助けること」というふうに述べられてあるわけなんです。しかし、第五条の貸し付けの第二項の「貸付

けを受ける資格」の(b)のところでは、「基金に貸付けを申請する加盟国が(a)に掲げる資格要件を満たしていること及びその加盟国の政策が第一条第二項(a)に定める基金の目的と矛盾しないこと」を確認しなければならぬ。それから同じく第三項の(c)では、「借入国は、借り入れた資金を基金の目的に従って使用することを約束する。運営委員会は、借入国の経済政策及び(c)にいう条件の実施状況を常時検討する」と、厳しい監視の目が届くわけですね。そうすると、この加盟国というのは、お金を借りる場合もそうでしようけれども、事実上加盟した場合にこの第一に掲げてある国内経済政策及び国際経済政策等々にまで監視の目が及ぶ、きつい言葉を書けば、これは加盟してお金を借りるということになると、そこで一体どういう経済政策をとるのかということまで監視されている。そしてそれに反するようなことがあれば問題にされている。つまり、言うならばその国の経済政策自身がこれによって束縛される。だから、加盟国の中でもいろいろなエネルギー条件の国がありますし、それから資源の外国への依存度の違う国々もあるわけですが、そこで日本が自主的にこの問題はこう解決したいと言っても、加盟してお金を借りたということになれば、これは大変な束縛を受ける。そういう意味では自主的に自国の条件に依じたエネルギー問題の解決策をとることが、事実上この基金への加入によって手を縛られるというおそれがあるんじゃないかというふうに感じますけれども、どうでしょう。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) IMF等はかの国際機関がお金を貸しますときには、多かれ少なかれこういった形の条件と言いますか、たとえばIMFの場合には、IMF協定の目的に従って政策をとるんだというふうな意味の条件がついておるわけでございます。私もこの協定作成に当たりまして、そういう他の国際機関の例を参考にして書いたわけでございます。結局は貸し付けをいたしましたその債権を無事に回収する必要があるでございますので、債権を保全するという意味におきま

して、お金を借りたけれどもそれは何かむだに使ってしまったというのでは困るわけでございます。こういうふうな規定を置いたわけでございます。加盟したからすぐにこういう条件が課せられるというわけではございませんで、借り入れをするときにこういうような条件がつくわけでございます。さつきも申し上げましたように、これは決してその国の自主的な政策を左右する、監視をするというわけではなくて、さつき申し上げましたような伝統的な健全な財政金融政策をとるか、あるいは近隣窮乏化政策を避けるというふうな意味の条件でございます。

○立木洋君 その点については後で述べますけれども、それで日本が出資するのは金額は幾らなのか。いつごろどういう形で出資をするのか。当面この金融基金を利用する計画があるのかどうなのか。その点一括して、簡単に結構です。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 日本の割当額は二十三億四千万SDRということになっております。円にいたしますと八千億圓ぐらいになります。これはあらかじめお金を出すのではありませんで、どこかの国が借りに参りまして、それに貸すを決まりましたとき、その貸付金額に日本のシェアを掛けました金額をいざという場合に担保する。すなわち、この基金は必要なお金をユーロダラー市場等から調達するわけでございますが、調達して借入国に貸すわけでございますが、たとえば七年間貸しまして七年目に返ってこなかったという事態が万一起きる場合には、加盟国がそのシェアに分担して資金手当てをするのだという約束を取り付けて市場から資金を調達するというところでございます。まあ日本自身が借りるということとはもちろん可能でございますが、最近国際収支が大幅改善基調にございますので、さしあたってそういう必要はございません。また、ほかの国が借りるかどうかということにつきましても、国際収支の赤字で困っている国は多数、ことに小さな国にございますけれども、他の金融手段を全部尽くしてからこちらの基金へ来るということになっ

ておりますので、いまのところどの程度の国が来るかという見当はつきません。

○立木洋君 私先ほど言いましたけれども、やはり目的に従って目的を守ることが条件になるということとは私はそのとおりだと思ふのです。しかし、私はその目的そのものに疑義がある。いまのエネルギーに関する国際的な関係を正しく改善していくものになり得るのかどうかという点で、私は産油国との関係で言うならば、やはり問題点があり得る。キンシンジャー構想につながるものだとすると、そういうキンシンジャー構想につながるものに反する経済政策をとり得ないというやはり束縛はかけられるのではないかと。私は問題点を指摘しておきたいと思ふのです。

もう時間がありませんから次の問題に移りますが、この米州開発銀行が設立に至った国際的背景といえますか、どういふ状況の中でこの開銀が設立されたのか。その点については日本の政府としてはどのようにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(菊地清明君) 中南米地域の経済開発を促進するために地域的な金融機関をつくらう、つくる必要があるということは、一九五〇年代の後半から米州諸国間で本格的に論議されるようになりました。この設立の構想が具体化したのは、実は米州機構、OASというのがございます。その下部機構でありする全米経済社会理事会が一九五九年一月に米州諸国代表者会議というものを招集しまして、その会議で同年の四月にIDB設立協定案が作成されました。その協定が同年の四月に米州二十一カ国によって署名された。同年の十二月三十日に発効し、実際の業務は翌年の十月一日より開始されたということになっております。

こういう経緯でございますので、基本的には米州機構、特にその下部機構である全米経済社会理事会というところがこの設立のイニシアチブをとったというふうに了解しております。

○立木洋君 いま局長が言われたのは経過です。私が言うのはそうではなくて、何の目的でつくられたのか、つまり国際的な背景、どういふ状況がラテンアメリカに起こってこういう開銀をつくる必要があるのかという、その点をお聞きしたいのです。大臣いかがでしょうか。

○政府委員(菊地清明君) 政治的な背景と申しますと、実はOAS、米州機構でございますが、これが一九四八年にできたのではないかと思います。これは御承知のように、地域的な機構、国連憲章に言います地域的な機構でございますが、最初は恐らく政治的な連帯、米州諸国の連帯というところでできたわけでございますが、その後、こういう地域機構の共通の現象でございますけれども、その経済分野、地域機構の経済部門を強化しようという必要が唱えられて、そのOASの経済分野を強化するという意味でIDB、米州開発銀行という構想ができたわけでございます。そのねらいは、もちろんおくれております中南米の開発、経済社会開発というものを早急に促進しようということがその目的であったと思ひます。

○立木洋君 第一次大戦の後に、やはりアメリカの民間資本というのが大分ラテンアメリカに流れ込んだわけですね。そしてアメリカの民間資本に対する経済依存度というのが非常に強まった。ラテンアメリカでは、これは一次産品輸出が主ですから、そして植民地的な経済になって、そしてラテンアメリカの諸国においてはそういうあり方に不満を持った、それらの国の基礎的な経済開発に役立たないという意味で、アメリカのあのラテンアメリカに見る経済援助という点を見れば、民間資本の輸出に比べて限られた額で非常に少なかった。同時に、一九五九年にキューバの革命が起こったわけですね。そこで、ラテンアメリカというものの対するもう一遍アメリカとしての見直しが始まった、そこで大きな転換が図られる、そういうことのあらわれが私はこの開銀だと思ふんですよ。

それならお尋ねしますが、この米州開発銀行がつけられてからその運営上どういふふうな特徴があったのか、アメリカの政策との関係でこの米州開発銀行の運営上どういふ特徴が見られるのかという点についてお尋ねしたい。

○政府委員(菊地清明君) この地域銀行でございますが、特に米州開発銀行の場合は非常に地域主義といえますが、地域内の発展途上国の意見を重視するというのが非常に大きな特徴ではないかと思ひます。その一例といたしまして、実は同じアメリカ大陸にありますカナダですらこれに対する加盟がかなりおくれたということがございます。まあ今回、域外加盟ということだんだんその地域主義的な面が薄まってきたと見えます。域外加盟する場合でも地域間資本という別個の資本金がつくられるというふうなことでございまして、きわめて地域性が高い。つまり、あくまでも地域内の発展途上国の意思を中心に、民主的といひますか、に運営していくというのが特徴ではないかと思ひます。

○立木洋君 どうも局長の答弁では満足できないわけですが、それなら私の方から述べますけれども、米州開銀、いわゆるアメリカの経済政策を見てみますと、たとえばキューバ革命が起こってアメリカはキューバに対する封鎖政策をとった。それでつまり加盟各国がこのキューバに対してどういふふうな態度をとるのか、アメリカに同調しない国に關しては低利長期融資の特別業務基金の融資をしなかった。あるいは七二年になりますと、アメリカの経済政策に氣に食わない経済政策を掲げたチリ、ボリビア、ペルーなどについてはアメリカの経済援助はストップされた。これは国際機関にも融資停止を呼びかける、七二年から七四年、チリではアジェンダ政権が誕生していたわけですが、このときには米州開発銀行の融資は行わなかった。

こういうふうな経緯を見ますと、やはりアメリカに従ったことをやるかどうか、この開銀の中でアメリカの占める地位というのは、いわゆる

株の占める比重から見ても、それから運営上でも相当大きな権限を持っているという状態から見れば、アメリカの経済政策に従うかどうか、それに好ましい態度をとるかどうかが、この開銀が融資をする場合のやはり事実上条件にされておるような印象を受けるような経緯がやっばりある。そうすると事実上私はひもつきたと思うんですよ。その国がどういう経済政策をとるかということが中心になって、それで融資するかしないかという問題を問題にされていくということになれば、これは事実上ひもつきになるんではないかと思うんですが、この点についての御認識は大いいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 午前中にその点について、アメリカとつまりラテンアメリカとの関係について御議論があったところですが、確かに、かつてはアメリカがラテンアメリカに対して非常な優位性を経済的にも政治的にも持っていましたし、また、ラテンアメリカでもそれでよろしいんだと申しますか、同調する気配が強かったと思います。この銀行は、確かに立木委員の言われますようにアメリカにある程度影響力を与えておられますけれども、しかし、政治から中立であろうというところで圧倒的な支配力を与えないようなふうな工夫してございまして、しかし、それにしてもそのときの政治情勢というもので、それはやはり各国が、ことにアメリカと協調していくというところを基本にしておりまして時代にはそのような方へ運営が行くというところは、これは私は恐らくあったであろうと思います。またありうることです。であります。しかし、その後御承知のように幾つかの国が社会主義化する、あるいはアメリカの投資を接収するというようなことがあり、今日になりますと、結局キューバの問題にしてもあれだけやりましてけれども、最近では米州機構そのものがキューバをつまはしにしようというところやめるといふことになり、アメリカとの間はまだまだ一つそういつておりませんけれども、これもアメリカが非常な教訓を得て、体制というふうなもの

に余りこだわらない友好関係というものをつくるしかないというふうな、いまとなりました。過去二十年、三十年に近い経緯の中からそれを学んできたというところではないかと思うのでございします。恐らく御所論は、ですからこういうものに日本がつき合つてアメリカのラテンアメリカ政策の遂行のお先鞭をかつくということとは好ましくないではないか、これは従来もそういう議論があるものでございまして、そういう疑問が出されることは私ゆえなしとは思いますが、いままそのアメリカがラテンアメリカにかつてのようなことをやるものであるか、やろうとするものであるかと言えは、私はそれはもう非常に変わつてしまつた、その事態をその事態としてアメリカはやはりそれに対処しなければならぬという考へになつておるといふふうに私は思いますので、沿革で立木委員の言われるようなことが私はなかつたとは申しませんが、ただいまの事態でわが国がこれに加盟することによつて、アメリカのかつてのラテンアメリカ政策にわが国が加担をするというふうなそういう批判は当たらないであらうというふうに私は思つております。

○立木洋君 かつてそういう時代があつたということをご否定なさらないでいただければ、午前中の議論でも、武力を行使するなんというものは使ひようによつては大変な圧力になるわけですね、これをどう使うかということによつては、すなわち、いまのアメリカはそういうふうには使わないうであらうという、非常に善意にアメリカの行為を解釈されるようでありまして、大臣、アメリカの上院情報活動調査特別委員会のチリにおける秘密活動に関する報告、七五年十二月四日に発表されたものですが、これはもうお説みになつておられますか、お説みになつておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 詳しくは存じませんが、これも、IIT等の関連のことは概略は承知しております。

○立木洋君 この秘密報告ではこういうふうにしてあるわけですね。去年の十二月に発表されたものですが、「カストロの存在は、チリに特別な意義を与えるアメリカの新しい西半球政策を刺激した。」「アメリカは、各国の国土開発計画にたいする借款の供与を引き受け、改良主義的な文民政権を支持したが、これはすべて、われわれの半球に一つ一つのフィデル・カストロが出現するのを阻止する目的を持っていた。」「チリにたいする経済的「締めつけ」の強化に国際金融機関や民間会社の協力を得ることに努力し——そして部分的に成功した。」「こう述べられてあるわけです。この点についていかがお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 恐らくそういう時代があつたと私は推察いたします。

○立木洋君 ですから私は、この米州開銀がいままでやってきた問題、先ほどそういう点があつたかも知れないし、否定されなかつたわけですが、いろいろの問題を、それからいまこのアメリカが明確に述べている意図、国際金融機関や民間会社に、チリに対する経済的な締めつけの強化、これに協力を依頼して、そして部分的に成功したというふう述べているわけです。私はそういう意味で、米州開銀というのは非常に問題がある。

最後に、この問題と若干離れるかもしれませんが、一言だけお尋ねしておきたいわけですが、私は四十九年の九月、決算委員会、当分の外務大臣でありました木村外務大臣に次のことをお尋ねしたわけですが、「コルビー米中央情報局長官がアメリカ下院の秘密聴聞会で、CIAはアジェンデ政権を統治不能に陥れるため、ニクソン政権から一九七〇年—七三年の四年間、八百萬ドル以上の予算を得て秘密活動を行った」といふような点を質問いたしました。当時、この件について日本の政府はどういう見解をお持ちになつてゐるのかと聞きまして、木村外相は、そういう事実がはっきりした段階で述べたい、というように答えられてゐるわけですが、この事実がもうすでに明白になつて時点で、新しくかわられた宮澤外務大臣に

この見解を一言お聞きしておこうと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) あのような報告をアメリカ政府そのものが全面的に肯定しておるかどうかは別といたしまして、恐らくアメリカ人全体がかなり暗いことがあつたという印象を持つておるのではないかと思います。ということは、アメリカ人全体にああいう報告にあらわれたような反省があるということであると私は思つていまして、当分のアメリカがああいう自己浄化の作用の中で反省をしていくということであれば、わが国として特にそれをこういふ公の席でどう申し上げなきゃならぬ問題だとも思ひません。もちろん、好ましいことか好ましくないことかと言えは、それは私はまだ好ましくないことであつたと申し上げるよりはかはらないと思ひますが、アメリカ自身がしかし、そういう自分自身で反省をしつとあるということは、これは評価してもよろしいのではないかと、それから一言、先ほどのお尋ねでございしますけれども、仮に米州開銀に過去においてそのよう何かがしつと傾向が、しばらく前の過去においてあつたといつたしまして、私は、アメリカとラテンアメリカの関係は、いまそういうものではないと得ないことになりつとあると申し上げたんですが、ラテンアメリカの国々からいいますと、アメリカが以前の、過去にあつたようなことを繰り返さない、繰り返してはくれないと考えるならば、域外の加盟国がたぶんこれに入つてくれることを恐らく歓迎するのではないだろうか。つまり、アメリカの立場から言えは、本当に自分の思いどおり振り回したいのなら、域外の加盟国がたぶん入ることはむしろ都合が悪いのではないかと、いふことを申し上げても私はいいと思ひませんが——これは御同意をいただけると思ひませんけれども。

○立木洋君 最後一言だけ。

その点、反論しておりますと時間が長くなりまして、もう申し上げませんけれども、私は、少なくともいまの国際情勢を考えた場合に、開発途上国との協力関係、前回以来いろいろ問題になつ

ておりますが、というのは非常に大切だと思ふんです。そして、大蔵省はむだなお金を使わないうちに、頭よく考えておられるということですから、私も、私はなかなかそうではない。やっぱりむだなところにお金を使っていると思ふんです。いいところにお金を使っていると言われる先生方もおられるようですが、やはりもっといまいの国際情勢を正しく勘案して、将来こういう外国の資源への依存度の高い日本としてはどういふ国際的な経済協力を進めていくべきか、もっと私は真剣に考えていただきたい。これは外務省もそうですけれども、特に私は大蔵省に言っておきたい。

今度のUNCTADのあれでも、国際不協定というものは、もう大臣が言われたけれども、あれは代表的なものでしょう、いまの時点では、南北の商品協定で言えば、それにお金を出すのを減らすなどということですが、わずかな金額です。そういうことを減らして、いま言った非常に問題点のあるようなところにお金を出すというふうなやり方というのは、私は今後国際的な協力関係の中で生きていかなければならない日本としてはきわめてまずいし、よくないあり方だと思ふんです。その点だけ最後に述べて、質問を終わります。

○委員長(高橋雄之助君) 他に発言もないようです。これから質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に発言もないようですからこれより直ちに採決に入ります。

まず、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。次に、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件を問題に

供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(高橋雄之助君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(高橋雄之助君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これにて、休憩いたします。
午後一時十七分休憩

午後二時五十七分開会
○委員長(高橋雄之助君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件
及び、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)
両件を便宜一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大臣。
○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

一九七一年八月における米国の新経済政策の発表、いわゆるニクソン・ショック以降、国際通貨制度は大きな変容を受け、さらに一九七三年末の石油危機以来、インフレーション、国際収支問題、また、これに続く世界的不況というように世界経済は幾多の困難に直面してまいりました。国際通貨制度は、世界経済の安定的発展のための枠組みともいふべきものであり、新たな世界経済の状況に適合したものとしてこれを再建し、その安定的かつ効果的な運営を図る必要があります。

このような観点に立脚し、国際通貨基金の二十カ国委員会及び同暫定委員会等の場において、一九七二年以降三年余にわたり国際通貨基金協定の第二次改正について検討が行われてきましたが、本年一月ジャマイカの首都キングストンで開催された暫定委員会においてその概要につき合意が成立いたしました。国際通貨基金協定の第二次改正案は、この合意を踏まえて基金の理事会が案文を起草し、その後基金の総務会によって承認されたものであります。

この改正の概要は次のとおりであります。まず、為替取りきめにつきましては、各加盟国は自由にその為替相場制度を選択することができるとなります。また、世界経済が安定した後には、基金が平価制度への移行を決定することができるようになっております。

次に、金の取扱いにつきましては、国際通貨制度における金の役割りを漸次縮小させることとしております。さらに、基金の一般資金の利用、基金の機構等につき所要の規定を整備を図っております。なお、この改正は、基金の第六次一般検討に基づく増資の効力発生要件ともなっております。

この改正は、世界経済の安定的発展を実現するために必要であり、また、これは世界経済の動向によって影響されるところの大きい我が国経済の発展にも寄与することになります。さらに、この改正の効力発生によって基金の増資が可能となることは開発途上にある国の国際収支困難の克服にも資することになると考えられます。

よって、ここに、この改正の受諾について御承認を求める次第であります。次に、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。政府は、昭和四十八年十二月の第二十八回国際連合総会において採択された決議に基づき国際連合大学本部が本邦に設置されることとなったことに伴い、国際連合大学本部に関する協定の締結交渉を国際連合側と行ってきましたが、本年五月十四日ニューヨークにおいてわが方国際連合代表安倍大使と先方スイス国際連合法務部長との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定は、前文、本文十五條三十二項及び末文から成り、また、協定に関連する交換公文が附属しております。協定は、国際連合大学本部のため、政府が建物及び土地を提供すること、それらの建物及び土地は、不可侵とすること、国際連合の職員である大学本部の職員は、大学が支払った給料及び手当に対する課税の免除の特権及び免除を享有すること等を内容としております。

わが国は当初から国際連合大学構想を積極的に推進してまいりましたが、昭和四十九年末に大学本部の仮事務所が本邦に設置され、大学は、いまや本格的な活動を開始しつつあります。この協定の締結が大学本部の効果的な機能の遂行に資することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。以上二件につき、なにとぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。
○委員長(高橋雄之助君) 続いて補足説明を聴取

します。伊達参事局参事官。

○政府委員(伊達参事局参事官) 最初に、国際通貨基金協定の第二次改正についてでございますが、この第二次改正の中で特に重要な意味を持っており、そのものは、為替相場制度及び金の役割の縮小に關する改正でございます。

為替相場制度に關する新たな規定により、各加盟国は、為替の安定のために実体経済の安定を圖るとともに、今日の改正の発効後三十日以内に自国の選択する為替取り決めにIMFに通告することが要請されております。この場合、IMFは、加盟国の為替相場政策を監視し、また、加盟国は、為替相場政策についてIMFと協議することとなっております。世界経済が安定いたしました後は、IMFは総投票権数の八五%の多数決によりまして、平価制度への移行を決定することができ、この場合、平価の基準はSDR等とし、金または通貨であつてはならないことになっております。

次に国際通貨制度における金の役割の縮小につきましては、平価の共通表示単位としての金の機能及び金の公定価格を廃止すること、IMFは総投票権数の八五%の多数決により、保有している金を市場価格を基礎として売却し得ることなどを定めております。

このような改正によりまして、国際通貨制度を世界経済の現状に適合した制度とすることを圖ろうとするわけでございます。

なお、今般割当て額の増加のため増資が行われることとなっておりますけれども、開発途上にある国々の国際収支困難に対処するためにも増資発効の要件になっております今回の第二次改正の発効が急がれてゐるわけでございまして、わが国といたしましてはこの改正を早く受諾したいと考えている次第でございます。

次に、国際連合大学本部に關する協定でございますが、国際連合大学設立の構想は、昭和四十四年、当時の故ウ・タント国連事務総長の発意に基づいて提案されたものでございまして、国連及び

ユネスコにおける研究がなされました結果、昭和四十七年の第二十七回国連総会で国際連合大学の設立が決定されたわけでございます。

国際連合大学は、その大学憲章によりまして、学長、大学理事会、大学センター、それに研究研修センター及び研究設計計画というものが構成されておりました、我が国に設置される大学本部とは、学長と大学センターを指しているものでございまして、大学本部は、本邦設置が決定された後に、昭和四十九年には東京の帝国ホテル内に仮事務所を設けてその活動を開始いたしましたけれども、昨年は、第四回の大学理事会で世界の飢饉、天然資源、人間と社会の開発という国際連合大学の三つの研究領域が決定されました、また、仮事務所も渋谷の東邦生命ビルに移つて、国際連合大学は、具体的な活動に入りつつある次第でございます。

この大学本部の施設の提供、職員の特権、免除等と内容とする協定の締結によりまして、この国際連合大学の中核機構でございます大学本部の機能の円滑な遂行が期待されている次第でございます。

以上でございます。

○委員長(高橋雄之助君) 以上をもつて説明は終りました。質疑は後日に譲ります。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、核兵器の不拡散に關する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○木内四郎君 先日米、同僚諸君がきかれて詳細に質問されました、また、外務大臣も大変御親切、御丁寧に御答弁願いましたので、私はなるべく重複を避けます。

ただ私は、たまたまこの条約の調印当時に責任の地位にあって責任を分担していたようなたてまえから、その当時のことを反省しまして、いま一度

度ちょっと見直してみたい点があるものですか、二、三の点について御質問いたしたいと思ひます。どうぞよろしく願ひいたします。

わが国は、原爆の被爆の唯一の国といたしまして、核兵器の存在、またその拡散という点に對して非常に關心を持っておるわけですね。ところで、この核拡散防止条約はこの問題を取り扱つてゐるんですけれども、この条約は、御案内のように非常に不平等の条約であり、不公平の点もずいぶんあるわけです。そこで、これをどうしたらいいかということであつたんですけれども、私は、少しでも拡散を防止する、そして核軍縮を進めることに効果のあるものはできるだけ努力してみなす、そして批准をするまでの間に、直し得るものはできるだけ直して、まあ条文は直すわけにいきませんけれども、その適用部分などにおいてできるだけ直して、そしてわが国の立場も考慮に入れたら、大体満足できたらそのときには批准をする、こういうふうに進んだ方がいいだろうと思ひまして、調印に同意と言ふか、調印を促進する方の側に立つておつたわけです。

ところが、わが国に對する査察の問題、第一には査察の問題です。それはなかなか厳しかったんですが、ヨーロッパの諸国、すなわちユーラシヤに對するところの取り扱ひの方が非常に穏やかであつた。そこで、わが国もその方式に従つて、それを取り入れて、それによつてひとつ査察を受けるようにしなければならぬというので、科学技術庁において国際原子力機関の方といろいろ話し合ひをした結果、大体は満足すべき状態において合意に達したということであるのです。それは非常によかつたと思うのですが、わが国としてはそれでいいんですけれども、最近いろいろ新聞その他で聞くとところによると、

「委員長退席、理事増原恵吉君着席」アメリカはもちろん、西独、フランスあるいはカナダあたりが、この条約に加盟している韓国とか、あるいはイランというふうなものばかりでなく、

あるいはインド、エジプト、イスラエル、南ア、ブラジル、アルゼンチンあるいはパキスタン等に対して、平和利用のために原子炉の建造をやつたり、あるいはノー・ハウを渡したりしているというふうなこともあるんですが、これはどうも平和目的といつても、平和と軍事目的とは紙一重でありまして、平和目的のためだからいいと言つておつても、それは紙一重で軍事目的に変わるようなものですか、この核条約に加盟もしておらないという国に對しても、商売上利益があるからというのでもしそれを渡していくというふうなことになるれば、これはしり抜けになつちやいしなにか、こういうことを非常におそれてゐるんです、そういう点はどうか。それに対する査察、安心してそれを任せることができるような査察の状態であるかどうか。その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 木内委員におかれましては、本条約署名の前後を通じて国務大臣として直接にこの条約の署名に御關係をお持ちになつたお立場でいらつしやいます、当時政府が三點にわたる、御承知のように、聲明をいたしまして、その一つがいわゆる平和利用の確保に關する問題であつたわけであります。

ただいまのお尋ねは、そのことと關連をしつつ、いわゆる平和利用の名において核の拡散が現実に行われ、あるいは行われる危険がきわめて大きいのではないかと御質問であります。

御指摘になりましたら、インドにつきましては、カナダからの核關係資料等の供給によりまして平和目的と稱する核爆発が行われたという事実は明確に確認されております。この点はしかし、御承知のように、遺憾ながら当時この条約の適用がなかつたということから起こつたことのように承知をいたしておりますが、その後、カナダ政府は非常に事態を重視いたしまして、供給を停止する、暫定的に停止をし、昨日でございますが、インドに對して今後そのような供給をしないという決定をしたと承知をいたしておりますが、しか

し、既成事実、既成事実として残るということは残念ながら否定はできない状態であろうと思ひます。なお、そのような事態にもかんがみまして、カナダは韓国に對しましては昨年きわめて嚴重な保障措置協定を要求したということを承知いたしております。

その他、エジプト及びイスラエルに對しましては、米國との間に核關係機材の供与ということが基本的な約束をされたものでありますけれども、これも、米國側がたゞいまのような危險を防止するためのセーフガードについてきわめて嚴重な要求をしておるために、実現をするに至っていないと承知をいたしております。

ブラジルにつきましては、最近西ドイツが關係機材の提供をするということになったわけでございますが、これにつきましては西ドイツと米國との間で協議がありまして、かなりきついつい條件を西ドイツが付することになったと承知をいたしております。

大体以上のようなことで、木内委員の言われまじうな危險がかなり顕在化をし、しかも当面の問題になつてきたことにかんがみまして、各國とも保障措置につきましては相當嚴重な條件を付するといふ傾向が最近とみに顯著になりましたことは、この條約の目的に沿ふものであるといふふうにお考へておりますが、なお、この條約に加盟しておらない國があることにもかんがみまして、先日来お話の、いわゆる先進國數カ國が時として集まりまして、そのような危險を防止するために、おの國がとる措置について討論をし、また、話を合してゐるということも御承知のようにございます。したがひまして、全体として、たゞいま御指摘の問題についての關心は供給國側にことに強くなつておりますが、しかし、同時に、やはり御指摘のように、平和利用目的の爆發は基本的に考へ方としては許すといふ考へ方の條約でございますが、それを悪用されないための保障といふものが実は乏しい現在でありますので、やはり平和目的とは申せ、そのような核爆發であつても一

定の制約のもとに置くということは、さらに厳しい規制が必要なのではないかといふふうに考へております。

○木内四郎君 ありがとうございます。

大体お話はわかりましたし、われわれは拡散防止、まあ核の広がることを防ぐのをこの條約の大きな一つのねらいにしているんですから、どうかこれが根柢から崩れたりしり抜けにならないようにならうに、ぜひひとつ当局においても御配慮願ひたいと思ひます。

それから、この前、この條約を署名するときに三つばかりが國の立場を述べておるんですけれども、ほかのことはとにかくとして、第一に核軍縮といふことをトップに挙げておるんです。これは條約で言えば第六條になるわけですが、これも、どうも六條の書き方といふものはなほ不徹底で、同僚諸君も大いに指摘されましたけれども、これは非常に不徹底な條文であると思ふんです。しかし、この條約は核を方々の國に拡散することを防ぐと同時に、やっぱり核軍縮といふことを大きな一つのねらいにしているわけですね。この條文の書き方は非常に不徹底であつても、ねらいはやっぱり拡散と一緒に並んで現在のたぐさんの核をだんだん減らしていくといふのがねらいの一つじゃないかと思ふんです。

そこで、最近各國、まあアメリカとソ連ですが、その持つてゐる核弾頭、これの表をいただいたんですが、これはどうも私は余り信用が置けないんです。これはどこかの政府が調べたとか、あるいは國際原子力機關が調べたとかいふんならいいけれども、英國の國際戰略研究所の一つの記録、まあ記録といふか、雑誌なんですね。それを外務省からいただくとは実は私思ひなかつたんですが、外務省からはもう少しオーセンチックのものをいただくと思つたんですが、國際戰略研究所発行の「ミラタリー・バランス七五・七六」というんでしよう。これはどうも私も納得いかないんですが、まあとにかくこれ、大勢はわかるんですが、ただ、こういうことを核保有國がみず

から自分たちもひとつ査察を受けようという気持ちにならなければ、本當に真剣になつてやうといふふうには思われないうですね。おまへたちにはみんな、わずかなものでもそれを査察すると言つておきながら、山のように持つてゐる人間が自分は査察を受けたくないといふ、そういう根性でこの核軍縮といふものが行われるものじゃないと思ふんです。査察を受けよう、おれたちも受けよう、こう言わなくちゃいかぬ。そうして、しかも、單に自分たちが努力してゐると。これは外務大臣もこの前お話しになつてよくわかるんです。まあこれ、急に言つたつてそうできるものじゃないんだから、非常に努力してゐるといふことはお話がありましたけれども、それだけじゃ足りないんですね。やっぱりこれは、條文はなほ不完全だけれども、大きな一つのねらいなんですから、自分たちは、この間どなたかのお話にありましたけれども、自分の持つてゐる核弾頭はだんだん減らしていく。ことしは一割、来年は一割とだんだん減らしていくような案でもでき

て、しかも査察も受けよう、こういうことになるという信頼性が非常に高まつてくるわけですね。そういうことを、どうでしょうか、ね、いまの査察の場合にはユーラトムの方式でも國際原子力機關との合意ができた、こういう問題について、こつちは入る前に、今度は査察の問題について日本は入ることを妨げるもんじゃないです。ことですから、こういう点についても核保有國が一定の計画を立てたり、あるいは査察を自分たちも受けようといふようなことを言つてきてくれるといふと、わが國もこの條約を批准するに非常に強いバックを得ることになると思ひますが、そういうことはいかがですか、外務大臣、ひとつこれを、なかなかむづかしい問題ではあるけれども、お骨折りを願ひたい。こういう機会なんでは非常にいい機会です。あなた方がそこまでやられるならおれたちもこれはひとつ入らうと、こういうことは私は、言つてもあんまり不合理じゃない

いし、大義名分が立つと思ふんですね。こつちはみんな九十何カ國が全部査察を受けてやうにうんだから。二カ國、大國二つも、おれたちもひとつ参加していこうと、こういうことになるのでないけりや、どうもこの第六條の実施に真剣味がないように思ふんですが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一) 第六條の書き方につきましては、確かに木内委員の言われますように、微温的と申しますか、十分拘束的でないといふことは、私も率直に申して感じます。ただ、こういう規定がありますといふことは、締約國に對して核軍縮の效果的な措置について、あるいは完全な軍備縮小の條約について誠実に交渉を行へといふことを言つておられますし、當事國は、締約國はそのような六條の義務を受諾したといふことにはなつておると考へます。したがつて、再檢討會議等において締約國はいわゆる核兵器國がこの六條に基づいてどのような進捗甲見せたかといふことについて質問をし、場合によりましてそれに対して道徳的な壓力をかけるということではできる立場であるといふふうに考へます。

そこで、それらはいわゆる核保有國に對する査察の問題でございますが、御承知のように、平和利用についてはそのような條約上の義務はございませんけれども、アメリカはすでに平和利用については他からの査察を受けるという、いわゆるボランティア・サブミッションについてはほとんど協定交渉を終わつたといふふうに関いておられますし、イギリスも同じくそのような協定を結ぶ用意があると申しておる由でございます。ソ連については、私もそういうことを再檢討會議の席でも言つておりますけれども、ソ連については残念ながら進展がございません。

もう一つの問題は、いま木内委員の言われましたのは、核兵器の保有状況についても何かの形でこれをチェックする方法がないかといふことであつたと承ります。これはやはり第六條から言いますれば、誠実な交渉が行われてゐるかどうか、効果的な措置が進んでいるかどうかについて、わ

れわれは締約国になりますと問ひ得る立場にあると思ひます。したがって、たとえばSALTならSALTの交渉について、その結果がどのようなことになったか、どれだけの進歩があったかということ、再検討会議等においては聞き得る立場に私どもはあるであらうと考えます。その次に、しかし、それを検証するということになりますれば、おそらく米ソの場合、現実にその核兵器の保有状況等々について、現地の査察を許すとは、ただいまの状況では考えられませんが、そこに至りませんにはまだまだである、そのような状況に至っておられないことは事実として認めなければなりませんけれども、しかし、この六条によっていろいろな意味での道徳的な圧力あるいは報告を求める等々のことはなし得るところであると考えます。その実効性、有効性の問題については、いわゆる検証ができるかという問題がございすけれども、しかし、そういうことを求め得る立場には私どももあるであらうというふうに考えます。

総じて、この六条に伴う核兵器、核保有国の軍縮の進展は、これはせんだつてから何度かお尋ねもあり、申し上げておりますので繰り返しませんが、歩みは遅々たるものであつて、私どもの希望するようなテンポ、希望するような規模において行われていないことはそのとおりでありますけれども、しかし、米ソともおのの事情から、現在の保有量がオーバーキルであることは知つており、それが巨大な財政負担にもなつておるといふような点は、今後について、かなり気の長いことではありますけれども、大まかな傾向は悪い方向には向かつていない、その程度のことには申し上げられるのではないかと思ひます。

○木内四郎君　ありがとうございます。私はもう持ち時間がありませんからやめますけれども、いま非常に困難な問題であることはもちろんですけれども、この条約が不平等であり不公平であり、また、いろいろの事を言われておるんですね。だからこれは、やっぱりいつの日かこれを私拭しなくちゃいけないと思ひます。そのためには、

ひとつ外務御当局の格別の御努力を切にお願いいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮崎正雄君　私は、NPPTについて論理的に、条約の論理にも批准の論理にもどうも納得のいかない点があるわけなんです。それらの点に關連しまして質問をいたしたいのでございすが、大体八項目ばかりに分けてまして、順次、質問をしてみたいと思ひます。

第一は、いままでの経過、手続上の問題点、第二は議題について、第三が提案理由について、第四が条約の内容について、第五が保障措置協定、第六が関係国内法、第七が七カ国合意の秘密協定があるやに聞いておりますのでこれらの点について、さらに、いままで政府がお述べになりました見解について、私たちが納得がいけない点があるますので、これらを逐次質問をしていきたいと思ひるのでございす。

しかし、それに先立ちまして、私は私の立場を述べて、そしてそれに基づいて質問いたしますので、あらかじめその点をひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

午前中の糸山議員の御発言にもありましたように、一國の外交というものは非常に重要でございまして、それが成功するか失敗するかということはその國の運命を左右するものである。これは歴史が証明しておることでありまして、いまさら申し上げるまでもないことではございす。

そこで、外交につきましてはきつめて慎重でなければならぬ、これが私の第一に考えているところではございす。ところが、最近のわが國の外交の動きにつきまして、私は外交においては素人ではございすけれども、素人ながら何か納得のいかない点があるやに思ひます。NPPTもその一つであると思ひます。私たちが、下手をすると過去の過ちをまた繰り返すのじゃないだろうか、こういう心配が非常に強いと思ひます。

そこで、外務大臣も恐らく御承知だと思ひますけれども、近衛内閣のブレーンであつたと思ひま

すが、亀井貫一郎さんが近衛文麿氏に書簡を送つております。その一節にこういうことが書いてあるんです。「私はこの時程否、この時以来、日本の政治家代議士、軍人、官僚共が世界外交について、何等の経験なく、見識もなく、否、之等の無きはまだしも可なり、智識すらもなく、なす可き事も知らず蟬声蛙鳴徒らにその狭い立場で我々の動きを批評してゐた無智と下劣と意憤を我々自らの為に怒るのでもなく、それに率いらるる國民の為に悲しんだ事はないのであります」。前がでありますから、これだけではおわかりにならないと思ひますけれども、いわゆる当時の政治家や軍人や官僚や、こういう人たちが外交についてどのようなことを考へて何をやつたかというものの反省であると思ひるのでございす。いまの私たちの目に映るものが、何かこれによく似たような感じがしないわけではございせん。

それからもう一つ、私が非常に強く感じましたのは、その当時内閣の情報部長をやつておられた横溝光輝さんという人が「昭和史料」 という書物を書いておられます。この中に私は非常に打たれる点があるのでございすが、それは私の先輩であります矢部貞治さんがお書きになりました「近衛文麿」という伝記の中に、近衛さんが述べた、書いておられることではございす。「この声明」——この声明というのは、國民政府を相手にせずというこのことを意味しておるんですが、「この声明は」「非常な失敗であつた。余自身深く失敗なりしことを認めるものである。」と、こう近衛さん自身がお書きになっておられる。しかし、私は聲明するかしらぬか、それがよかつたか悪かつたか、それを私は問題にしておるのじゃないのでございまして、その手続に私は非常な問題がある、こういうふうに思ひます。

それで、その点を申し上げてみますと、この聲明をするかしらぬかということにつきまして、当時の政府、大本営連絡会議で多田參謀次長一人が四面楚歌のうちに、そういう聲明をやつてはいけな、交渉をもつと継続すべきであると、こう主張したのでございすけれども、しかし、なかなかそれが入れられない。政府、大本営の打合せを三度にわたつて休憩して、結局、多田さんはこういう心境でそれについて同意した。「もし統帥部側があくまで交渉継続論を、すなわち聲明を出すべきじゃない」という論を「主張するならば近衛内閣は総辭職する」との意見をほめかされ、多田次長はついに政府側に折れて打切り論にまゐつた。あとで多田次長は「交渉打切りは嫌だ」と、こういふことで最後にはその聲明に應じてしまつたわけなんです。それがあのシナ事變の長期化を招き、大東亞戦争にまで発展した。

こういう事実を見ますと、やはりただ単に少数だから、大多数の者が賛成だからというようになことで軽々しく結論を出していただくことは、私は非常に危険じゃないか、こう思ひます。

それで私は、いまの政府関係者が現時点においてこれを承認することが國益のためだという信念に基づいて御努力なさつておる、その誠意を疑うものではないと思ひます。しかし、少なくとも与黨の内部にこれについて慎重であるべきという意見もある。しかも、それだけではなくて、いわゆる學者、文化人、評論家、大学教授、物事を非常に公正、冷静に考へて判断される方々も相当多くの方々がいろいろ検討された結果、これは慎重を期すべきであると、こういうふうな結論を得ておられるのでございす。私は外務省の、あるいは政府の御説明が全部間違つておるといふようなことは申し上げません。しかし、そこにはなおわれわれの素人の納得できないところがある。一方、それらの先ほど言ひました文化人や學者の方々の言ひ分の中にはなるほどだと、このような感じを受ける場合もあるわけではございす。いずれが正しいかということにつきましては、われわれ自身が非常にこの判定に苦しんでおるといふのが現在でございす。

そういうような観点から、われわれがどういふ点にそういう問題を感じておるのか、もうすでに

同僚の皆さんからいろいろ御質問があり、また、衆議院では長時間にわたって審議されたのでございますから、もう問題はないかもしれません。私は外務委員でもございませぬから、きょう突然に発言の時間をいただいて出てきたわけでございますから、あるいは重複したことをお尋ねするかもしれないが、これはひとつお許しをいただきたいと思ふのでございます。

そこで、まず第一に、この条約を責任を持って扱っていらっしゃるところはどの部局であるかというのを外務省の方からお聞かせいただきたいと思ふます。

○政府委員(大川美雄君) 外務省の国際連合局でございます。

○宮崎正雄君 そこで、この問題が起つてから今日までに、まあ最高の責任者は外務大臣です、それから国連局ですか、局長。さらに国連局の中でこの問題を専門に扱う部局あるいは室ですか、あると思ふますが、それらの今日まで関係された方々はおの何名ぐらいあるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(大川美雄君) 日本がこの条約に署名をいたしました以来、外務大臣はただいまの宮澤大臣が五人目の大臣でございます。国際連合局長につきましては私は四人目に当たります。それから軍縮室というのがございまして、現在の軍縮室長は六人目に当たっております。

○宮崎正雄君 課長はいないんですか。

○政府委員(大川美雄君) 担当の課と申しますのが実は室でございますので、軍縮室長ということでございます。

○宮崎正雄君 いまお聞きしたところによりますと、まあこれですと一人の方がその同じポストにおつきになっておるのは平均しますと二年ちょっとですね、大体。二年たつと皆さんはかわつていらっしゃるわけですね。ところが、一たびこの条約が決定しますと、条約はこれから二十年以上、あるいは永久に続くかもしれない。だから今後とも、いまのなんでもいきますと二十年のうちにはも

う十人ぐらい大臣がかわつたり、局長さんがかわつたり、室長さんがかわられる。

そこで、この二十年間に、いまの国際情勢判断で最善であると御判断なさつたんでございまして、うが、この二十年間の国際情勢の変化が、果してはつきとこうなるだろうという判断ができるかどうかという点に、私は、そこでも不幸にして国際情勢が変わつて、そしてどういふ事態が起こるかかわりませぬけれども、そのときになつて、この核防に加盟したために、世界情勢は非常に激しく動いて、しかし、日本は手足を縛られてそれに適切な対応措置ができない、それが日本に対して非常な致命的な大きな損害、あるいは不利な状況になるというふうな事態が起こつたときに、責任はだれが負うことになるでしょうか。その点をひとつ。

○國務大臣(宮澤喜一君) これから二十年近い間、わが国はこの条約によって国際的な約束をいたすわけでありませぬ。過去の二十年を振り返りますと、今後の二十年というものの何が起こるかというところは、まことに思ひ半ばに過ぎるものがありまして、これを的確に見通すというところは率直に申し上げまして、非常にむずかしいことであらう。したがって、このような決断をするに際してそのような不安定要因、不確定要因がありまことは、これは最初から認めざるを得ないところであります。私も、したがって、その問題もさることながら、どのような変化があつた場合にわが国が自分で核兵器を持つ、あるいは持つこと、あるいはわが国の利益に沿うような、そういう事態になる可能性があるかどうかということについて、その面から考え得るだけ考へてみたつもりでございませぬけれども、その点では、まづどのような変化があろうとも、わが国自身が核兵器をつくり、実験をし、それを持つというふうなことは、考えられる限りにおいて国益に沿うゆえんではあるまいという判断をいたしたわけでございます。

そのような判断の正しさ、誤りについて将来に

向かつてだれが責任を負わなければならないかということになりませぬれば、今日国会に御承認をお願いをいたしております私どもが負わなければならないというふうな考へております。

○宮崎正雄君 しかし、いま、まあわれわれもそれに承認するかしないかは別問題として、そのときに果たしていまの者が何人その責任を負う、そういうような立場におられるかどうか。われわれは年齢的にも二、三年すればこの世から姿を消していくわけですが、一番若い人でも二十年間は間違ひだつたと、よしひとつこれを改正しようとしても、手も足も出ないじゃないでしょうか。

そこで、外務大臣の先輩に当たられます松岡当の時の外務大臣が、これがもう余命幾ばくもなく病床にあつて、さめざめと涙を流して、日独伊三国同盟を結んだことは私の大失敗であつた、そのために国民や陛下に御迷惑をかけて申しわけないといつてさんざんとお泣きになつたそうでございます。しかし、いかにそのときに松岡さんがお泣きになつたつて、われわれ国民が戦争に駆り立てられて、そして非常な不幸のどん底に陥れたという事実は、これはいかんともしがたいんです。松岡さんがいかに泣いておわびになつても、これはもうどうもならぬのです。そういう現実。そこで、われわれの先輩がわれわれに教えたことは、はつきり確信があることであらうけれども、はつきり確信があることには、これはやはり慎重な道を選ぶのが適當な選択であると、こういうふうなことを教つたことを私は覚えております。だから私は、責任をはつきりと、まあ三年や五年ならこれはそのときに対する適當な措置がとれますから、悪かつたらそれに変更もできるでしよう。けれども、もうそのときに変更もできない力は全然ない、いかんともしがたいといふようなことになるかもしれないといふことについて、無理をしてそれを強行するといふことは果たして私はいかなるものであらうか、こういうことを感ずるんですけれども、外務大臣はいかがお考

えてでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今後二十年に近い長い年月を専断する種類の決断をいたそうとするわけでございますから、もとより私どもも関係者、政府、最善を尽くしてあり得るべき可能性については検討をいたしたつもりであります。しかし、どのような能力をもつても二十年を的確に見通すことはできないであらうと言われませぬ。これはもう否定しようもございませぬ。われわれとして最善の判断を誠実にやつたといふことを申し上げる以外に私は申し上げる方法はないと思ふますが、先ほど、糸山委員のせんだつての御発言についてお触れになりました。

この間の御発言は、これから二十年というものを、糸山委員のようなお方は実はこれから自分の将来をもちろへ向かつて持たれる方であつて、そのような決断をして一体将来に向かつて自信があるのかという御趣旨のお尋ねであつたわけでありませぬ。私はそのことは心底そのとおりだと思つて承りつ、なお同時に、私も第二次大戦を通じていたした経験、ことにそれは被爆という経験があつたわけでございますが、この経験は恐らくは時とともに失われていくであらう。第二次大戦あるいは原爆というものを直接に体験をした者は、時間がたつてはこれは世を去つていかなければならないわけでございますから、そのような体験は将来に向かつては私は世代から失われていくであらうと思ふます。過去のことは忘れてしまつた方がいいことも確かにはあると思ふますが、これだけは将来子々孫々に忘れさせたくないという種類の体験もございませぬ。そういう意味で、今日われわれがこのような条約の御承認を得たいと考へております気持ちの中に、過去のあのような経験を、それをもう知らないであらう将来の世代に向かつて、どうか繰り返してはくれない、誘惑に引かれないようにという気持ちがある、これは一種の情緒的な問題として申し上げておるばかりではございませぬで、いま考へ得る理性を持って考へてみてこ

の決断がやはりいいのではないかということが基本でございますけれども、同時に、いまのような民族としてのあのような体験をもう二度と繰り返してはならないというわれわれの世代の体験というものがここに入っておるということも事実ではないであらうか。

なお、将来起り得べきことについて、この条約には御承知のように脱退条項というものがございませうけれども、これはもう宮崎委員がよく御承知のことでもありませうし、いま御承認をお願いしようとしている立場から、余りこの点を私は強調しようとは思いませんけれども、そのような条文もこの中には入っております。

○宮崎正雄君 私、外務省あるいは政府の御決断が全部間違っているんだということを申し上げておるのじゃないんです。いろんな問題点があるんだ、それをもっと説明して、そうしてとるべき対策もはつきりして、それから決断をしても遅くはないじゃないか。加盟はこれはいつでもできるわけですから、それを、そういうような問題点を残したままでは承認をお急ぎになるのか。これがタイムリミットがありまして、何月何日までこれを上げなければもう大変なことになるということであれば、少々の審議は省略してもそれは結論を出さなきゃいかぬと思うんですよ。ところがこれは、一年おくれたからだけの具体的なダメージがあるかというところ、そういうものじゃないと思うんですが、会期末のしかも非常に落ちつきのないような情勢の中で審議をスピードアップして、そして無理やりに承認をしようというその行き方について私は、これも一つの問題じゃないか。

この間、大臣御承知のように予算委員会でも、参議院は何のためにあるのかということを経政府に聞いたわけなんです。そのときの法制局長官の答弁は私の期待する答弁じゃなかったんです。参議院が特に設けられました一番の重要な点は、国会が国権の最高機関であるということがはつきりしたことによって、立法においてはあくまでも慎重を期

さなくちゃいけない。そこで安定した参議院というものを設けて、そういう長期的な基本的な問題については参議院でゆっくりやるべきである、そのために参議院という、あるいは二院制が設けられたんだということ、あの新憲法制定当時の議事録を読んでみまうとそういう趣旨でございます。

ところがいまの状況から見ますとどうも、どうもそういうふうになっておられない、何が何でも二十四日まで一応議決したことにして承認しようという、そういう行き方になっておるんじゃないだろうかというのを私は非常に心配するんです。

そこで、先ほど大臣はいましてはなし得る限りの慎重な検討をした上の決断であるということをおっしゃいましたから伺いますが、私の知る限りにおきましては、去年の四月二十五日でしたか、国会に提案されたのが。そのときに国会提案を持ち回り閣議で御決定になったと私は承知していましたが、そのとおりでございますか。

○政府委員(伊達宗起君) 昨年の四月二十五日の定例の閣議で、国会にこの条約の御承認のために提出するというのが決まったわけで、閣議決定の日、定例の閣議において決定されたということでございます。持ち回りということではございません。

○宮崎正雄君 いまの御答弁は、それは違いますが。私がなぜそういうことを申し上げるかというと、まず、自民党の結論がまだ出なかったんですよ。それで、定例閣議に付議しようとしたけれども、党内の手續が終わらぬために定例閣議に提案ができません。翌日の、曜日も土曜日だったと思います、そのときに持ち回り閣議で御決議になって提案されたら私は記憶しておりましたけれども、違いますが、私の記憶は間違っていますか。

○政府委員(伊達宗起君) 実は、先ほどその点の御質問が先生から出るのではないかとこの話を漏れ承りましたので、内閣に問い合わせたところ、持ち回りではなかった、定例の閣議でこれが決定されたということでございます。私も持ち回りをやったという記憶がございませんでしたので

ちよつと確かめてもらったわけでございますが、そういうことでございました。

○宮崎正雄君 私はそのころ、党の最終結論を出すことに非常に皆さんと一緒に苦勞したとさうございまして、はつきり自分で覚えておるんです。そうして翌日の新聞に、党の了承を得たから持ち回り閣議で決定して国会に提案したとなつていますが、これはまあ論議しませんよ、もう。しかし、それにしても、定例閣議にかける前に、どれだけの部内の御検討をなさったかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきまして、昨年のあのころの状況は、いわゆる保障措置協定の交渉が実質的に妥結をするというのを片方で待っておりつやつやとおったのでありますが、私から何回か閣議等の場におきましてこの条約については説明をいたしております。もともと決をとったわけではございませんが、説明はいたしております。また、与党内部におきましては幾たびか重ねて御議論のありましたことは宮崎委員も御承知のとおりで、私どもも与党内部の各部会等々に関係大臣、防衛庁長官、科学技術庁長官、私等々、一月過ぎから回を重ねて御議論を願っておったという経緯がございます。

○宮崎正雄君 私がなぜこんなことを伺いするかといふと、なるほど条約の主旨はこれは外務省ですわね。しかし、内容から見ますと、これはもう防衛とかあるいは科学技術とかエネルギーとか、あるいはその他いろんな面において非常に深い関係があるわけなんです。内容的には、これは御承知のとおりだと思ふんです。そうならば、その結論を出しになる場合に関係部局が相当私は真剣に御討議にならなければならぬ問題をたくさん含んでいる条約だと思ふんです。ところが、そういうようなことが行われたような印象がないんです。もっぱら党内の調整には十分にエネルギーが割かれたようでございますが、内閣、閣内

で果たしてどの程度の御検討をなさったかどうか。これを他のものと比較してみますと、たとえ

ば独禁法、問題がありますとわざわざ関係閣僚協議会を開いて何回となく閣僚以下非常に真剣に御検討になった。あるいはスト権ストが問題になる、やはりこれは公務員のスト権が問題になれば関係閣僚の協議会、懇談会を開いてそうして衆知を集めて結論を出しになる。ところが、今後二十年間少なくともわが国の運営を左右するかもしれない。しかも、防衛とかエネルギーとか科学技術とか、非常に重要な問題をやらんだこの条約の批准に当たって、果たして政府内部でそれだけの御検討がなされたのかどうかということについて、私は非常に疑問を持っておりますから、だから正式の閣議であれば正式の閣議でいいんです。その正式閣議に提案される前に、どの程度の、関係部局のそうした点についての意思統一、御検討、御協議があったか、概略で結構ですから教えていただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) その問題でございますと、実は政府内部の議論、意思統一は、この条約を国会に御提案するという段階よりはるかにさかのぼりまして、署名をするという、いまから数年前の段階からなされたおつたことと承知をいたしております。そのゆえに、三つの条件というものを当時政府声明で掲げたわけでございます。したがって、行政府としての意思は、署名の段階において、一応それまでの過程で検討されておつたというふうに承知をしております。保障措置協定の締結がその後昨年まで時間がかかっておる。昨年の事態におきまして、当時の政府声明の三つの点についてどれだけの充足があるかということ、さらには検討をいたしたわけでございますけれども、政府に關しましては、この問題は数年間検討されておつたというふうに考えております。

○宮崎正雄君 そういうことであれば結構でございますから、次に進んでまいりたいと思ふます。それで、今度承認を求められるこの条約は、憲法の七十三条の三号によって承認を求められらる。三号のただし書きですか、条約を締結する場合に国会の承認を求めるといふ、この憲法の条項

によつて求めていらっしゃると思つてますが、したがって、国会にお出しになつたのは、その前に政府が調印されたものが提案された、こう考えていいですか、外務省。

○政府委員(伊達宗起君) 第七十三条三号に申します「条約を締結すること」、先生もおっしゃいましたように、ただし書きに基づきまして「事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」ということでございまして、この場合には、わが国はまだ締結前でございますので、その前に国会の御承認を得ようということでございますので、このただし書きの中の事前に国会の承認を経るということで御提出申し上げているわけでございます。

○宮崎正雄君 その事前に国会に提出なさるその条約というのは、調印された条約ですね。

○政府委員(伊達宗起君) 署名したものでございす。

○宮崎正雄君 そうすると、今度国会に提案された、その署名された条約というものはどれを指すんですか。

○政府委員(伊達宗起君) 署名された条約と申しますのは、お手元に差し上げてございす、これは五カ国語でございまして、日本語は正文でございまして、この五カ国語及びそれを正確に訳しました日本語に盛られて内容のものでございす。

○宮崎正雄君 そうすると、国会に出されておりますところの日本語は、これは参考文献というところになる、参考資料ですか。

○政府委員(伊達宗起君) 日本語といたしまして、これは正文ではないという意味では、解釈等におきましては国際的に基準にはならないものではあるかもしれませんが、しかし、日本におきましては公布をされるということがございまして、公布されますと法律と同じ効果を持つものでございすので、この訳文につきましては、非常に厳密な検討を加えたものでございす。これは外務省ばかりではなく、御承知のように、内閣法制局

におきまして専門的な見地から法的に結めた上で訳文を選択しているというところでございすので、どうも、参考資料かどうかと言われると、いかにも軽いもののようなことになりすけれども、私どもはやはり重要な内容を示す、日本語で内容を示す重要なものというふうに考えております。

○宮崎正雄君 だけれども、正文は外国語、五カ国語のやつですね、そうでしょう。

○政府委員(伊達宗起君) 国際的な正文はこの五カ国語でございまして、日本語は含まれておりません。

○宮崎正雄君 署名されたのは、その五カ国語の中のどれに署名されたのですか。

○政府委員(伊達宗起君) 署名欄におきましては、五カ国語が一括になつていて、欄が日本のために設けられておりまして、それに日本代表が署名をしたというところでございす。

○宮崎正雄君 じゃあ、五カ国語の全部に署名したということになりますね。

○政府委員(伊達宗起君) そのように解せられます。

○宮崎正雄君 それなら、その署名されたその条約、その承認を求めておられるわけですね。そうすると、それを提案したというところは、どこへそれをなしてあるんですか、国会の中の。提案された文書の中で、署名した五カ国語の分を提案しましたというところは、国会の記録のどこになるんですか。

○政府委員(伊達宗起君) 御提出申し上げました条約の十一條でございす、この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とし、と書いてございす。

○宮崎正雄君 だから、署名された正文の承認を求めておられるわけですね。この五カ国語の正文をどうか承認してくださいというそういう提案が、どこにその手続が行われたかということはいま伺っているのです。もっと具体的に言いますと、日本語についての提案は出ていますよ、私知って

いますよ。しかし、承認を求めるべき五カ国語の分をこれとございすという、そういう手続がどこに行われているかということをお私に伺っているのですよ。

○政府委員(伊達宗起君) 正文でございす五カ国語は、国会の御承認を得るべきものとして御提出申し上げてあるはでございますが、先生のお手元に。

○宮崎正雄君 印刷物は出ていますよ。もらつていますよ。しかし、これが提案したものでございすというところはどこにも書いていないんです。だから、端的に言いますと、日本語の条約文はちゃんと提案をしております、ところがそれは正文ではない、正文の方は提出しましたということはどこにも出ていないです、手続上は。だからいままで審議されたものは、日本語の条約については審議されたかもしれませんが、厳密に言うところの正文についての審議は提案されてないから、書面は出ていないけれども、正式の提案の手続はとっていないから、したがって審議は行われていない、こう解釈せざるを得ないのですよ。

○政府委員(中島敏次郎君) 補足になります、一言御説明申し上げさせていただきます。

国会に御審議をいたしておりますのは、核兵器の不拡散に関する条約の締結について御承認を求めておられるわけでございます、案件は核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件ということになっております。ところで、核兵器の不拡散に関する条約というのは、お手元にありますテキストに、日本語のテキストにも明確にありますが五つの言葉をもつて作成されておりますので、五つの国語をもつて作成された条約の締結について御承認を求めておられるわけでございます。いま説明がございましたように、その五つの言葉のはかに和文のテキストをつくりまして、あわせて御提出してあるわけでございます、その中にも明らかにありますように、いま申し上げましたように、五つの言葉でつくられた正文の条約、そ

れを締結することについて御承認をいただきたいということになっておられるわけでございます。この関係は一般的な日本語が正文になっておりません、国際条約のすべてに通用する手続でございまして、この条約について特異な手続をとっておるというところではないわけでございます。

○宮崎正雄君 少なくとも、わざわざ横文字は書かぬでもいいんですけれども、正文の五カ国語ぐらゐはそれをそのままつけてお出しになれば、われわれとしては、読む読まぬは別問題として、出された資料がこれは審議されたというふうな解釈できるんですけれども、そうでなしに、和文だけ出されて、ただ付録文書のようなふうな配付されまして、それは審議の対象にはなっていないとわれわれは解釈せざるを得ないのです。

そこで、私がなぜそういうことを言うかといいますと、いまお話しのように、いままではかの条約あるいは協定についても大体そういうやり方をしておるとおっしゃるから、だからその日本語について問題がなければそこまでわれわれ言わないんです。なぜそこまで言うかという、お出しになった日本語が正文と意味が違ふんじやないか、こういう疑問を持つから私たちはそこまで言ふのばつて検討せざるを得ない、こういうことなんです。

じゃどこが違ふかということをお申し上げますと、原文がアメリカの第一次草案にありましたように、アメリカの第一次草案には「TREATY TO PREVENT THE SPREAD OF NUCLEAR WEAPONS」と、こう書いてあったんですね。だからこういう原文の見出しが、表題がそれであれば、いまの日本語で私は文句は言いません。ところが、この正文はそういう言葉を使つてなくして、聞くところによりまして、ソ連の提案した「TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS」という言葉が使つてあるわけなんです。そこで問題は、この両者の表現は内容的に非常に大きな相違があるとわれわれは解釈するから、したがって、そこまでわれわれは吟味せ

ざるを得ない、こういうことなんです。

そこで正文の中の中国文がここにあります。中国文に拡散という言葉使っておりません。防止核兵器蓄積条約、これなら意味が内容と一致するわけですよ。ところがそうでない。日本の訳は、アメリカの草案の文なら一致するけれども、正文のものだとこれは意味が相当違ってくる、こういうことなんです。だから、卑近な例を申し上げて大変失礼なんですけれども、

（理事増原恵吉君退席、委員長着席）

まあ、かん詰めがあります。レットルには天然ジュースと書いてある、中身は加工飲料である、こういうことになりますとこれは大変なことになります。それと同じことになっているおそれがあるから言うんです。皆さんがお出しになった日本文は、これはノンプロリフェレーションの訳語としては適切でない。アメリカのツー・プリベント・ザ・スプレッドとそれからプロリフェレーションとは意味が非常に違うんです。その辺の点は外務省はどういうふうにお考えになっているか。

○政府委員（伊達宗起君） 外国語でできました文章を日本語にどのように訳すかということにつきまして、特に文芸作品と異なりまして、条約文というのは正確に訳さなければいけないことは、私どもも十分承知しているわけでございます。そのためにこそ、かなりの時間をかけて用語の選択等につきましても検討いたしますし、内閣法制局等においても審議をする、法律用語として適当であるかどうかということも兼ねまして審議をするという過程を経ましてつくられたものでございまして、ノンプロリフェレーションというのが不拡散という言葉で不適当であるというお言葉ではございませうけれども、私もいろいろ検討いたしました結果、平易でわかりやすい拡散、不拡散とプロリフェレーションというのを拡散と不拡散とがかなり実態をあらわしているのに適当な言葉ではないかというふうに考えているわけでございます。

す。

○宮崎正雄君 日本文で、日本国だけの問題であれば日本語として国民が理解できればそれでいいわけですが、しかし問題は、これは国際的な問題です。国内で通用したって国際的に通用しなければ、これは大変なことなんです。だから、この辺の言葉の違いのようだけれども、実質的に影響するところが非常に大きいんです。

これも卑近な例を申し上げて大変失礼でございますが、この間のロッキード事件で、日本語では政府高官になっていて、原文ではガバメントオフィシャルです。ガバメントオフィシャルに政府高官という意味はないんです。それを日本語で政府高官となるからこんな大問題になったわけですから、それを原語どおりに翻訳されておたらこんなことに私はならなかった、相当言葉の違いというものは影響が大きいんでおそろかにできない。

また、外務大臣も御苦労なさっております北方領土の問題、ソ連はもうそれは済んだと、日本はそれは済んでないんだというような論争も、これはやはりロシア語と日本語との相違からくる大きな問題は問題点だと思ふ。そういう意味におきまして、この核防条約は日本の運命を、大げさに言うわけじゃない、われわれからいえば日本の運命を決定するかもしれない、あるいは今後二十年間日本を拘束するかもしれない。したがって、日本ではこういう解釈をしておりますと言ったところで、正文でないんですから、正文の解釈はこうだと押し切られたら、これはいかんともできない。そういう点を心配しますから。

そこでちょっと具体的に例を申し上げてみますと、この条約を翻訳してみますと、この条約は核兵器国、いまでは米ソです、が、みずから製造した核兵器を非核兵器国、たとえばモンゴル、韓国、西ドイツに六千発以上も拡散されておるが、その管理権を移譲しておらないからこの条約では問題にはされないのです。ところが、またもう一つ、核兵器国のA、たとえば米国が、核兵器国B、たとえばイギリスによりよい核兵器を持たせるよ

うに援助、奨励、勧誘することも、これはこの条約には抵触しないのです。ところが、いま政府がお出しになったような条約でございますと、ちよつとこれは内容が変わってくるわけなんです。だから日本に当てはめた場合には、アメリカから、日本が核開発といいますが、核兵器の開発、核武装することについてはこの条約は加盟すればできない。しかし、アメリカの核兵器を日本に持ち込むことは、いまは三原則とか事前協議でノーと言つてこれを拒否できる状況にあるけれども、もしも三原則がなければアメリカの核を日本に持つてきたってこの条約には抵触しない、こういう大きな差がでてくるのです。だから、単なるスプレッドとプロリフェレーションとの、まあ適当にこちらの方が訳がいろいろぐらゐる簡単なことでは済まされない問題だと私は思うのです。その辺はいかがなされますか。

○政府委員（伊達宗起君） ただいま先生が第一條の解釈をいたしまして三つほど例を挙げてお話しになったわけでございますが、それ自体は第一條の解釈として私は正しいものと思ひます。ただ、最後の第三番目の例をいたしまして、アメリカが日本へ持つてきてもいいのだということでございますが、結論はよろしいわけでございますが、持つてくるというのが一体どのような形で持つてくるかという点はやはり若干問題でございます。管理権といいますが、そういうものをアメリカが保持している限り、つまり日本がその核兵器を用いたいと思つても日本の自由意思にはならない、すべてアメリカが管理権を持つていてという形で持つてくる限りにおいてこの条約の違反ではないということでございます。

○宮崎正雄君 日本は政策として持ち込ませない。だからそれを無理に持ち込むことは恐らくないと思ひますし、それからまた、政府がしばしばお話しになっているように、ノーというときにはノーと言つて、こうおっしゃっていますから、現実問題としては私は日本に拡散することはないと思ひます。けれども、条約上から言えばこれはやっ

てできないことはない、こういうことなんです。いまの政府から出された和文、日本文から言えば、そこで国民も議員さんも、これがあればまあ日本には核兵器は絶対入ることはないのだ、そういう理解のもとにこれは承認した方がいだろうというふうなことになる、これは国民の判断を誤らしめることになるのじゃないか、こう思うのです。

○政府委員（伊達宗起君） 先生のおっしゃったとおりでございます。このつくり持たせず、つくり持たせないとこの核兵器国の義務として第一條に規定しているわけでございます。その核兵器国が持ち込むことができる、つまり持ち込みそのものは禁止してないのだということ、これは衆議院段階における審議におきまして、それ以前からもはっきりと政府側から御説明しているところでありまして、訳語のいかんにかかわらず、そのことははっきりしているものでございませう。なお、それは訳語が間違っていたからそうなるということではなく、原文を読みまして、ただいまのような解釈が正確に出てくる原文でございます。

○宮崎正雄君 そういふふうにおっしゃいますけれども、アメリカの第一案とソ連の原案とは相当違うんですよ。それを簡単に核兵器の不拡散だといふふうなふうに表示されますと、これは大變な間違いになると思ひます。その問題についてそういう非常に重要なものと明確にしなければならぬ。この問題を含んだ日本文であるということとを私は指摘して、さらにそれからどういふ問題が発展するかというふうなことにつきましては、また今後のときに論議したいと思ひます。

そこで次に、外務省は非常にわれわれから言う、よく言えば熱心に御努力になつて、そうしてここまで持つてこられたのですが、われわれから言う、非常に無理をさせていらつしやるのじゃないか、こういう感じがするわけですね。どうしてこんなに無理をせられなくちゃいかぬか。その経過をたどつてみますと、最初はともかく調印だけさ

してくれ、批准はそのときにまた改めて検討しますからと、こういうようなことで調印をしたわけですね。その次には、ともかく国会に提案だけさせてくれ、こういう言い方で、そうしてまた国会も提案されました。それで今度は会期内にぜひひとつ上げてくれと、こういうようなことにして、非常に何といいますが、それでわれわれとしては後追いをしています。事前にそれらの点を十分に検討するようなチャンスがなかった。これは党内のことを言っている非常に私にはこういう席ですから、なすいでも、しかし、それも一つの条件になつておたから申し上げますけれども、この条約は党としては提案は認めようというところまでは決まっております。これを承認する、議決するかしないかについては、改めてこれは党と政府が協議して、機関に諮って決める、こういうことになつてゐた。そうしてそれを総務会に報告して了承を求める、こういうことになつておたから申し上げますが、経過を見ますという、もうそういう手続を省いて、それで先に衆議院の外務委員会で議決して、委員会が通つたんだから本会議で議決して、そうして参議院に持つてこられる。そうして参議院において会期は二十四日までだからひとつ上げてくれ、何かともかく終始追ひ立てられて、しかもその追ひ立てられたのが、こういう理由だからやつてくれというこじやなしに、その場限りの都合のいい理由でもって無理をしてこられた、われわれはそういう印象を受けるのです。だから、参議院の中にはまだ納得いかないという方が相当あるのはそういう点なんです。理解を積み上げていつて得た結論に基づいて進んできたんなら、そんなことはいまの段階になってないはずなんです。ところが、既成事実の方が先に進んで後で追つかけるから、まだこういう問題があるじゃないか、こういう問題があるじゃないかと、こう言わざるを得なくなつてくるのですよ。

そこで私は、さつきも申し上げましたけれども、なぜここまでお急ぎにならなければならぬのか、どうなんですか。端的に言いますと、アメリカとかソ連とか、超大国からどうしても早くしろと、しなければ承知しないぞというような圧力でもあったのかなのか、その辺はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この条約を政府が署名いたしましたのは一九七〇年でございまして、その後、御承知のように保障措置協定につきまして少なくともユーラシヤ並み、それより不利な条件は受諾をしてはならないと考へまして、その交渉を長いこと継続をいたしておりました。御承知のように、これが事実上完結いたしました。この条約の御承認を求めるために国会で御審議を願うというわけにまいりませんので、この保障措置協定の実質上の妥結について長い年月を要したわけでございます。それが実質的に妥結をいたしましたので、昨年私から御説明をいたし、また、政府として国会に御提案をしたわけでございまして、その際、とにかく提案だけは認めていただきたい云々ということ、私の存じしております限り、私から申し上げたことではないように存じておりまして、政府としては、御提案をいたした以上御承認を得たいというつもりでありましたことは当初から変わつておらないと存じます。もとより、その間、党内においてその後の処置について御協議あるいはお取り決めがございしたかもしれませんが、しかし、政府が御提案を申し上げる以上、御承認を得たいという気持ちで御提案をしておたわけでございます。

そこで、何ゆゑに急ぐのかというお尋ねでございましたが、そのようなことで保障措置協定に時間がかかりましたので、実質妥結をいたしまして直ちに御提案をいたしましたが、もうすでにこの条約が成立いたしましたから六年余を経過しております。昨年再検討会議がございしましたが、わが国は加盟国でないということで再検討会議にもオブザーバーという資格を持つて出席することを余儀なくされたわけでございます。保障措置協定がまとまりました以上、できるだけ早く御承認を得て批准をいたしたいと考えておるわけでございます。

○宮崎正雄君 調印されて提案されたんだから、それが早く承認ができるように政府が御努力をなさることは、これは当然の務めだと思ひますから、それ自体をどうこう私は申し上げません。だから、これはある意味から言つたら党の方の問題になるかもしれないが、再検討会議に、一つのタイムリミットとしてこれに間に合わせるように努力されることもこれはわからぬわけではないですが、これはもう過ぎてしまつたわけですね。だから、その点で言えば、次の再検討会議に間に合えばいい、最大限そういうことになると思ひますが、それをどうしても今度承認しなければならぬということについては相当な理由はなくちゃならぬと思ひますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、そういうふうにお尋ねでございまして、せんだつてから当委員会でお尋ねしておりますことをごくごく概略申し上げなければならぬわけでございますが、政府としては、この条約に加盟いたしますことが総合的な利益であるという判断に立つておりますために、保障措置協定ができました以上は早いことが望ましいと基本的に思つておるわけでございまして、その利益であると判断いたしました理由は、ただいま再検討会議のことをたまたま申し上げましたが、それはもうごくごく一部の問題でありまして、つまり、わが国がこのような平和憲法を持ちながらこの条約に加盟をしないということから生じますところのいろいろな疑惑、その中には東南アジアの国々がわが国に対して時として表に出しますような疑惑も含まれております。それによつてくる東南アジアの一種のわが国に対する猜疑心といったようなものもございまして、また、わが国が世界核軍縮の先頭に立つてこれを指導いたします際に、自分自身が批准をしていないというところからくる説得力、信憑力の欠如といったようなこともその一つでございまして、総合的な利益からと申し上げますと、先日からこの委員会で申し上げたとおりでございまして、

なお、先ほど米ソ等々の早期批准への圧力があるかというお尋ねがございました。一切ございせん。

○宮崎正雄君 私が受ける印象は、ともかく批准ということが最大目的になつておつて、それ以上に重要な核軍縮の実現とか進行というように、何が二の次になつてゐるような印象を受けるんです。ともかく批准さえすればいいんだ、そうすれば世界から信頼されるんだというふうなことで、すがね。われわれが実際に考へることは、批准よりもむしろ世界平和の確立とか核戦争の防止とか核軍縮、これが最大の目標にならなくちゃいかぬわけでしょう。この点私は御異論ないと思ひます。そうすると、その最大の、しかも困難な目的を達成するために、ただ単に日本が批准する方が有効なのか、批准はおくけれども、その批准ということ、まあ、てこと言つちゃ悪いんですが、ここに於いて、核軍縮を促進した方がいいのかどうか、私はこれはある程度検討すべき問題だと思ひます。批准してしまつて果たして日本がどれだけの活躍ができるのか、あるいは批准しないでおつても何もしないのか。私は、これは見解の相違になると思ひますから詳しくは言ひませんけれども、その目的をやつぱり本末というか、目的を明確にする必要があると思ひます。あくまで核軍縮であり、あるいは核戦争の防止であり世界平和である。そのためには日本が批准した方がより有利なのか、あるいは批准がおくても、はかにそれを一つのこととして問題の促進に役立たした方がいいのか、これは私は検討すべき問題であると思ひます。

そこで次にお伺ひしますが、日本がこれに加盟して、私は常識的に言つて、ソ連ないしソ連陣営は、有力な自由陣営の一員である日本がその体制の中に入つていけば手足を縛られるんですから、ソ連としてはこれは非常に大きなメリットじゃないかと思ひます。ところが一方に、アメリカ陣営が有力なそういう日本をその陣営に組み込んでしまつて手足を縛つてしまふことが果たして自由陣営の

ためにいいのか、アメリカのためにいいのか、その点はアメリカはどのような見方をしているんですか、日本の加盟という点について、どう判断なさっていますか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げましたように、アメリカ側からわが国に対してこの条約の批准に関する何らの意思表示を、私の知っている限り最近受けたことがございせんので、厳密な意味でお答えすることは困難でございますが、かつて数年前、この条約ができるより前からございましてけれども、ひとときアメリカが、わが国も核武装することが好ましいのではないかと少なくとも一部の人が考えておったことはあったように思います。それは一部であつたと思います。

しかし、その後絶えてそういうことを聞きませんで、恐らく現在の米ソ二つの核超大国の立場から言いますならば、日本であれ西ドイツであれどこであれ、これ以上核兵器を持つ国が拡散しないことが総合的な立場から望ましい、こう考えておるのではないかと私は想像いたしますが、しかし、いずれにいたしましても圧力がましいこと、あるいは干渉がましいことは米ソとこちらからも私の知っている限り受けておりません。

○宮崎正雄君 私、日本が加盟して努力すべきことは二点あると思うんです。

一つは、日本が加盟することによって、核兵器国でありながら未加盟の中国やフランスを加盟させることができるかどうか、それに貢献できるかどうか、これが一点あると思います。それからもう一点は、そういう核兵器国でなしに、非核兵器国でまだ加盟していない国を加盟させることについて、日本の加盟がどのような貢献ができるかどうか。

もう一点は、日本が加盟することによって米ソの核軍縮をどの程度促進させることができるか、こういうような問題について日本の加盟が非常に大きな力になることであれば、私は、少々問題があつても一日も早くこれは加盟すべきじゃ

ないかと思うんです。その辺の御判断はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) フランス及び中国はこの条約に加盟をいたしておらないことは御指摘のとおりでありまして、お尋ねは、わが国がこの条約に加盟することによって、その両国あるいは、それか早期加盟を促す動機になり得るかどうかというお尋ねでございますけれども、恐らく、仏中国両国とも、加盟をしない理由はおのおのが述べておりますけれども、その中で日本が加盟をしていないからということは全く言っておりませんので、わが国が加盟したことによって両国の立場に大きな影響を与えるというふうには残念ながら申し上げることができないと思います。

それから、それ以外の未署名国あるいは未批准国等のような影響を与えるかということでございますが、これも、私は直接にこのような影響があると申し上げることは率直に言って困難なのではないであらうか。ただ、総合的に申し上げられますことの一つとして、日本もついに加盟するに至つたということ、わが国が核能力を持っておりますことが知れたたつておりますだけに、西ドイツと相まちまして、これは世界に述べておる国があるとなれば、相当のそういう背景としては核拡散あるいは核軍縮を前進させる力になるのではないであらうか、これは私は申し上げることができるとも思います。

○宮崎正雄君 もう一点、いわゆる米ソの核軍縮にどの程度の貢献ができるか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 米ソの核軍縮につきましては、この第六条からくる、米ソがこの条約上負つておりますいわば一つの厳密な意味での何と申しますか、非常に緊密な負担を負つておるわけですが、したがって、これはいろんな場において加盟国がこの六条を盾にとつて米ソに迫る、力をもつて追ふことはどの国にもできませんから、結局そういう道徳的な説得力ということ、及び米ソともやはり国際社会において自分たちの友好国と

いうものとは友好を続けていきたいという気持ちがございますから、ただ力だけが説得力であるというわけではないと思ひますので、やはり友好国との友好関係というものは米ソのおのおの大切にしておりますから、そういう意味で加盟国としてのわが国が申します立場と、みずから非加盟で申します立場とは説得力の違いがあるであらう、ここまでは申し上げられると思ひます。しかし、それを越えまして首根っこを押さえてでもさせる力があるかといへば、むしろそういうわけにはまいりませんので、それも相対的なことであらうとおっしゃれば、それはそうであるかもしれせん。しかし、主張いたします立場として、自分が実践をしておるかおらないかということはおのずからそこに説得力に違いがあることは、これは私は大切な問題だとして申し上げることができるようになります。

○宮崎正雄君 先ほど大臣が、東南アジアが日本を非常に心配しておる、その心配、不安が解消するんだということを申し上げましたけれども、常識的に見ますと、日本は現在何も持っておりません。ところが中共は、どの程度か知りませんが現実には持っております。しかも中共が、東南アジアに対する態度からいうと日本とはまるっきり変わった態度をとっています。だから、現実的な不安という点があつたら、日本よりも先に中共の核を心配すべきじゃないかと思うんです。それをなぜ、中共のことは心配しない方で、現実には持っております方は心配しないで持たない方の心配するというのは、これはどういうことなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは余り申し上げたくないことですけれども、やはり東南アジアが、過去においてわが国の第二次大戦の経緯の中でいろいろな被害を受けたという記憶がなかなか消え去らないということに一つの理由があらうと思ひます。

○宮崎正雄君 日本の政府はこの核防について非常に大きな期待をしておいでのようにございまして、しかし、この条約の発効経過から見まして、

もうすでにその当時から、この核防条約というのはまあ西ドイツと日本の手足を縛るのが究極的目的である、こういうふうになつて、そしてそれはどういふことかという、米ソの核による世界支配体制を確立することなんだ、そのためにこの条約がつくられたんだ、こういう見方であつたわけでございます。ところが、日本はそういう見方ではなくして、非常に何と言いますか、善意と言いますか、この条約を非常に高く評価して、そうして大きな期待を持たれ、また、それによってわが国は非常に大きな貢献ができるようなふうにお考えになつておられるけれども、これは少し条約に対する過大評価じゃないかと思ひますが、その点は私の考えは間違つていませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ドイツの場合の経緯をつまびらかにいたしませんのでわが国についてのみ申し上げますけれども、先ほどから、この条約の批准についてわが国は米ソいづれからいまいわゆる圧力あるいは交換条件といったようなものの提示を受けたことがない、これは現実にごさいますのでそのことをまず前提にいたしますと、わが国がこの条約を批准するに基いて行われることは、全くわが国独自の意思に基づいて行われるというところは明確であらうと存じます。その場合、わが国が何ゆゑに、どのような判断に基づいて独自の意思を行使するかといへば、私はやはり基本法は憲法が定めたルールではないかと思ひます。憲法は、核武装を禁止しておるかおらないかということには論争がございまして、いまそれには触れませんが、憲法に述べられておるいわゆる平和国家の路線というものは、それはまた第二次大戦の経験から来たことでもあると思ひますが、その路線が今日まで三十年間ともかく成功をしてきて、そうして今後、客観情勢は決して過去三十年間に比べて悪くなつていない。むしろ好転しているかと思はれる。そのようなわれわれの過去の経験に勇気づけられて、この条約を自由な意思に基づいて批准することがいいのではないかと、私が、私は国民の多数の意思であらうというふう

に判断をいたしておりました。また、そのゆえに御承認を求めているわけでございます。

○宮崎正雄君 日本は非常に良心的で善良であるということをしみじみ感ずるわけです。ところが、国際社会はなかなかそうじゃないです。日本が善良だから相手も皆善良かと思うとそうじゃない。目的のためには手段を選ばぬというようなことが方々、毎日のように起こっているわけですから、したがって余り、自分が善良だから相手も善良だろうという前提で事を判断したり運ばれますと、結局やられてしまう危険性がある。だから、もうちょっと、やっぱり日本の水準で物を考えるんじゃないに、国際情勢の判断も、そういう世界のほかの国々の水準で物を考えて、そうして日本がどうなるだろうかということをお考えいただきたいと、これは私は大変な失敗をすると思うんです。

現にこの核防条約の、まあ生みの親ではないでしょうが、それに大きな貢献をしたといわれるところのマクブライドですね、この方が日本に来て、これは朝日新聞の記事ですから、そのとおりだったかどうか知りませんが、その朝日新聞の記者とのインタビューで、お目にとまっておりますが、核拡散防止条約は結局ごまかしで核軍縮には何ら役立たない、こういう発言をしております。私は、これが公正な世界情勢、しかしこのマクブライドは、佐藤元総理と同時にノーベル平和賞をもらわれた方ですから、一番真剣に考えておるのは世界の平和であり核軍縮である。しかし、その世界の平和や核軍縮に対してこの条約は何ら力はないんだ、結局これは先ほど私が言いましたように、米ソのごまかしによってつくられたんじゃないかという評価は、私は、一応そういう立場の人の発言でございますから、政府としてもやっぱり玩味すべき発言じゃないかと思うんです、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、前段の問題でございますが、わが国が善意でありお人よしである云々ということについては、私どもも、善意で

えあればわが国の安全が保たれる世界であるとは考えておりませんので、そのゆえに自衛の意思を持ち、自衛力を最小限備えておりますし、また、安保条約というふうなものも大切なものであると考えております。これは国民のすべてがそれに賛成をしておられるわけでございますが、政府はそのように考えてまいっております。したがって、この点に關します限り、宮崎委員の御所見と私どもの所見は、同じ方向を向いておると思っております。

それから、その後のマクブライドの点でございますけれども、私は、マクブライドの申しましたことは、こういう意味であらうと考えております。すなわち、この条約を成立させることによって、あるいはこの条約に加盟することによって世界の核軍縮が大いに進むのだということはないぞと、それはごまかしであるぞと云っておりますものと思っております。確かにその意味では、この条約は核軍縮については、米ソに向かつては第六条の規定があるだけでございまして、これはこれによって米ソをぎりぎり追いつめていくことはとんとんではできないのであつて、核拡散の防止というのは総合的な世界軍縮を達成するための一つの私手だてである。これをやったからすべて軍縮が進むというわけにはまいらないので、まず、持っている国の数を制限しようではないかということでございますから、限られた目的を持つ限られた条約である。これさえあれば世界の軍縮が完成するといふようなものでないか、これは、これはもうむしろ当然のことであつて、それはそれなりにまた米ソ間でいろいろなことが行われなければならないし、また、われわれもできる限りのそのための努力をしなければならぬことでございます。この条約そのものが世界の核軍縮をこれさえあれば達成するといふたような、いわゆるオールマイティーのものでないことは、もう明らかだと思ひます。

○宮崎正雄君 マクブライドさんが言っておるのは、言つた発言で重要なものは、そのオールマイティーであるかないかということにございまして、ごま

かしであると、この一言に私は大きな意味を感じるんですよ。最初に言いましたように、純真にこの条約が世界の平和なり核軍縮なり、そういうふうなものも達成しようと言葉では言っておるけれども、真のねらいは、これは米ソが日本と西ドイツを縛り上げて、そうして自分たちの世界支配を容易にしよう、こういうことでやつたんじゃないか、そういうふうな考えると、このマクブライドさんのごまかしではないかということが、われわれに非常によく意味が通ずるわけなんです。

それで、こんなことも言つては失礼ですけども、世界のある外交官が、まあ日本をお人よしと言つたわけじゃないんですけど、アメリカと日本と外交のいろんなやりとりをしますと、日本は非常に善良なものだからアメリカにやられてしまふ、そのアメリカが今度はソ連とやるとソ連にこてんこてんにやられちゃう、そのソ連が中共とやるとまた中共にこてんこてんにやられちゃう、結局一番損するのは、善良であるけれども日本がいつも損しておるんじゃないか、こういう外交専門家の批判を聞いたことがあるわけです。

そこで、いまでも大臣は善意善意、そういうふうにおとりになるところに私はむしろ非常な不安感というか、もうちょっと人間が悪くなつては、こういう感じが強いんですよ。そうせぬと、国際社会であんな海山千年の、目的のために手段を選ばないような、そういう事実はわれわれは後で発見して、ああ、あのときそんなことがあつたのかと言つてびっくりするようなことをやっているんですから、そういう連中を相手に余りに私は正直にやられるという、後でわれわれが泣かねばならぬ。そういうことがあつてはならぬ、こういうことを心配しますがゆえに、くどくどいうことをお話ししておるわけでございます。

そこで、私は最初に言いましたように、そういう心配があるから、だから日本がマイナスがなければそれは入つて、そうして大いに国際社会の一員として協力することは、これは私は当然いと思ひます。マイナスがなければです。ところ

が、もしも入ることによって日本に相当な危険なマイナスがあるということになると、そこは十分警戒しなければいかぬ、こういうことを私は申し上げておるのです。

そこでお伺いしますが、そういうような国際社会の加盟国がこの条約について十分なる履行をしなかつた場合に、どのような制裁の制度があるんでございませうか。

○政府委員(伊達宗起君) 条約不履行の場合の制裁の制度ということでございますが、この条約自体には、違反に対する制裁の規定というものは設けられていないものでございまして。

○宮崎正雄君 先ほど外務大臣は、日本に対して非常に脅威を感じておる国がある、核武装について、しかし、日本のいま置かれた条件から言つて、そういうことが果たして可能であるかどうか、日本が核武装することができず。第一に、卑近な例ですが、原子力船「むつ」の問題すら処理できない日本において、核武装なんということが果たして、仮に能力があり意思があつても、日本の現状からしてそれができるかどうか、日本の国民が核武装をやろう、そういう意思を持ち、やればできるといふことがあつても、現時点において客観的な条件ができるかどうか、まず第一に技術者がおるのかどうか、そういうことをやってくれる工場があるのかどうか、やつたものを実験するところがあるのかどうか、技術者もなしに工場もなしに実験もせずしてどうして核兵器持てるのか、私はそう思うんです。だから、仮にやろうとしたらできないんだ、不可能なんだ、日本は。こういう点をみんなに認識を徹底させれば、日本に対する不安感というものはこれは納得してもらえんじゃないかと思うのですが、そういう点はいかに外務省としては御努力なさつておるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、ただいま宮崎委員がおっしゃいましたとおりのことを私どもそれらの国に申しております、日本にはそういうつもりはないんだと申しております。そうしますと、先方が質問いたしますことは、それならばどうし

てあの条約を批准しないんだと、こういう質問に
なっているわけでございます。

○宮崎正雄君 それはごもっともな反問だと思
いますけれども、しかし、現実には日本の隣には核兵
器を持つておる国が三國あるわけですね。そうす
れば、日本は外部に対してそういうような攻撃する
意思も能力もないけれども、しかし、周辺にそう
いう脅威がある以上は、それに対する安全が、日
本の国民が本心に安心できるような条件が整わな
ければこれを承認しと言ったって国民が許さない
んだという、そういう説明はできないんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ですから、それらの諸
国の疑問というのは少しその辺が短絡的であるこ
とはそのとおりでございますけれども、しかし、
ただいまの宮崎委員のような説明をいたします
と、そうすると、事情はともあれ日本はフリー
ハンドを持っていいわけですねという議論にどう
しても発展してしましまして、そのフリーハンド
はあなたの方に向けられるフリーハンドではない
ということ、これはなかなかさまで、これは
もうあと考え方の問題になってしましますもので
すから、説明としてはむずかしいでございます。

○宮崎正雄君 フリーハンドというのは核武装
するためのフリーハンドじゃないんですね、われ
れが望んでおるのは、やっぱり平和利用のための
自主的な技術開発をする、そのために諸外国の干
渉を受けないようにフリーな立場で研究あるいは
これを進めていきたい、そういう点のフリーハン
ドでして、核武装するためのフリーハンドのため
にどうこう言っているんじゃないんですから
ね。そういう点の、やはり日本のような資源のな
い国が生きていく上については技術開発以外には
ないんじゃないか、エネルギーの確保以外にはな
いんじゃないか、それを自分たちがこれから努力
してやろうとする。ところが、入ってしまったそ
の努力は大きなブレーキをかけられるおそれがあ
る。その辺の見通しが立たない以上、日本自身と
してはそう簡単に加盟はできないんだと、そうい
う条件が解決しない以上は、そういうことの説明

がどうしてできないんですかね。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは一々宮崎委員の
御議論にお言葉を返すつもりではないのでありま
すけれども、そういう東南アジアの人々と議論し
ておりますときに、いや、核兵器を持つてという
つもりではない、いわゆる平和利用、技術開発に
ついて云々ということをおっしゃると、この条約は
それらのことを一切禁じておりませんで、ありま
すものはいわゆる査察、保障措置協定でございま
すから、それならば保障措置協定を十分なものに
すればいいではないかという結論にならざるを得
ないのであります。

○宮崎正雄君 意見の相違で、平行線になれば時
間だけ空費しますから次に進んでまいりますが
ね。

私は、まあ日本が加盟すれば政府がお話しにな
るようなメリットが確かにあると思うのですよ。
しかし、これはいわば抽象的なメリットであって、
現実にはどうあつてそれによつてどうこうというこ
とは私はないと思います、これからの問題だ。と
ころが、現実的に日本のエネルギーの問題から
言つて、日韓大陸協定というものは、これは早
速現実的に日本に大きな関係を持つてくるわけ
ですね。だから、順番としてはまあそういう理想的
な、あるいは抽象的と言つちや言葉が適当じゃな
いかもしませんが、そういうような核防に努力
するよりも、大陸協定を一日も早く成立さし
て、それによつて石油資源の開発に努力する道を
開く方が先決じゃないかと思うのですが、どうし
て大陸協定の方の後回しになつてこちらの方
が先行するんですか、その辺の事情をちょっと。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、私もとしては
これもあれもとお願いを申し上げておるわけでござ
いますけれども、大陸協定は今日まだ衆議
院の段階において御議論でありまして、いろいろ
委員会の運営、あるいは問題の性質そのものによ
るのかもしれないが、大陸協定についてはまだ
衆議院の御質疑が完了しておらない段階でござい
ます。

○宮崎正雄君 先ほど申し上げましたように、日
本の周辺には核兵器を現実保持している国がある
わけですね、アメリカ、ソ連、中国とね。そこで、
日本が加盟すれば一応は米ソの脅威というものは、
これはまあなくなるかあるいは軽減されたか、と
う考えていいわけですね、安全保障上は、ソ連
とアメリカは、われわれが加盟すれば同じ条約国
の一員でございますから。ところが、その枠外に
おる中共はそれに拘束されないわけですね。そして
依然実力は持つておる。国民の一般的常識から
言つたら、現実的に力を持つて枠外におる、日中関
係を正常化しなければ、それを条約に加盟させる
か、それができなければせめて日中条約を締結す
る方が先決の条件じゃないのか。そうすれば、仮
に条約に加盟していても日中平和条約がある
から、中国の、中共の核の脅威は日本はもうこれ
で一応は解消したとみなしていいんだ、こういう
ことになるんですか。

そういうときに、これは防衛庁長官にお伺いし
ますが、仮にも米ソは核兵器を、これを廃棄と
はいかなくても、廃棄したとしまして、しかも中
共は残るんだと。そのときに日本は防衛上どうい
うような対応策が考えられますか。

○国務大臣(坂田道太君) 米ソは核軍縮につぎま
して相互にその努力を続けていくと思ひますが、
しかし、本来核軍縮と申しまして、現在の核の
抑止の状態が変更されないということを私は前提
としておるというふうに思ひますし、この核戦力
の均衡を維持しながら行われるものである、そう
いうふうにご考へるわけでございます。したがいま
して、中国の核装備というものの発展、進展とい
うものはきわめてこれはわれわれにとりまして重
要な関心事の一つではございますけれども、これ
に対処する方策といたしましては、やはり依然と
して日米安全保障体制に基づき米国の核抑止力に
期待するという従来の基本方針を変える必要もな
いし、それがあつて初めて日本の安全というものは
保たれるというふうには私は考へるわけでありま
す。

○宮崎正雄君 長官、いま申し上げましたのは、
米ソの核はもうほとんどなくなつちやうつたんです。
だから中共の核に対するのに、アメリカに依存し
ても対抗手段はないんじゃないでしょうか、日米
安保条約はあるとしまして。もう一遍言います
よ。米ソはこれは核軍縮をやつた、だから仮に、
極端な場合言つてゼロになつた。しかし、中共の
核というものは残るんだ。そうすると、持たない
アメリカと日米安保条約を結んでアメリカに依存
しても、その核に対抗する手段にはならないん
じゃないかということをお尋ねしておるわけ
です。

○国務大臣(坂田道太君) 先生のおっしゃる意味
が実はよくわからないんですが、現実問題として、
仮定の問題でありましてしょうけれども、そういうこ
とがあり得るでしょうか。

○宮崎正雄君 あり得ないということ、これは
論理的にはちょっと矛盾なんじゃないんですか。
核軍縮を推進して、これをやめさせようというん
でしよう、この条約の究極的のねらいは。だから、
忠実にこの条約を履行していけば、おのずからい
まの核兵器も核というものはなくなるという、
こういうことになるわけですね。けれども加盟し
ていない中共はそれに拘束されぬから、それはそ
のまま残るんだ。そのときに、もう核を持たない
アメリカに、日米安保条約に依存しても対抗手段
にならないんじゃないかということをお尋ね
したわけですね。

○国務大臣(坂田道太君) いまのようなお考えが
私は非常に現実的でないんじゃないか。仮定だと
おっしゃいますけれども、仮定にしまして、も
う少し世界の核戦略というものを先ほどお話し
したように冷静に見なけりやいけんじゃないかと
いうふうには思ひますし、先ほど外務大臣がお答
えになりましたように、この条約そのものがオール
マイティーじゃないんだと、核軍縮への一歩前進
する一つの方法なんだ、それはやはりわれわれも
努力しなきゃならぬ、協力しなきゃならぬのじゃ
ないかというお話だと思うのです。そこ意味にお

きまして、先生のその立論が私にはどうしてもよく理解ができないので、われわれ日本の防衛というものをあずかっている者といましては、その簡単に米ソの核が、核均衡というものが根本的に崩れてしまうというふうには、近い将来には私には考えられない。やはりその意味合いにおきまして日米安保条約は有効に機能するというふうに思っています。

○国務大臣(宮澤喜一君) 米ソが核軍縮を徹底的に進めていってもらうことを、私もこれはこれから最大限の努力をいたしますし、それが最終的に現実になることを祈るわけでございますが、恐らく米ソの核の数がずっと低くなってまいりました段階では、米ソとも、それ以外の核保有国、この場合フランスと中国でございますが、それをそのままだとして最後の核兵器を廃絶するというようなことは、米ソ自身の立場から恐らく容易になし得ないことで、自分たちが最終的に廃絶するときには、その他の保有国、フランス、中国に對してもそれを求めるであろうと考えるのが、米ソ自身の利害から考えて普通であると思われまします。また、そこまでいきませんと、自分たちが先に廃絶してしまおうということは、恐らく現実の問題としては考えにくいのではないかと、非常にみんながやめることは望ましいことではございますが、米ソだけが率先して全部やめてしまつて、フランスと中国だけが何か持っていて残るというふうなふうには、米ソ自身がそこまでそれこそお人よしにはいきまいというふうには私には考えるわけでございます。

○宮崎正雄君 ところが現実問題として、常識的に言つて、いまおっしゃつたように、中共の核がそのままだ存在しているのに米ソが徹底した核軍縮をやらないだろというところは、これはもうみんなわかるんです。ところが、余りにこの条約について核軍縮を強調されますと、一般国民は過大な期待を持つてんですよ。これさえあれば核軍縮は進行するんだ、ところが、現実にも進んでないじゃないかということになると、この条約自身

に對する不信感ということになると、これは最後には輕視され無視されてしまうわけなんです。だから、そういうことであれば、そういうふうによつぱりこの条約の限界というものを十分に国民に理解させまないと、日本はこの世界の核軍縮にこれに加盟してやるんだ、ところが一向に進まないじゃないか、けしからぬじゃないかということになったら、私はそういう点を、論理的に飛躍するようですけれども、筋道からいつたら、やつぱりなつた場合には残るけれども、しかし、現実問題として中共の核が存在する以上は、これは核軍縮やつてもある一定の限界までしかできないんですよ、こういうことをやつぱり理解させまないと、過大のこれは期待を、夢を与え過ぎますよ、そういういままでの説明だと、核軍縮と言つて。現実問題は、私自身は条約いかにによつて核軍縮ができるとは思つていません。世界情勢なり、あるいは米ソの国益の立場から必要があればやるでしょうし、あるいは必要があれば拡大するかもしれない。だから先ほどおっしゃつたように、この条約はオールマイティーじゃないんだということでは正しく理解させまされんとね。最初に私がやかましく言つた表題の見出しのことにつきましても、私がやかましく言つたのは、拡散防止であればもうどこにも、これは核兵器が世界じゅうどこにでももういなくなつていくんだ、にもかかわらず、韓国にいつていけるじゃないか、あるいはイスラエルにいつていけるじゃないかというところになると、これまた不信感です。しかし、本来の意味において製造したり、あるいは管理権というものを持った国をふやさないんだ、これが本當の条約の精神なんだということとを正しく理解させまされんと、条約を誤解させまされんとこれは大変な、条約の、国民の期待を裏切つた結果の不信感、これは大変大きな、これだけに限りません、外務省の言うことは皆さうかと、あるいは政府の言うことはみんなさうかと、あるところになりますと、私は非常に大きなマイナスがあると思ふんです。だから是非は、是非、できるところはできる、できないところはできない、限

界はここまでだという、そのけじめをやつぱりはつきりしていただきまされんと、私はむしろ逆効果になるんじゃないか、こういうことを心配するんですが、もう一遍その辺の政府の態度を。○国務大臣(宮澤喜一君) その御指摘はごもっともだと考えます。私も、この条約は限られた目的を達する限られた役割を持つていた条約だということを経験があることに申し上げてきたつもりでありますけれども、何分にも世論が非常にこの条約に関心をもちましたために、宮崎委員の言われるような過大な期待を持つておる国民もあるいはあるかと思ひます。

政府としては、この条約が幸いに御承認を得て批准されるならば、これはこれで核軍縮ができたのではなくて、実はこれから核軍縮というものが始まるその一歩であるということをやはり強調してまいりたいと思つております。

○宮崎正雄君 最後にお伺いしますが、私は物理的諸条件から見まして、今後相当国際情勢の変化というものは大変なことが予想されるわけなんです。だからそういうような場合に、日本のいわゆる安全と繁栄を確保するためにはどうしたらいいか、これは私は一外交だけではいかぬと思ふんです。あるいは一防衛だけではいかぬ。科学技術もあるいは産業経済、いろいろな面が関係してくると思ふんです。そういうような総合的な一番広義の日本の安全保障、その根本的な対策、これを確立する必要があるんですが、これは責任はどの役所が、どういう機関がやるんですか。これはだれにお聞きしたらいいかわからないんですが、広義国防、防衛という意味において防衛庁長官と

ういうふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(坂田道太君) 一防衛庁だけでは全うできるものではないというふうに思ひます。しかし、私、防衛の直接の責任者といつたしましては、かねがね申し上げておられますように、まず国民に、侵略を受けた場合にこれに抵抗する強い意思を持つていただくこと、国を守る気概というものが国民に失われてしまつたら国は守れないということ

が一つであります。いま一つは、必要最小限度の防衛力というものは保持し、これを常に怠らないように高める努力をしていかなければならない。しかし、それはかつての軍国主義時代のような他国に脅威を与えるようなものであつてはならないし、また、一面において内政を著しく圧迫するようなものであつてはならない。いま一つは、大規模の攻撃あるいは核の脅威に對しては、自衛隊のみによつては守り切れませんので、やはり日米安保条約というものはどうしても必要である。つまり、国を守る意思とその能力としての防衛力、そして安保条約、この三つがそろつて初めて日本の安全と独立とが守られる。しかし、やはりその目的というものは日本に戦争を起こさない、あるいは侵略を未然に防止するというのが目的でございます。ですから、われわれがそういう防衛努力をし、防衛力を持つと同時に、それに至らしめないため

にあらゆる外交努力をやつていただくということ、これは宮澤外務大臣の、そういう広い安全性……

○宮崎正雄君 長官、時間がありませんから。私の質問は、そういうようなものを総合して方針を確定するのは政府としてはどういう機関があるのか、あるいはどこがおやりになるのかということ、それをお聞きしてゐるんです。

○国務大臣(坂田道太君) それはやはり私は国防會議がもう少し実質審議をやり、充実にしなければならぬというふうに思つております。

○宮崎正雄君 終わります。

○政府委員(伊達宗起君) 先ほどの宮崎先生の御質問の中で、昨年の四月二十五日の閣議についてのお尋ねがあつたわけでございまして、先生のお言葉もございまして、内閣にさらに調べてもらひましたところ、先生の御記憶の方が正確でございまして、私の先ほど申し上げた答弁が誤つておりました。二十五日には持ち回り閣議で行われたということでございますので、この際おわびを申し上げますとともに、ここで訂正させていただきますと思ひます。

○黒柳明君 核防についてはもう相当審議が煮詰まっております、大所高所から質疑がなされていっていると思ひます、具体的な問題をお聞きします。

その前に外務大臣に、六年かかってやつと国会の承認、批准の可能性があらはら見てきたわけでありまして、歴代の内閣あるいは外務大臣非常にやっぱり骨を折られた。その仕上げを宮澤外務大臣がこれからまさにやろうと、こういう寸前かと思ひます。これは国のために私たちの立場から結構なことだと思ひます。だが、惜しむらくはいまこの政変劇だと思ひます。当然これは国会が批准しまして、これを調印した政府、なかなかずく対外的な、一手に国の信用あるいは名譽というものを享受する政府がこう不安定であつては、外務大臣もやつと六年の仕上げをする喜びとともに、やっぱり一抹の何か心残りがあるんではなからうか、こう思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) いかなるものが外交の責任を負うにいたしても、この条約を御承認いただきまして上は、批准をし、誠実に履行してまいりたいと思ひております。

○黒柳明君 それはもうあたりまえでありまして、大臣がかわろうが、日本の国が変わるわけではありせんから、その立場を踏まえて、やっぱりいまの政変劇がなければ、この核防を批准する九十三番、九十四番目ですか、やつと仲間入りをするわけでありまして、それに対して日本政府は苦しい立場に海外において立たされた局面もあるわけですから、これは全くある意味では平等の立場になるわけですから、いろいろな問題もあるにせよ。しかしながら、その政府が非常に不安定であり、早いところ言う、ついでにだつてこの核防が批准されたら系統的な軍縮を考えると、こう外務大臣おつしやつたですな、果たして御自分の手でそんなことできますか、可能性として、それより内閣の方がどこかに行つちやう可能性の方が強いんじゃないですか。どうでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) せんだつて、今後の軍縮の手法について系統的に考えてまいりたいと思ひましたことは、私個人の希望として申しましたのではなく、外務当局としてそのように考えておられるというのを申し上げましたので、これは国会におけるお約束として誠実にやられていくことと存じます。政変云々ということこの条約の問題、お前はこういう心境かというふうな尋ねでございませうけれども、まあそれはそれ、これはこれというふうな考えております。

○黒柳明君 なかなかそれはそれ、これはこれとかなないわけですよ。国会自体の機能はこれは別に問題はないと思ひますけれども、政府の中は、これはもう与党、大臣あたりが足の引つ張り合いつつしているわけですから、そうなりますと大平太蔵大臣あたりも宮澤さんの派閥の大将です、国会が終わると辞任するんではなからうかといううわさすら聞かれています。宮澤さんはあれですか、大平さんが辞任しても宮澤さんは辞任しませんが、どうですか、御覚悟は。これは重要なことですね、宮崎先生の質問も重要な、私の質問も重要でありましてね、どうです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは私の党のことに關することでございますが、私は自民党が孤散いたさないように祈つておるわけでございませう。

○黒柳明君 やっぱり宮澤さんもそろそろ責任を逃れるので、うまいジョークを使つて……。長官、どうですか。いまの政変劇ごらんになって、やっぱりある程度国を守る——これから長官にもいろいろ質問しますけれども、その外務大臣と並んでやっぱり責任を分ける当事者ですよ。ところが、肝心の政府が対外的にどうなつちやうののだというやうなことで、日本の国だけじゃありません。アメリカにもいろいろな話伝わつています。いまのロッキードの余聞として、いろいろなアメリカ側の話も伝わつておりますけれども、そうすると、これを批准しても本当にこの内閣が、これを批准した内閣が、あるいは長官が外務大臣がとなれば、これは一貫した役人の姿勢というものは変わらなかつたと思ひますけれども、やっぱり外国政府

は大臣というものの、時の政府、内閣というものに対して全面的に目を向けているわけですよ。これがこういふうがたがたしているとき、まあ坂田さんは中間派で、あつちもこつちも寄らない中間の立場ですけど、自党の中からこういうふうな大切なときに足の引つ張り合ひつこやっている。しかも、この六年の仕上げをやるという核防、ロッキードの問題はさておき、核防のときにこういううがたがたしたものをやつたんじゃない、対外的に信用をと言いながら、対外的に信用をなくしているんじゃないですか、いま政府が。これはこつちとこつちは違ふよというわけにいきませんよ。一政府です。これを批准しないことは日本政府の恥だ、対外的にうまくない。であるならば、同じですよ、それを六年の仕上げをやるといういま、がたがたしていているところは外から見れば同じなんです。どうです長官、中間派としましていまの足の引つ張り合ひに対しての御感想。

○国務大臣(坂田道太君) やはり私、内閣の防衛庁の責任者でございますので、忠実に私に与えられた任務を全うしたいと思つております。したがって、ごたごたがひとつないようにと祈るばかりでございます。

○黒柳明君 これでやめますけど、これは質問の趣旨じゃありませんで、もう私は寝ても覚めても何とかならないかなあと、自民党のため、国のため、国民のために思つてゐるんです。そういうこととがどうしても冒頭に、委員会に出て大臣の顔を見るとやっぱりそういう質問をせざるを得ないやうな心境なんです。いま、願つておりますと、忠実に義務を履行しますと、政変劇は起こらぬ——もう起こつちやうてゐるんですから。二十四日に終わつて、二十五日、田中派は禁足令まで出してゐるんですよ。大平派に仕がつて、お隣にいますよ、大平派の一人が。反三木ののろしを上げてゐるんですよ。そういうときに、ないように願いますというんじや、ちよつとやっぱり幾ら公式な場に仕がつて、あの稲葉さんみたいに思ひ切つたことを言うところに自民党のよさがあるんじゃないですか。

○国務大臣(坂田道太君) 私は先ほど申し上げましたような気持ちでございます。

○黒柳明君 結論。本論に入りますけれども、いろいろな国際情勢を踏まえて質問したいんですが、いま例の東海村のことで地元でいろいろ陳情なり話なり来まして、そちらの方を先にちよつと概略の説明、きょうの活字では読んでおります。また報告書いただきまして、地元の町会、県会からいろいろな話も聞きまして、午前中ずつとかけてまして。簡単に概略説明してくれませんか、どういふことなのか。

○説明員(松田泰君) 概略御説明いたしますが、東海村にあります日本原子力研究所のJPRと俗稱しておりますが、国最初のPWRの動力試験炉がございまして、その一次冷却水から機器等で漏れてまいります漏洩水を回収するタンクがございまして、そのタンクの一部に欠陥がございまして、それが過去長い漏れていたということがわかりました。この事実、ことしの初めに起こりましたものににつきまして四月の初めに報告がございましたが、それを調べてみますうちに、実は過去昭和三十一年から四十年、四十一年、四十二年ごろにわたつてやぱり同様のことがあつたことが判明いたしました。それについてのわれわれの方で原研に調査を要求しまして、その結果を最近一部いただいたわけでございまして、それによりますと、過去におきまして、トータルにしまして約七千五百トンばかりの漏洩水が地下にしみ出たということがわかつております。なお、この漏洩水は放射性物質がわずかにまじつておりますが、その濃度は比較的低いと思ひまして、環境に対する影響は実際上ないという評価もいたしております。

○黒柳明君 これに対する監督局としての反省、どう反省してまいりますか。

○政府委員(半澤治雄君) いずれにもせよ、こちら

らへの報告ないままにこういう漏洩の事故を起こすというのはいさめて遺憾でございます。今、わがかりましたときに直ちに原子力安全局長名をもつて厳重な警告並びにとるべき措置、報告を求めたいしております。今後ともこういう事態を引き起こすについてはその原因の解明がきわめて重要でございますが、原因の解明、これに対して講ずべき措置その他に關しまして厳重に注意をし、今後こういう事態を引き起こさないような措置を講じたいと、かように考えております。

○黒柳明君 大臣が来ないんで政務次官、いま来すけれども、これにはもう報告義務があるでしょう。事故に対しては報告義務があるでしょう。それを怠ってはいれば行政的な罰則もあるんでしょ。

○政府委員(半澤治雄君) 御指摘のとおり、原子炉等規制法におきまして報告義務違反に關しては罰金の規定がございます。

○黒柳明君 違反ですね、これは。

○政府委員(半澤治雄君) 報告義務違反でございます。

○黒柳明君 どうします、それ。

○政府委員(半澤治雄君) ただ、罰則の適用に關しましては、特に行政罰の場合には行政目的達成のための最終的な担保でございますから、その適用に当たりましては、違反の態様なり程度あるいは行政目的の阻害に対する程度といったものと無關係に画一的に処理すべきものとは考えてないわけでございます。本件と申しますか、大分前に出ました本件漏洩につきましては、放射能レベルにおいて危険性があるというわけのものではないと、今後所要の措置を講ずるといふことで、現にその措置を講じつつあるという事実がございますので、当局といたしましてこれを告発するといったところまで実は考えておりません。

○黒柳明君 原子炉等規制法で、要するに影響の有無の前に定期的な報告の義務、事故に対しての報告の義務はあるんでしょ。そうでしょう。だから違反だつていまその前提で言つたわけでしょう。影響なんか関係ないんじゃないですか。

○政府委員(半澤治雄君) 報告義務違反であることは、先ほど申し上げましたように、そのとおりでございます。

○黒柳明君 だから、義務違反でしょう。影響に關しては関係ないでしょう、影響がどうあろうと。地元の騒ぎ知っていますか、審議官。

○政府委員(半澤治雄君) 実は私、地元の状況について詳しくまだ把握していません。

○黒柳明君 詳しく知っているの、出せ。審議できないじゃないか、こんなことでは。出せ、早く。

○説明員(松田泰君) 地元の状況については私、担当の課として把握しております。

○黒柳明君 課長じゃない。課長が政治的な結論を出せるか。何生意氣言つてんだ。政治的結論が出るか。出せるか、お前が。出せるか。

○政府委員(半澤治雄君) ただいま担当の局長呼びます。

○黒柳明君 待ちましよう。どっちもち日が長い。もう目の前ですから、大臣、安心して。外務大臣、お聞きしますけれども、デタントの問題です。米ソ二超大国のデタント。昨年の秋以来から若干、私の感じとしてはこのデタントについての両大国の考え方が変わってきたんではなからうか、具体的に外務大臣がよく御存じのとおりでありますけれども、どうですか、この米ソ二超大国のデタントに対する動き、外務大臣はどういうふうにお受け取りになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) デタントについての最近の議論は、主としてアメリカ側で起こつておるようには思いますが、私自身は、これはデタントというものが限られた目的を持つ一つの政策であるにもかかわらず、それが米ソ間のすべての問題を決定する政策であるかのごとき誤解から、アメリカ側で議論が起こつておると考えております。

すなわち、デタントの本質であるところの米ソの核戦争を回避しなければならぬという、そういう命題は、私は米ソ両国側とも現在お互いに

持つておるといふふうに考えておりますので、このデタントという言葉を使う使わないといったような議論がございすけれども、その限りにおけるデタントについての米ソ間の合意というものは、実質的に変わっていないというふうに私は考えております。

○黒柳明君 実質的には変わっていないと思ひます。

長官に、防衛白書の原案が出ているんで、四日の日、読ましていただきまして、また、若干質問したいと思ひますけれども、というのは、共存と抗争なんて書いてありますけれども、根本的には変わっていない。しかしながら、大統領が力による外交、片っ方の、いま外務大臣おっしゃったように米国の方と、私もそういう感じするわけですが、ことごとくにそういうものについての発言なり動きなりがすぐ即座になかなか出てこないわけですから、あるいは核について国防長官あたりが、お

くれている、ソ連におくれをとっている、アメリカはと、こういうような発言もあります。だから、基本的には変わらなくても、アメリカの方からデタントに対する考えというものは相当やっばり変わつたところではなからうか。また大統領選で、まあだれがなるかわかりませんが、フォードがなるにせよ、だれがなるにせよ、またそれを一つの契機にしまして変わる可能性もあるんではなからうかという感じがするんで、根本的には

いま変わつていないとか、この次変わるのか、こういうものではないと思ひますが、明らかにアメリカの方から除々にあるいは相当変わる可能性がある、と、こういう考えですが、どうでしょう。

○國務大臣(宮澤喜一君) フォード大統領がデタントという言葉のかわりに力による外交、力を通しての平和でございすか、そういう言い方をすると、言ひましたのは、私は本質的に何も違つたことを言つたとは思つておりませんが、もともとアメリカの外交政策、ソ連もそうでございすが、

黒柳委員がよく御存じのように、いまの世界の平和を維持しておるものは力の均衡であるというふうな考えでございすから、この際力を通じての平和と申ししても、それは哲学の変化ではないと思ひます。ただ御承知のように、デタントという言葉を使わないというに至りましたのは、たとえばアンゴラというような事件が起こつてきた、他方でアメリカはソ連に食糧を売つてゐるではないかというふうなことで両方あわせると、いかにアメリカがデタントの政策の結果ソ連にこまかされておる、損をしておるというふうな、まあい

わゆる俗論と言つては言い過ぎかもしれませんが、そういう意見が選挙を通じていふぶん出てまいりました。それでデタントという言葉を使わないというところになったと思ひますが、もともと私の考えております限り、先ほど申しましたように、デタントという政策そのものは、両方が核戦争をしましという基本的政策であつて、アンゴラにおいて何が起るとか、ポルトガルにおいてどうなるとかというふうな、米ソの何と申しますか、勢力分野を定めたような政策ではなかつたというふうな思つておりますから、その辺をアメリカ人のかなりの者が誤解をした、あるいはその誤解そのものが選挙の論争になつておる、こういうふうなことは考えています。お答えとしては、アメリカの選挙がどのような結果になりまして、基本的にデタントの政策、私の存じておりますような定義のデタントの政策というものは、私は変わらな

ないであらうと思ひます。

○黒柳明君 実際に核防が批准されたとしてしましても、これはまあ外交政策とは別に、現実には各国とも自国の防衛のために、なかなか米ソのこの核戦争というのにはやっばり私たち客観的に見ても決して鎮静化してない、こんな感じするんで、長官、白書の原案見ると、非常にやっばりデタントについて簡単に触れてる。まあいろいろマスコミのコメントが出てました。まあこれは勝手自由だと思ひますが、非常に厳しい見方であるとか、あるいはデタントについて、余りこ

う

内局と制服という話が食い違つて具体的には述べられないんじゃないかと、まあいろんなことが書いてありますけれども、それは別にしまして、いわゆる長官の、いまこの核防をわが国が批准する、世界的には日本が核防に対してこれを推准しないため承認しないために持っていた愛というものはなくなりません。だけど、現実にはそんなものとは違つて、日本の国防としてのものは、やっぱり現実的には力の関係、核の保有、現にこれがどの程度効果があるかどうか疑問視されている。インドなんか実験やつてるわけですね、言うまでもなく。イスラエルも保有してるんじゃないかならうかというふうなことです。そういう観点に、一番直接それこそシビアに感覚を持っていられしる長官としてはどう思いますか、このデタントについて。

○国務大臣(坂田道太君) いま外務大臣からお答えになったように、私も本質的には変わっておらないというふうな認識を持っておるわけです。なぜならば、もともとデタントというものは、核の競争というか、米ソの力の追求の結果として生み落とされたものだと思ふんです。その意味合いにおいて本質的には変わりませんし、いま外務大臣がおっしゃったように、何としても核の破壊力をお互い熟知するがゆえに、何とか核競争をなくしなきゃならぬというのがいま米ソのやはり至上命令だ。だから、そのためにむしろ核競争が依然として続いているということなんで、その内容というものは私は変わらぬというふうに思ふんです。ただ、これが適用の問題で、たとえば米ソの関係が非常に、ワルシャワ体制とNATOとが、ちりちり兵力の、核を含めた兵力の対峙があつて、そしてこれが緻密に計算されておるところではそれが使えないという状況が非常に確実性が高い。しかし、アジアに適用した場合一体どうなんだという問題が一つ残ると思ふんです。しかし、それであつてもなお米ソの関係はアジアにおいてもがちり組まれておる、こういうことだと思ふんです。しかしながら、NATOとワルシャワ体制とアジア

アとの違いはどこかというならば、日本に対しては確かにソ連の日本海その他につきましての海軍力の増強というものは著しいものがあります。つまり、潜在的な力というものは非常に増大をしておる。しかし、それは日本に対して直接脅威であるかどうかとなりますと、それは顕在化してない、こういうわけでございますし、NATOとワルシャワと対峙しておる関係は、日本とその他の国々と対峙しているわけじゃない。そこは若干違つて、違つけれども、アメリカの国防白書を読みましても、やはり世界の核戦略の中でどうしたって、核戦略というよりも軍事戦略の中でNATOの中心は西ドイツを中心としたところであるし、また、北東アジアのなかには何と言つたて日本なんだと、こういう認識は変わつておらないし、それはNATOよりも以下であるというふうには考えていない、ほとんど同等だというふうな認識があるうかと思ふんです。しかし、それがたとえばアンゴラとかその他のところになるとまた若干違つた状況、危険なる状況というものはある。あるいはいろいろの別な意味における勢力の支配というものも考えられる、こういうふうに私は考えております。

○黒柳明君 そうすると、もっと具体的にお聞きしますと、この原案の中には、核については信頼性あるアメリカの抑止力に依存するということでしょう。まあこれが最終的であるかどうか、だけれども原案ですから相当の練つたものでしょう。そうすると、アメリカの核抑止力が信頼性があるか。まあ、過去においてあつたかわからない。あるいはいまあるかわからない。だけれど、アメリカ自体も、さっき言つたようにICBMやなんかの保有率については、米ソについてはアメリカ。だけれど、輸送手段についてアメリカよりソ連の方がすぐれているとか、そういう段階になつていくわけですね。若干ずつバランスが、あるいはさっき言つたように国防長官あたりはアメリカよりソ連の方が核の力が強くなりつつあるなんて発言もしているわけですよ。信頼性あるアメリカの核の

抑止力に果たしていつまで頼り得るのか、私は頼ることがいいと言つていないんですよ、決して。反対の立場ですよ。しかしながら、百歩譲つたと、して、信頼性があるアメリカの核の抑止力という、去年まではよかった。いままではよかった。だけれど、そういうものがなくなりつつあるんじゃないか。そういう意味のデタントなんです。それがいま言つたアメリカの大統領が力による平和、それから国防長官が言つた米ソの核についての特に輸送手段についてはアメリカはおくられておると、そういうものにあらわれている。そうすると、今度は日本が信頼性を持つという、いままでだつてアメリカが攻撃されたときに日本が守られるのかなんて単純な常識的な議論もありました。そういうのは別にしまして、そういう空想、推理は別にしまして、アメリカは日本を守る、信頼する、両政府間の信頼関係があるんだと、それをまた百歩譲つたとしても、現実のバランスは若干ずつでも崩れつつある。そうすると、信頼性があるということじゃなくなる可能性があるんじゃないですか。現にその兆しが見えているんじゃないですか、どうですか。

○国務大臣(坂田道太君) まあ十数年前は明らかにアメリカが優位にあるというふうに、これは自他ともに、ソ連自身もそう思つていたに違ひないと思ひます。しかしながら、その差がだんだん狭められてきたということはアメリカは考えております。恐らくしかし、アメリカそれ自身としてはまだ優位にある……

○黒柳明君 ソ連の方が優位にあるものがあるでしょう。

○国務長官(坂田道太君) あります。それはいろいろ議論があるところ。でありますけれども、いんなや方々でその核の均衡を保とうと双方が努力をしているということは否定できないというふうに思ひます。

それから、まあ果たして日本がそういうアメリカの核抑止力に信頼できるかということでございますけれども、これはたびたびお答えするわけでは

ございますけれども、私は、やはり日本の安全とすることが同時にアメリカの利益にかなうというふうに本當に思つておるというふうに思ひます。その限りにおいてやはり信頼性があるというふうに思ひます。

○黒柳明君 アメリカの核政策、まあスペインのあの条約は、決して変わったわけじゃない、例外もあり得ると、まあこういう御答弁出ていますけれどもね。やっぱり韓国にしてもあるいはヨーロッパにしても戦術核がある。あるいは七千発の戦術核がある。そういう発言をする段階において、やっぱりその国の国民性にたえるために、そういう例外ですか、これもやつておるわけですね。そうすると日本の場合、やっぱり日本の国民性、これは大統領がかつて言つたことがありますね、非核三原則のときに、日本の国民性にやっぱりアメリカがたえる、そのためにはやっぱりいまの状態じゃやましくないんじゃないですか、アメリカの核政策というものは。あらゆる国で、あらゆるところでアメリカはその国の国民にたえて、核に対して、例外的な核、戦術核がある、あるいはスペインにおいてもそういう条約を結んでいる。ところが、日本はあくまでも核に対しては日本の政府を通じてアメリカのすべてこれ秘密。日本においてもやっぱり例外的な、もし例外と言うならば、アメリカは核政策をとれる余地があるんだし、日本の国民性はそれを望んでいるんじゃないでしようか、国民としては。どうですか。政府だけがそれを突っぱねておるんじゃないんですか。スペインのように、西ヨーロッパのように、韓国のように、戦術核があるんだ、七千発の戦術核があるんだ、あるいは核を貯蔵しないのだ、こういう例外的な条約、あるいは発言。日本においてはすべて何にも言わないことがと、こういうふうになつておりますね、アメリカの核政策の原則。ところが、日本に対して、やっぱり日本の国民性というものを絶えずアメリカは考えている。その日本の国民性というものは、決していまの原則的なアメリカの核に対しては一切発言しないというこ

とを好んでいない、こう思いませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) アメリカが核兵器の存否を言わないというのを原則としつつ、ときとしてこれを言っておりますことは黒柳委員の言われるとおりでございますが、これは、申しました方が核の抑止力としての機能を發揮させるのに有効であるという場合にしばしば言っておるように存じます。御指摘のように、西ドイツの場合には、通常兵力は何といつてもフルシヤフ体制とNATO体制ではNATO体制が地形上劣りますから、それで戦術核があると云うことが抑止力になる。また、おっしゃいますようにそれが国民の要望に沿ったものであることになるのであろうかと思ひます。あるいはサイゴン失陥直後の韓国における戦術核の言明、これもやはり抑止力としてはつきりさせておくこと、これもあるいは韓国の国民を安心させるという効果があつたかと存じます。スペインの場合にも友好条約等の一環でございますから、国民感情を配慮したものと思ひます。ですから例外的に申すことがある。しかし、基本的には、核を有効ならしめるためには言わないという原則があるように思ひます。

わが国の場合、わが国の非核三原則あるいは国民感情をよく理解して云々ということをしれば米国民が言っておりますのは、ある意味でそのことを言わないまでも、いろいろなことを配慮しながら日本に核がないということを言っておるというところになるかと思ひますけれども、それはスペインにおけるような形をとつていないというところではないかと私は思つておるわけでございます。

○黒柳明君 原則は原則で、例外はあるわけですからね。だから、日本の国民感情というのは、少なくともその持ち込みはしない、持ち込ませないという両国の取り決め、これは結んでもらいたいということは、もう自民党を含んでのやっぱり原則じゃないですか。国民感情じゃないですか。そういう例外規定というものをやっぱりアメリカも日本の国民感情を理解するというの中において外

交、正式外交権を持つてゐる日本政府がそういう態度に出れば、これについての話は全く拒否するという態度にはアメリカ出てこないんじゃないですか。例外があるんですから。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点は、わが国との仕組みが御承知のように条約に基づくところの事前協議ということになっており、また、そのような適用がございせんのでした沖繩については、返還の際にきれいになつておるといふことを正式にアメリカが声明をし、書簡も寄こしておるといふことでございますから、実質上ない状態であるといふことは、まあ世界に向かつて言つておると同じことになつておると思ひます。私もとしては、それに加えて、しばしば米国民が言明をしておることがございまして、新たにそのための条約を結ぶというふうなことは必要がないであらう、現行の制度をもつて十分であらうといふふうな日本政府として実は判断しておるわけであります。

○黒柳明君 だから、その日本政府の判断と、アメリカが絶えず日本国民の感情を考へる、日本国民のいろいろ意思を考慮してゐるんだと、これとのギャップですよ。ない、私もなかりやういふやうな感じですよ。相当さういふ感強いです。そうじゃなくて、持ち込み、搭載可能な艦船あるいは飛行機、一時通過、さういふものについて日本国民感情は皆さん方、当然外務大臣も含んで持ち込ませないと言つておるから、持ち込まれちゃ困るといふことは、これ大前提じゃないですか。ですから、それについて事前協議があるから、その事前協議があること、これはもうわかつてゐるし、何回も国会で論議繰り返された。にもかかわらず、非常に疑いがあるという野党の質問も出てゐる。それに対してアメリカとの信頼性と、これだけだつたでしよう。ところがそれに一歩国際的には前進した可能性が出たわけですから、例外というね、条約上ですよ。発言の例外というのはいま言ったようなヨーロッパや韓国でもあつたわけですから、実態を示したというね。そうすると、

日本においてもやっぱり国民感情というものは明らかにもう、なかりやうと思つけれども、一時寄港あるいは一時持ち込み、いわゆる一時持ち込み通過に対しては全く与野党あるいは国民すべて含めてこれはしない方がいい、してもらつちや困るといふことは、もう完全に合意されてゐるわけですよ。さういふ国民感情を理解してゐるならば、アメリカにその政府が代表して物を言うことについて、アメリカは拒否することもない。その日本政府が、いやそんなこと必要ないんだといふところ、ちよつとギャップがあるんじゃないかと、さういふことなんですかね。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはたびたび御議論になつておるところでございますけれども、政府としては事前協議制というものをいま条約で設けており、他方で非核三原則というものはしばしば言明もし、アメリカも理解しておる、国会も御決議になつておるといふことで、まず体制としては十全と考へておるわけでございます。

○黒柳明君 まだ来てないですな、政務次官。長官、来るまでP3Cのことですけれども、要するに海軍がP3Cを導入する計画はない、だけれども、それを導入したいという気持ちは、これはもう要求は当然だと、それで長官もP3C級の性能を持ちたい。といふことは、結論としては長官もP3Cを導入したいといふことになるわけですね、お気持ちとしては。まだ決まつてないといふことは当然ですよ。まだ国防会議にかかつてないといふことは当然ですよ。ですけれど、これをこうあれしますと、長官としてもP3Cはやっぱり導入したい、さういふ気持ちははつきりしてゐる、さういふこと。

○国務大臣(坂田道太君) これはまだ白紙でございまして、決めておりません。○黒柳明君 まあ決めてないんですよ。だけれど、防衛局長が要するにP3Cを要求する、それに対して長官がああもつともだ、長官も性能がいいP3C級のものをぜひ持ちたい、さういふことでしよう。それじゃこれと同じ性能のあるものがほ

かの国にありますか、局長、ほかの国に。ほかの機種が。○政府委員(丸山昂君) 厳密に申しますとございません。

○黒柳明君 ない。そんなことは何も私、素人が言うまでもない、ないわけですよ。だからP3Cを導入したい、その要求はあたりまえだ、私もその同じ性能を持つてゐるものを導入したい、P3C級の性能を持ちたい。導入したいと言つていませんな。決めてゐるとは当然言つていませんな。いふことは、気持ちとしては、心情としては、ないんだもの、ほかに。P3Cをやっぱり導入した方がいい。決めていませんな、そんなことは。さういふ気持ちであることは、もう明らかじゃないですか。

○国務大臣(坂田道太君) それはどんなにお聞きになりまして決めてないんです。というのは、外国機にないことは防衛局長が申し上げたとおりです。しかし、国産というものが一つあるわけですね、選択の一つとしては。それからまた完全に輸入、あるいは完全に国産、二者択一だといふ考えもありますよ。考えもありますけれども、別にオブションもあるわけですね。機体は国産でやる、あるいは中身の脳みそは外国のものを導入する、まあいろいろのコンビネーションもあるわけでしたがいまして、私は白紙でまだ決めてないといふことであります。

○黒柳明君 そうすると、一番その手取り早い、すぐ向こうから導入してこれを実用化できるのにどのぐらい年数がかかりますか、局長。パイロットの養成とかなんとか、まだ全くやってないわけですね。一番手取り早い方法でこれを実用に使うためにどのぐらい時間がかかりますか。

○政府委員(丸山昂君) 輸入でございまして最低三年、コンプリート輸入で最低三年、それからライセンス生産で五年でございまして。非常に大ざっぱでございましてけれども。○黒柳明君 私もささやかながらこの問題でハークさんとたびたび、新会長ですな、さう文書を交

○黒柳明君 まだ決まっていな、いろいろな選択があるわけだし、いまの問題があるわけで、そうすると、三年と五年と七年と、P2Jを考えると、五十九年ですこちようどいまから七年ぐらいですね。そうすると、そこまではどうしてもというところに、あと十二月まで、それで最悪の場合にはあれですか、それほど執心なもので、やっぱり一番最終的な長距離の、長い七年間というものも考えざるを得ない、こういう長官のお考えがあるんですか。全く決めてないわけですから、三年という短距離から七年という国産化の距離の間、ともかく持ちたいわけでしょう、このクラスのものを。最悪の場合には国産化ということとで七年間。そうすると、P2Jの場合の五十七年、遅くとも五十九年、何とかそこまではと、ここまでも考えに入れざるを得ない、こういうことです。

○国務大臣(坂田道太君) やはりそうだと思います。

○黒柳明君 政務次官、参りましたね。もうこれ、報告聞いてますね。

○政府委員(小沢一郎君) はい、聞いております。

○黒柳明君 大臣が御病気でいらっしやらないので、済みません、お忙しいところ申しわけないですけど、どうですか、これほど重要なことで、しかも報告義務の違反。行政的な罰則規定がある。しかも、四年間にわたって七千五百トンですか幾ら漏れちゃった。気がついた、わかったな、いまだ、多過ぎます。ふろの水が半分漏れた、いまだ、気づいたというのとわけが違う。これをさっき二人とも、審議官も課長も、いや影響力ない。確かに最後は影響力ない。ないにしたってあるに。それについての罰則規定もある。それについて地元が、事故が起こって、そんな昔にもあったのか、

ですから。やっぱりこれを隠す、うやむやにする、やっぱり隠すことが原子力問題については政府の態度かと。幾らやったって、安全というものが確保されなければわれわれはだめだ。これだけのことがはっきりしたって、法則に基づいたことだつて、そんなことわれわれは考えてませんとなったんじや、これは私たち安全だつて疑問だ疑問だ。もし安全性さえ確保されればという考えとは全く合致しませんよ。思い切つてやっぱりこれについては規定にのつた処罰もしなければならぬ。対処もしなければならぬ。どうですか。反省だけでは済まされないんじやないですか。

○政府委員(小沢一郎君) ただいま先生御指摘の問題につきましては、たとえその人体あるいは生活環境に影響がないということであつたとしても、法律にも書いてありますとおり、報告して万全の処置を講じなければならぬ義務があるわけでありまして。そういうことで、明らかに私どもとしては報告義務違反の事例に該当する問題である、非常に重大なことであるというふうに考えてはおりますけれども、ただ、いま直ちに告発して罰則規定を適用させるべきかどうかという点につきましては、現在の段階では、いまず告発して罰則を適用させるという考え方はとっておらないわけでありまして。

○黒柳明君 なぜですか。なぜですか。その理由。○政府委員(小沢一郎君) 非常に重要な問題であるとは思いますが、いわゆるその罰則というものが、ただそういうことがあつたからといって、直ちに罰則をかけて処分しさえすればいいということではなくて、やはりこういふことが起きないように今後万全の対策を講じるといふ方に私どもとしては重点を置いて考えるべきだと思ひます。まあそういうことで、この問題は非常に重大な問題であります。結果的には人体あるいは生活環境等にも影響のないということでございますので、直ちにその罰則を適用するという考えはいま持つておらないということでありまして。○黒柳明君 そうすると、人体に影響があつた場合

合に罰則を適用すると、こういうことですか。

○政府委員(小沢一郎君) いえ、その罰則を適用するかどうかという点につきましては、必ずしも人体に影響あるとかないとかというところで考えられるべきだとは思ひませんが、今回の問題につきましては、われわれとしては告発して罰則にかけるという考えはないということでございます。

○黒柳明君 それじゃ罰則規定なんか必要ないじやないですか。取つちやえはいじやないですか。あくまでも事故が起つた場合には私たちは前向きに對しての防止をすることを本来の趣旨として、事故が起つたものについては反省を求めると、こういうふうに変えればいいじやないですか。何のための法律ですか、それじや。

○政府委員(小沢一郎君) いや、それはいま先生そうおっしゃいますけれども、私の申し上げたいのは、ただ単にそういう事故が起きて、すぐ罰則だけを適用して処分すればいいということだけが法の目的ではないんじやないかと。考えを申し上げたわけでありまして。

○黒柳明君 それは余りにもおかしいよ。そういうものについて、怠慢だから罰則規定があるのに、あくまでもそういうものについては反省を求め、善処することがわれわれの義務でありまして。なんと言つたら、立法院としてそんなのやめちやえはいじや、法律つくるの。

○政府委員(小沢一郎君) もちろん、ケースによつて告発してすぐ罰則を適用させなければならぬという問題ももちろんあると思ひますけれども、今回の問題につきましては、私どもももちろん嚴重に注意をし、警告をしているところでありまして、告発するところまで考えていないというところであります。

○黒柳明君 全くおかしいよ。こんなの、まあ論議してたつてしょうがないですけども。局長、これはあれですか、やっぱり設計や工法にもミスがあつた、これは通産省ですか、この容器とかのか、工事の機具、原子炉ですか、それについて。

これは通産省の管轄ですか。

○政府委員(伊原義徳君) 簡単に申しますと、通産省が検査をする施設でございます。

○黒柳明君 それに欠陥があつたわけですか、工法とか設計にミスがあつたわけですね。

○政府委員(伊原義徳君) そう考えられます。

○黒柳明君 それが何か欠陥があつた、こういうことですね。通産省に對してはもうすぐそれについて、話して現場には行つたんですか。

○政府委員(伊原義徳君) 通産省とも十分連絡をとつております。通産省としても、本件について十分な考え方をまとめておりますが、私が民間に對しておきますところは、原子炉施設に非常に重要な施設と、やや付帯施設的なところがございまして、関係上、通産省の扱いとしましては、このクリーン・ドレーン・サンブと称しております水ための系統は、非常に重要な部分という分類には入つていないと承知しております。しかしながら、やはり通産省といふことは好ましくないということ、適切な対策をとるべきである、こういう御方針で御指導いただいております。私どももこういうことが今後絶対あつてはいかぬということ、嚴重な警告を発しておるところでございます。

○黒柳明君 政務次官、大臣にもよく言つてもらいたい。科技庁としてやっぱり真剣に取り組んでほしい。原子力の必要性、これはもう全く否定できないような方向にいくことは間違いない。だけれども、アメリカだつてこの原子炉の問題については、絶えず安全性を保ちながら、技術的にはわが国より数段進歩しているが不安がつきまとう。ましてわが国はそつくり導入しているんだ、輸入しているんですから、全く技術的にも幼稚なわけですよ。劣っているわけですよ。それについて、もし事故があるとするならば、これはやっぱりこれからのエネルギーの問題を先行して考えるよりも、これは安全性があれなければ、人体にも實際問題になつてくるわけですからね、生命の問題ですからね、子孫末裔までの問題ですからね。これは

明らかに説得力が弱くなりますよ、政府・自民党としては。それに対して対応するためには、こういう事故があつたときに、前向きに、それこそそんなことはないんだというのをすつかりやる。起つたことに對してはやっぱりしょうがないじやないですか。起つたことに對しては、法がある、それに対して罰則規定がある、何のためにあるのか。すぐこれ現場に行きまして、そこらの、失礼な話ですけども、現場に任せない、科技庁としてやっぱり責任持つてすつ飛んで行つて地元に対して対応する、せめて地元に対しては申しわけなかつた、そのぐらいの姿勢をとらないと、大臣いないんだから、失礼ですが、次官若いんだから、東海村まで二時間で行つちやうんだからね。すみませんけれども、ぼくは忙しくて行けませんけれども、ひとつ行くぐらいの気持ちで対応すれば、それは百分の一のやっぱり説得力はあると思ひますよ。それやらないで地元任せ、これだけの問題になつて、エネルギー問題でもう全面的にこれに反對することはどうか、京都あたりだつて、あそこだつてああいう問題が起きているんですから、全面的に反對できるかどうか疑問なエネルギー問題をわが国は抱えているんですから、こういう問題が起きたときに、ただ単に、罰則規定があるのに、知りません、そんなことは、これはケース・バイ・ケースです、それから今度は通産にも言つてあります、あるいはこれについてはもう直したからいいです、直したのがまた事故起つてくる。ここで本場に科技庁として、政府として、前向きの姿勢で現地に對して、せめてわかつて問題を説明するべきだと、こう私は所感を持つています。どうですか、これに對してただ単に精神論を吐露するだけじゃなくて、大臣の不在を預かる政務次官として、どういう態度でこれを取り組みますか。

○政府委員(小沢一郎君) 今後の原子力の研究開発を進めていく上におきまして、もちろん先生

の御指摘のように安全ということが最大の前提であると思います。私もともしても、この安全性の問題については最大の努力をしておるつもりでありますけれども、なお、ただいま問題になっておることにつきましても、先生ただいま御指摘のような姿勢で今後取り組んでまいりたいと思ひます。

○黒柳明君 時間超過してすみません。

○立木洋君 いままでアメリカの核のかさの問題でも何回か議論されてきたわけですが、最初に宮澤大臣にお尋ねしたんですけれども、このアメリカの核のかさに入るといふことは、いわゆる政治的に見て日本がどういう状態にあることを意味するの、その点について最初に御尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、安保条約そのものは、相互協力ということが書いてございまして、うに、わが国の利益にもなるがアメリカとしてもアメリカの利益になる、両方の利益が合致したところまでございまして取り決めたと思ひます。ゆるる民主主義、自由主義の政治であるとか、あるいは市場経済に対する信頼であるとか、いろいろな意味での価値観を基本的に同じくしておるということがその基本になっておるといふふうに考えております。

○立木洋君 同じ質問ですが、坂田長官。いわゆる防衛上、核のかさに入るといふことは、日本がどういう状態になっていることを言うわけですか。

○国務大臣(坂田道太君) 私、かねがね申し上げておりますように、わが国は非核政策をとっておりますし、しかも、核の脅威に対してはわが自衛隊のみによって日本の国を守ることができない。したがって、どうしても日本の安全といふことを考えれば、安保条約といふものは不可欠なものであるといふふうに考えるわけでございます。その意味合いにおいて、アメリカの持つ核抑止力といふものは非常に日本の国民の一人一人の

生存と自由にとって大切なものだといふふうに思ひます。しかし、同時にこれはまたアメリカにとつても利益であるといふことからして日米安保条約といふものが成り立つといふふうに思ひております。

○立木洋君 私が御尋ねしたのは、いわゆるアメリカの核のかさに入るといふことが日本の防衛上どういう意味を持つてかではなくて、核のかさに入るといふことが日本がどういう状態になっていることを言うのかと。これをやっていますとまた抽象的になりますから、少し具体的に御尋ねしたいと思ひますけれども、日本にあるアメリカの核に關連する部隊ですね、核部隊とはいひませんが、核部隊の定義になるとまた宮澤さんがいろいろ言われますから、核に關連する部隊、いんごの意味で機能を持つてい核に關連する部隊、どういふ部隊が日本に配置されているのか。

○政府委員(丸山昂君) 核に關連するといふ御質問の趣旨がちょっとよく核にもわかりかねますので、要するに、核の戦略について直接の任務を与えられてい核部隊は在日米軍の中にはないといふふうに私も判断しております。核戦略の直接任務を与えられてい核部隊は在日米軍の中にはないといふふうに判断をいたしております。

○立木洋君 いや、たとえば核の投下訓練を行うとか、あるいは核投下をした場合の実際の状況偵察する偵察部隊だとか、いろいろあるわけですか。いわゆる核非核両用のりゅう弾砲を持つてい核部隊だとか、そういういわゆる核戦略云々といふふうな厳密な規定だとか何とかといふことではなしに、いわゆる一般的に言つて核に關連のある部隊といふのはどういふ部隊ですか。

○政府委員(丸山昂君) いま先生の御指摘の問題は、たとえば核爆弾の投下訓練を行つておる沖縄の一八戦術戦闘航空団、それがミッションとして核のあれを帯びているかといふと、そうでないと思ひます。これはかねがね外務省の方からも御答弁申し上げておりますように、アメリカはグローバルに部隊を展開しておりますから、全体の部隊

の能力の均衡を図る、均等化といふことが一つの問題だと思ひます。したがって、模擬弾の訓練、ファントムによる模擬弾の投下訓練といふようなことは、アメリカの空軍としては必須の一つの部隊レベルを保つための必要最低基準といふことになつていと思ひます。したがって、日本でそういう訓練を行うといふことはございしますが、これが直接核のミッションを持つておるかどうかといふことはつながりはないといふふうに考えておるわけでございます。

○立木洋君 いや、いつも核の問題を聞くとなかなか防衛が固くて、そういう面での防衛では私はないと思ひますので、おたくの任務といふのは。

実際に私が言つていのは、つまり核のかさに入るといふことが日本がどういふ状態になつておるかといふことを知りたいんです。ですから、直接的な任務、核戦略の任務を持つてい核部隊だ、あるいはその部隊でないといふふうな規定を私が要求しているのではないんです。いろいろなことをやつてい核部隊ではないんです。いわゆる核は持つていなくとも核訓練をやるといふふうに、何回かいまでも山崎局長が言われたことがありますが、国会でも。だから、核があるといふことを私は前提にして言つていのはなくて、また、核戦略の任務を直接持つてい核部隊であるといふことを言つてい核部隊ではないんです。いわゆる核に關連のある部隊といふのがどういふアメリカの部隊が日本に存在しているのかといふことを聞きた

い。じゅあ、一つ一つお尋ねしますよ。先ほど言われた第一八戦術戦闘航空団、これはどれだけの機数があつて、どういふ部隊編成になつてい核のか。

○政府委員(丸山昂君) 第一八戦術戦闘航空団でございしますが、これは戦闘機、ファントムでございしますが、F4のC、Dといふところでございますが、これが四個スコードロンでございします。一個スコードロンは十八機であつたと思ひます。で

すから七十二機でございます。それから偵察機、ファントムRFでございしますが、これが一スコードロン十八機、それから輸送機、C130Eでございしますが、これが一スコードロン四機といふところでございます。

○立木洋君 この第一八戦術戦闘航空団のいま言いました四四、六七、二五、一二、いわゆる戦術戦闘中隊が最近どういふことをやつてい核のか、沖繩で。もう新聞にも報道されてい核のか。

○政府委員(丸山昂君) 私も一々在日米軍の細かい行動についてフォローをしております。で、一八戦術戦闘航空団の最近の動きにつきましては、まことに申しわけございせんが、詳しく承知をいたしております。

○立木洋君 たとえば二月の十一日、十二時間、いわゆる核投下訓練等々を含めた爆撃、実弾射撃、投下演習など四百十五回、ですから一分五十秒に一回といふすまじさで行われてい核のか。これは何回かこの外務委員会でも問題にしましたし、こういう投下訓練といふのはやるべきではない、最小限にとどめるように申し伝えたいといふふうなことを木村大臣のときから言われたと思ひます。これは山崎局長も御承知のとおりだと思ひますが、大変激しい状態であり核の投下訓練といふのが行われてい核のか。それから三月の八日から十八日、韓国の東海岸で行われたドラゴン演習では、このファントムがやはり参加しておるといふ状況があるわけですか。前回こういう核投下訓練といふのについては、やはり地元の人々の要求もあるし、こういうふうなことはできるだけ少ない方がいいといふことを繰り返して言われてきたわけですが、大変な回数で現在でもやはり核投下訓練といふのが事実上行われているといふことについて、大臣どのようにお考えでしようか。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほどから丸山防衛局長からも御説明がありましたように、アメリカの空軍は全世界にわたつて展開いたしておりますので、その一定の練度を均等に維持するために訓練をしなきゃならぬといふことはわれわれとしても

理解する必要があると思います。そうしてわれわれは、詳しいことはわかりませんが、特別にその訓練が強化しておるとは承知して行われるわけでは必ずしもなく、まあ軍隊でございすからときどき査察というようなこともあるのでございまして、うから、あるいはそれに備えて訓練を強化する、一時期強化するということもあり得るかと思ひますが、年間を通じて見て、特に沖縄方面その他において訓練を強化しておるといふ印象はわれわれとしては持つておりません。

○立木洋君 強化されているという印象は持つていないというわけでしょう。局長、やっぱり事実について調べていただいでから述べていただきたいと思ふんですけれども、これはベトナム戦争以前、つまりベトナム戦争後ではなくて、ベトナム戦争中ですよ、この第一八戦術戦闘航空団というのは二個中隊、いわゆるファントム、これは四四と六七ですよ、戦術中隊というのがあったのが。これは核投下訓練をやったのはこの二個中隊です。だけど、ベトナム戦争後にこの四四と六七戦術中隊に加えて、二二、二五戦術中隊がふえて四個中隊になっているんですよ、いま局長が言われたように。そしてこの四個中隊が繰り返してやっぱ訓練をやっているんですよ。これはそういう核投下訓練を事実上行っている中隊がふえているんですよ、ベトナム戦争後に。これは印象で激しくなっているとは思われませんかというふうに言われると、やはり私は反論せざるを得なくなるわけですよ。その点はやはりちょっと事実を調べておいてお答えいただきたいと思います。

それからもう一つ、いままで問題になりましたけれども、第四〇〇弾薬整備中隊というのが嘉手納にありますけれども、これはどういう機能を備えた弾薬整備中隊なんですか。

○政府委員(丸山昂君) 余り私どもは詳しいことはわかっておりませんが、第四〇〇弾薬整備中隊、これは第三一三航空師団隷下でございまして、任務といたしましては、第五空軍の輸送空軍、それ

から戦略空軍、これらとともに弾薬支援を提供するという任務を持つておるといふふうに理解をしております。

○立木洋君 この第四〇〇弾薬整備中隊の管理しておる弾薬貯蔵庫、これは一般弾薬もあるということはもちろんですが、これは沖縄に返還される以前はいわゆる核兵器をここで貯蔵しておったという事はアメリカが明確に述べてますから間違いないと思ふんですが、そうだったんですか。もちろん沖縄返還後は全部撤退したというふうにアメリカ言っています。ここに沖縄が返還される以前にはやはり核のいろいろ事故があったという報告もアメリカの文書で出されております。だから、この第四〇〇弾薬整備中隊というのは、いわゆる沖縄返還以前には核兵器を貯蔵するそういう機能を持つておった弾薬貯蔵庫であるという事は言えるわけでしょう。

○政府委員(丸山昂君) お答え申し上げます。私どもの方では、いま先生のおっしゃったことについては裏づけるような材料を持ち合わせておりませんのでわかりません。

○立木洋君 これは、防衛上アメリカの核のかさに入っているというわけですから、いわゆる核のかさがどうなっているのかというのをよく状態を知っておらないと、防衛上いろいろ問題になるだろうと思ふんです。坂田長官がいろいろやられておる、共同作戦問題なんというのを議論して前向きにやりましよう、私は前向きとは言いませんよ。だけど言われておるんだから。だけど具体的に状態がどうなっているというのをわからなくて、そして共同作戦やりましよう、やりましようと言つたって、事実上何にもわからないで盲にされておると同じことになるわけですから、そういう実態というのはよくやぱりつかんでおいていただきたいと思ふんです。ところが、この第四〇〇

○弾薬整備中隊というのは、沖縄に返還する以前にいわゆる核弾頭貯蔵する能力を持つておったんですよ、核爆弾をですね。そして核兵器が沖縄返還後撤退されたというふうに言われています。ところが

が、その後やはりここには核兵器の専門要員、核兵器の技術職と専門職、こういう人々がここに存在しておるといふ状態もあるわけですよ。これは私は、だから核があったと言えどもそれは否定されませんから、そういうふうには私はお尋ねしませんけれども、しかし、依然としてこの第四〇〇弾薬整備中隊というのは核をいつでも貯蔵することのできる状態に置かれておるといふことは、沖縄返還後もいわゆる核専門職、核兵器に関する専門職が、ちゃんと名前までもう明らかにしているわけですから、いたわけですから、これは状態としては明確に存在しておるといふふうに私は言えると思ふんですけれども、その点どうでしょう。

【委員長退席、理事森野君着席】

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほどから申し上げますように、アメリカの空軍の場合、世界にまたがるコミットメントを支援する能力を備えておく必要がある。そして、その空軍に必要な弾薬を取り扱う要員についても、通常兵器のみならず、核兵器をも扱い得る能力を訓練しておく必要があるという事は事実でございまして、そういう観点からそういう訓練を受け、そして、そういう資格を有する人間が世界各地に配置されておるといふことは事実でございまして。しかし、それと実際に核兵器が置かれておるといふことは全く別の問題であることは立木委員も御承知のとおりでござい

○立木洋君 もう一つ、三四五戦術空輸中隊、これがどういふ任務を持つておるのか、どういふふうな編成になっているのか、この点についてはいかがですか。

○政府委員(丸山昂君) 横田に展開しておる部隊のことだと思ひますが、これはフィリピン、クラークにございまして第三七四戦術空輸航空団の隷下、指揮系統はそこに入るのでございまして。装備としてはC130E輸送機、これが十六機ござい

○立木洋君 これは核を空輸する任務を持つておるといふことは御承知ですね。山崎局長、答えて

いただきたい。

○政府委員(山崎敏夫君) 本件に関しましては、さきに立木委員から御質問がございまして私も御答弁を申し上げたことがございまして。この三七四戦術空輸航空団の任務の一つとして、核兵器輸送ということもあるという事は事実でござい

○立木洋君 この三四五戦術空輸中隊というのはどういふ方面に特に行き来をしておるか。この点も前回の資料で明らかだと思ふんですけれども。

○政府委員(山崎敏夫君) 行動範囲について私たちは正確に存じておりません。

それから、先ほどちょっと言い間違えましたが、この戦術空輸航空団の正確な名称は三四五でござい

○立木洋君 これはあのときにフライトの計画、それから実行された内容、事実どちらに向けて飛んだかというのは全部資料をお渡ししたと思ふんです。これはアジア、いわゆる韓国とか、フィリピンとかタイとか、こういうところに行き来をしておるといふ状況になっております。

それからもう一つ、日本の嘉手納基地にある三七六分遣隊司令部というのはどういふ任務を持つておるんですか。ありませんか、そちらに。

○政府委員(丸山昂君) 私どもの関知している限りでは、そのような部隊は存在していません。

○立木洋君 これは、B52がいつでも飛来可能なように態勢を整えていくことを任務にしております。それで、きのうでしたか、またB52が飛んで来ましたね。これはまた口実と同じように台風のためということになっておりますが、この経過、どういふ事情でどういふ形で、B52が飛んで来た場合の外務省に対する通告その他どういふふうになっておりますか。

○政府委員(山崎敏夫君) 昨日の午前九時に在米大使館から外務省に對しまして、グアム島にあるB52十三機及び給油機であるK・C135六機が、台風避難のために昨日の午前十一時三十分以降順次グアム島を飛び立って、同日午後順次沖縄

の嘉手納飛行場に到着する旨を通報してまいりました。そして、グアム島における台風が去ったならば直ちにグアム島に戻る旨をあわせて通告してまいりました。ごさいいます。

○立木洋君 この問題についてまた議論をしたい点もありますけれども、きょうは主にそれが目的でありませんから、先に進ましていただきますけれども、いわゆる第三海兵師団ですね。第三海兵師団の、これには歩兵連隊もありませうけれども、特に砲兵ですね。第二海兵連隊の持つておるりゅう弾砲、どういうりゅう弾砲を持っていますか。

〔理事秦野章君退席、委員長着席〕

○政府委員(丸山昂君) 第一二海兵連隊は、私どもの知り得たところによりますと、二百三ミリの自走りゅう弾砲、それから百五十五ミリのりゅう弾砲、同じく百五十五ミリのりゅう弾砲でございませう。

○立木洋君 これは、すべて核非核両用ですか。どういふふうになっていますか。

○政府委員(丸山昂君) ただいま申し上げましたうち、二百三ミリの自走りゅう弾砲と百五十五ミリのりゅう弾砲、この二種類につきましては核非核両用であるというふうに承知をいたしております。

○立木洋君 この第三海兵師団というのは、最近どういふ訓練を行っていますか。

○政府委員(丸山昂君) 私どもでは訓練の詳細は承知していません。

○立木洋君 これは読んでおいていただきたいのですが、アメリカの国防総省が四月九日に明らかにしておりますが、その一部を読みましたが、「沖縄に駐留の米第三海兵師団は、世界各地の米軍と同様に、核兵器はもとより、生物化学兵器戦の訓練を行っている」ということを公式に明らかにする。「こういふふうに行われているわけですね。ですから第三海兵師団というの、事実上核訓練を行っている部隊であるというふうに言えると思うのです。いかがでしょうか。

○政府委員(山崎敏夫君) そういう発表があった

ことは承知しております。これはいづれも、われわれの了解するところでは、核兵器あるいは化学兵器に対する防護訓練を主としておると承知しております。

○立木洋君 この第一二砲兵連隊、第三海兵師団は最近韓国に行つて訓練をやっている、演習が行われたということなんですが、実射の訓練が行われたということですが、それは御承知ですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 第三海兵師団の一部の部隊が韓国に赴いて韓国軍とときどき合同演習をやっているということは、報道等によつて承知しております。

○立木洋君 いま局長がときどきやっていると、いふふうに行われましたけれども、特にいわゆる核非核両用のりゅう弾砲を持つて練習したことはないですよ。この三月の末から一カ月間行つて実弾の射撃訓練をやっています。だからそういう点以前とはやはり違う状態にあるということ、それが核非核両用のりゅう弾砲である、このこともやはり明確にさしておきたいと思ふんです。

それから次に、アメリカの太平洋空軍核兵器安全計画という文書があります。これは一応公表されている文書ではありませうけれども、その中の一節にこういふふうに行つてあるわけですね。第一章の第一節の総論のところ、「本教範は、核兵器能力を維持することを要請されている太平洋空軍のすべての施設と部隊に適用されるものとす

る。」「こういふふうに行つてあるわけですね。だから核兵器があるということではありませう。けれども、核兵器能力を維持することを要請されているところ、ここにこの教範が配付されていますか。

○政府委員(山崎敏夫君) いま仰せのとおり、それは米軍の内部文書でございませうから、われわれとしてはどこに配付されておるか承知しておりません。

○立木洋君 これは予算委員会でしたか外務委員会でしたか、私たちは資料を提出いたしました。

宮澤外務大臣に直接お渡ししました。これを見ますと、日本にある配付先を改めて言いますと、日本には八つの基地のうち八つの基地すべてに配付されております。十九部隊のうち十三部隊に配付されております。

それは第五空軍司令部、第四七五戦術戦闘航空団、第三四七戦術戦闘航空団、第六三四一支援航空団、第三四八戦術戦闘航空団、第五一戦術戦闘航空団、第三七四戦術戦闘航空団、嘉手納にある先ほど言いました第一八戦術戦闘航空団、第四九八戦術ミサイル群、第四〇〇弾薬整備部隊、立川にありませう三二五航空師団、第八一五戦術航空中隊、こういふところに全部これが配られてい

ます。これはだからここに核があるというふうには私は申しませうけれども、しかし、ここに明確にされておられますように、核兵器能力を維持することを要請されておる空軍であるということだけは、アメリカのこの教範の第一章に書いてあるわけですから、これは私は間違いないだらうと思ひます。それはそれと御承知いただけますか。

○政府委員(山崎敏夫君) 私たちの承知しておりますところでは、この種の計画書はかつてあったというところは事実のようでございますが、それは一種の災害対処計画の一環として準備されたものであるというふうには承知しております。しかし、この計画書は現在使用されていないというふう

に聞いております。

○立木洋君 使用されていないというのはいつからですか。そうしてこれにかわるものができたということは明確にすることができませうか、局長。

○政府委員(山崎敏夫君) この問題につきましては、私、四十九年の十月十四日の衆議院外務委員

会において、共産党の松本善明委員から御質問があったわけでございませう。そして具体的な資料の提示もございませう。それで、調べましたところ、先ほど申し上げたようなことでございまして、その旨も私たちが御回答申し上げました。その後、そのときに提出された計画書にかわる新しい計画書は作成されておるかどうか、あるいはもう

作成されていないのかどうかについては、私たちは承知していません。

○立木洋君 これはまだ挙げればきりがないのですけれども、もう時間ありませんから結論の方に急かなければならぬわけですね。一つは、先ほど言いましたように、第一八戦術戦闘航空団にしろ、弾薬整備部隊にしろ、海兵師団にしろ、偵察中隊にしろ、いろいろと核に関連のある米軍の部隊というのがある。しかし、事実上アメリカの核のかさに入つておるといふふうに行つて、防衛庁としてはそれぞれの部隊がどういふ機能を持つておるのか、どういふ核との関連の訓練が行われているのか、その実態が十分にわからな

いというふうな状態について、防衛庁長官いかがお考えですか。

○国務大臣(坂田道太君) いままでずっと静かに聞いておりましたけれども、これはあくまでも核の訓練をやつておるわけでありませうから、しかもわれわれの方は、日本にはもう非核三原則、たゞびこれはフォード大統領も来て言明をしておるわけでございますから、それからまた、日本の国民感情というものが非常によく承知をしておるわけですから、そういうことは、いふふうに行つておる。ただ、私も防衛庁として、世界の核戦略といひますか、あるいはいろいろのもののについて、やはりもう少し知らな

いというところは考へております。その点が多少不十分であるというふうに行つております。と言ふのは、非核三原則をわれわれは政策としてとつておる。だから核の問題何も勉強する必要もなければ調査する必要もない、あるいはアメリカの機能についても知らぬでもよろしいというふうなものではないというふうに行つておる。この点は少しは研究してみたいと思つております。

○立木洋君 私たちは、もともとこういふ核に関連のある部隊、中隊があるということ自身私たちは反対です。しかし、私がきょう質問した範囲内においても、これは私、軍隊に行つたことがあり

ませんから、こういう問題の關係について私は全然専門家ではありませんし、ずぶの素人です。しかし、新聞を読んだり、いろいろの材料を集めただけでも、大体どういう部隊があり、どういうふうな位置しているのか、どういう意味で核の関連があるのかということは、素人でも新聞などを読んでいけば大体わかることです。それが聞いてみたらどういふ機能を果たしているのかわからない、具体的に現在どういふ行動をとっているのかということもわからない。そうして核のかさで守られておりますから日本は安全ですという結論だけをいつも言われておったのでは、やはりこれは困ると思うのです。そういう事態を明確にされて、その上でこうなっているのだというふうにされないと私は困るのではないかと思います。長官も少し、もう少しというふうに言われましたけれども、もっと十分に私はその点言って、いわゆる委員会での質問でも明確にお答えしていただけるようにぜひしていただいておきたいと思うのです。

それから、この問題に関して、前もちょっと関連してお尋ねしたことがあるわけですが、韓国に核が配備されておるといふことは、もうすでにアメリカの言明によって明らかにされているわけですね。韓国で事が起こった場合に、この韓国にある核というのはいずれも受け入れることが可能な状態に日本はなっておるわけです。そうした場合には、日本に一時避難をするというふうな事態は想定されませんか、長官。

○国務大臣(坂田道太君) ちょっとそういうことは想定いたしません。

○立木洋君 これは前も議論をしたわけですが、これも、実際にそういう韓国で事が起こるといふ事態というのは、日本にとっても私はやっぱり重要な時期だ、それはどういふふうな重要かというの、防衛庁が考えられる考え方と私たちの考え方はまた立場が違ふかもしれないけれども、しかし、いずれにしても重要なかわり合いを持つというところだと思ふのです。実際に核に関する機能

能を持った部隊があり、受け入れの、もうちゃんと受けさらまでできているわけですよ、日本という国は。これは日本全国が大体そういう状態になっておる。そうするとやはりそれは無関係ではないと思うんですよ。韓国に核を配備しているというのをアメリカの核戦略という観点から見れば、日本をそういう状態につくっておくということ、いわゆる彼らにとって第一線である韓国に核を配備しておるといふ関係は無関係ではないだろうと思う。やはり一定の関係があるんじゃないでしょうか、軍事的に考えるならば。

○国務大臣(坂田道太君) 韓国に核を配備しておるといふことは、やはりその能力を持つておるといふことが抑止力になっておるわけでございますから、それはそのとおりだと思います。でございますけれども、実際にそれが果たして使えるかどうかという問題、現実問題として、そういうことを予想はなかなかいたしかねる。しかし、その能力は持つておらなければ抑止力にならないことは先生御案内のとおりでございますから、そういうフリーハンドをアメリカは持つておるといふことはもう当然なことだと思ふに思ふいます。

○立木洋君 いや、私がお尋ねしているのはそういう意味ではないんですよ。いわゆる六百数十発の核があるというところが事実上言われているわけですね。だから、核をそこで使うかどうか、使ってもらったら困るわけで、使わない方がいいわけですよ。しかし、もし仮に何らかの形で武力紛争が起こった、核を使うという状態でないけれども、しかし、アメリカとしてはこれはハイジャックされては困るのだとか、いろいろな点で核に関しては防衛を固めているわけですよ。そうすると、大量の核兵器が存在している韓国で武力紛争が仮にあったとした場合には、これはやっぱり直ちに避難しなければならぬ。ほったらかしてアメリカ兵は逃げるだとかというふうなことをしないでどう思うんですよ、そういう状態の中で。そうすると、やはり日本にそういう受けさらがあるわけですから、一時的にでも日本を使うというところは、アメ

リカとしては当然考えるだろう。その場合に、いまだ韓国にある核兵器を一時日本に避難させていただきたいというのがどうか、といって事前協議にかけてくる。政府の主張によりますとね。そうした場合には、三木さんの答弁では、すべての場合にノーと言うということですね。そういうふうに理解していいわけですか。そういう意味での関連がないかということですね。

○国務大臣(坂田道太君) これは、昨年の八月二十九日にシュレジンジャーがこちらへ参りまして私と会談をいたしました。その後記者会見で、これもまあ先生御承知だと思いますけれども、核兵器が持ち込まれなくても日本はいわゆる核のかさで安全を保障されるのかという質問に対して、米軍は世界全域に配備されておる、したがって、日本以外に展開する米軍によって核の分野において十分な対応ができないような場所や任務は存在しないというふうに言明し、わが国の安全にとって核抑止力の有効性と非核三原則が両立するということをサセスチョンしておるといふふうに私は考えます。

○立木洋君 昨年来、日米共同作戦の問題がいろいろ問題になっておりますけれども、昨年の六月十六日、衆議院における連合審査の席上で丸山防衛局長が日米共同作戦についてこう述べられておるんですね。わが国の防衛に必要な限度内で自衛隊の行動範囲が公海公空に及び得る、この際米軍が核兵器を持つことはある、というふうに述べられておるんですね。これはそのとおりですね、局長。いや、局長の言われたことを私は読み上げたんです。

○政府委員(丸山昂君) 議事録のとおりであればそのとおりだと思います。

○立木洋君 議事録にないことを私は読み上げませんけれども……そうすると、やはり公海公空の場合だったら核兵器を持った米艦船と共同作戦を行うこともあり得る、日本の自衛隊というものは、ということになるわけですね。公海だとか公空だとかいう、いわ

ゆる領海ということはいきませんよ、またそれになるという問題があるでしょうから。いわゆる公海において核を積んだ米軍の核積載艦と日本の自衛隊の、海上自衛隊ですか、共同作戦を行うことがあり得るといふことですね。

○政府委員(丸山昂君) 一般的には、前からお話をしておりましたように、アメリカの部隊のミッドジョンとわが国の部隊のミッドジョンとは性能その他から言ってもまるきり違うわけでございます。ですから、いま先生のおっしゃるような何かに入るまじって組んで共同行動をするというふうな場面を考えておられるようですね。現実的にはそういうふうにはならぬだろうと思います。結局、共同の脅威に対処するためある分野においてアメリカがやり、ある分野においてわが国がやるというふうな形になると思ふので、いまおっしゃるような事態が現実に出てくるかどうかというところについてははっきりわからぬと思ふます。

○立木洋君 もう時間がありませんから、最後に述べて、それぞれ大臣と長官の御意見を聞いておきたいんですけれども、核防の問題についていままで審議をやってきました。そうして核防の問題については、いわゆる核兵器の新しい保有国をつくらなければであるということも何回も言われたわけですね。しかし、その他の問題には大変な問題もあり得る。大変という表現はしませんでしたが、けれども、いろいろな問題があり得るといふこともすでに述べられた。事実上米ソの核軍縮というものもなかなか現状ではうまくいかないだろう。いろいろの問題があり得るだろうし、ある場合にはさらに核の開発が行われるというふうなことも想定されなければならぬだろう。そうすると、日本の防衛庁の言われておるいわゆる防衛というのは、アメリカの核のかさによって守られる。そうすると、この核軍縮もなかなかうまくいかない、そうして事実上日本がアメリカの核のかさによって守られる。核防に入つて、そういう状態というのは、私の考えでは一層強まるのではないだろう

かということに考えたときに、こういう日本にある日本全土の中で核をいつでも受け入れられることのできる状態、核兵器をいつでも使うことのできる部隊、そうしていわゆる核に関連したアメリカの軍隊がこれだけの状態で日本に存在する。そうすると、そういう状態が私は長期にわたって今後続くというふうな状態というのは、まことに日本の国民にとってはこれはもうがまんならないことだと私は思うのです。こういう問題をやはり何としても解決しなければならぬ。もう大臣も何回も言われますけれども、核兵器の全面禁止、核兵器を全部なくしていくという方向が望ましい、だけれども現実にはなかなかむずかしい。そうすると、現在の状態でいけば、こういう核の関連部隊というのが日本に大量に存在するという状態を長期にわたって続けなければならぬ。こういう状態についてどうしようか、国際情勢との関連において核の関連部隊がこれほど日本に存在する、またある場合には受けざらとして核兵器が入ってくるかもしれない状態に常に日本が置かれておるといふことをどうにお考えになるのか。それをいいた言われるのか、こういうことは好ましくないけれども仕方がないと言われるのか、大臣と長官の御意見を伺っておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは毎々申し上げておりますとおり、わが国が核の抑止力のもとにあるということは、わが国がどこから核兵器の攻撃を受け、あるいはその脅威にさらされたときに、米國はわが國に向つて核を使用するのではなくて、その脅威を与え、または攻撃をかける、その中心部に向つて核を用いるという意味において核の抑止力が成り立つのだというふうに私も考へておりますから、したがって、わが國に核が存在することは必要ではない、こういうふうに考へていきますし、そう申し上げております。したがって、先ほどから立木委員の言われましたような核の訓練あるいは防衛をするための部隊、それに関連する機材等が仮にわが國におるといふしま

しても、そのことは安保条約から、核の抑止力からくる必然の結果ではない、こういうふうに考へていきます。

○国務大臣(坂田道太君) これはやはりわれわれは非常に困難である、あるいは現実としてはそういう核の訓練等も行わなければならないという実態はあると思ひますけれども、われわれはやはりあくまでも理想の追求はしなくちやならぬと思ひます。同時にしかし、現実を忘れちやならないわけで、私どもはやはりこういう現実を踏まえながら理想を追求していくというのがわれわれの態度です。

○立木洋君 あとは次回に譲つて、きょうはこれで終わります。

○委員長(高橋雄之助君) 本件の質疑は、本日はこの程度といたします。

これにて散会いたします。

午後七時二十一分散会

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、国際通貨基金協定の第二次改正の受託について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月十一日)

一、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月十八日)

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に関する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定

国際連合及び日本国は、

国際連合総会が、千九百七十二年十二月十一日の決議第二千九百五十一号(第二十七回会期)により国際連合大学を設立することを決定し、並びに千九百七十二年十二月六日の決議第三千八百一十一号(第二十八回会期)により国際連合大学憲章を採択し及び国際連合大学の大学センターを日本国の東京首都圏内に置くことを決定したことを考慮し、

国際連合大学が、国際連合の機関として、国際連合憲章及び国際連合の特権及び免除に関する条約によつて与えられる利益並びに国際連合大学憲章によつて与えられる利益を享受することを考慮し、

国際連合大学本部の所在地に関する決定の結果生ずることがある問題であつて前記の文書では十分に取扱われていないものについて規定するため、これらの文書を補足する協定を締結することが望ましいことを考慮し、

国際連合大学が、日本国におけるその本部において、日本国の政府及び国民と協力しかつ協調して、その責務を十分かつ効果的に遂行し及びその目的を達成することができるようになるため、次のとおり協定した。

第一項 定義

この協定の適用上、

(a) 「大学」とは、国際連合大学をいう。

(b) 「政府」とは、日本国政府をいう。

(c) 「学長」とは、大学の学長、又は、大学の学長が不在の場合には、大学本部に關し大学の職員で、大学の学長若しくは国際連合事務局長により政府に通告されたものをいう。

(d) 「本部施設」とは、次のものをいう。

(i) 大学本部の目的のためにのみ使用される建物又はその一部及びこれに附屬する土地

(ii) この協定又は政府との補足取極に従つて追加的又は一時的に(i)の建物又は土地に含まれる他の建物又は土地

(e) 「一般条約」とは、千九百四十六年二月十三日に国際連合総会によつて承認された国際連合の特権及び免除に関する条約をいう。

第二項 本部施設

1

大学の恒久的な本部は、本部施設にあるものとし、次の場合を除くほか、本部施設から全体的又は部分的に撤去されることはない。

(a) 国際連合が撤去を決定する場合。もつとも、日本国内の新しい本部施設への移転は、政府の同意を得た場合にのみ行われる。

(b) 大学が東京首都圏内の新しい本部施設への移転を要請し、かつ、政府が同意する場合

(c) 政府が、東京首都圏内の新しい本部施設への移転を大学に要請する場合又は国際連合の同意を得て東京首都圏外で日本国内の新しい本部施設への移転を大学に要請する場合において、大学本部のために十分に適合した施設を提供し及び移転の費用を支払うとき。

2 大学により招集される会合(大学の研究研修センター又は研究研修計画により招集される会合を除く)のために政府の同意を得て排他的に使用される日本国内の建物又はその一部は、第六項の規定の適用については、一時的に本部施設の一部とみなされる。

第三項

1 政府は、大学との協議の後自己が決定するところに従ひ、当初必要な設備及び備品とともに、暫定的な本部施設を大学の用に供する。

2 その後、政府は、東京首都圏内における大学本部の設置に対する寄与に関する自己の申出の限度内で、恒久的な本部施設を大学の用に供する。

3 大学は、本部施設並びに本部施設内の設備

及び備品の維持及び妥当な管理並びに第八項にいう公益事業及び公共の役務について責任を有する。政府は、本部施設の構造的破壊の予防及び修繕について責任を有する。

第四項

大学が日本国に設置する研究研修センター又は研究研修計画に関連する事項及び日本国にある研究又は研修のためのセンター又は計画で大学のわく内に組み込まれるものに関連する事項は、政府と大学との間の別個の取極で取り扱う。

第三項 本部施設の法的地位

第五項

本部施設は、この協定に定めるところに従い、大学の管理及び権限の下に置かれる。

第六項

1 本部施設は、不可侵とする。日本国の官憲又は日本国で公権力を行使するその他の者は、学長の同意又は要請がある場合を除くは、公務の遂行のため本部施設内に立ち入つてはならない。ただし、迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合又はそのような緊急事件が本部施設内で既に発生し若しくは発生しようとしていると日本国の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、学長の同意があつたものとみなす。

2 大学は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのため政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が本部施設を避難所として使用することを防止する。

第四項 本部施設の保護

第七項

政府は、本部施設内に許可なく立ち入ろうとする者若しくは集団又はその近傍で本部施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から本部施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。

第五項 本部施設に対する公共サービス

第八項

1 政府は、大学と協議して、必要な公益事業及び公共の役務(列挙を理由に限定されることなく、電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、電信、地域交通、排水、ごみの収集、消防等の事業及び役務をいう。)が本部施設に對して提供され並びにその公益事業及び公共の役務が平衡な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

2 学長は、関係公共サービス機関が本部施設内の関係設備、導管、本管及び下水溝の検査、修繕、維持、改築及び移動を行うことができ、るようするため、当該機関の要請に基づき適当な措置をとる。

第六項 通信及び出版

第九項

1 大学又は本部施設内にある大学の職員あてのすべての公用通信及び大学が発するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問はず、検閲その他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害をも行つてはならない。公用のものと思われる通信が、許容されない物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、大学の代表者の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、それらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、大学の代表者の立会いを要しない。

2 大学は、国際連合の機関、国際連合の専門機関、国際原子力機関、大学の研究研修センター及び研究研修計画並びに第十三条に規定する大学のための任務を行う専門家との通信に際し、暗号を使用し並びに公用信書その他の公用通信を伝書便又は封印袋により発送し及び接受する権利を有する。伝書便及び封印袋は、外交伝書便及び外交封印袋と同一の特権及び免除を享有する。

第十項

1 政府は、大学が、その目的を達成するため、

公的な性格を有すると認める刊行物を日本国内において自由に出版する権利及び大学が日本国内において放送されるよう取り計らう公的な番組の内容を政府の干渉を受けることなく決定する権利を認める。

2 もつとも、大学は、知的所有権に関する日本国の法令及び日本国が締結国である国際条約を尊重するものと了解される。

第七項 課税の免除

第十一項

1 大学及びその資産、収入その他の財産は、(a) すべての直接税を免除される。もつとも、大学は、事実上公益事業の使用料にすぎない税の免除は要求しないものと了解される。

(b) 大学がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、この免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるものでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

(c) 大学の刊行物に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 大学は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、政府は、大学が公用のために財産の重要な購入を行うに際しこれに前記の税を課し又は課することができる場合には、可能な限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措施をとるものとす。

第八項 財政的便益

第十二項

1 大学は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリウムによつても制限されることなく、

(a) 基金、金又はいかなる通貨をも保持し、

及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) 基金、金又は通貨を日本国から他国へ若しくは他国から日本国へ又は日本国内において移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができる。

2 大学は、1の規定に基づく権利を行使するに当たつては、政府の申入れに対して、大学の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考える限り、妥当な考慮を払わなければならない。

第九項 社会保障

第十三項

1 大学は、日本国の社会保障制度に対するすべての強制的な拠出を免除されるものとし、また、大学本部の職員は、政府により、日本国の社会保障制度に参加することを要請されることはない。

2 政府は、大学が要請する場合においては、政府と大学との間で合意する条件の下で、大学による社会保障の適用を受けていない大学本部の職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。大学は、政府と大学との間で合意する条件の下で、国際連合同年基金に参加しておらず又は日本国の法令の下で与えられる保護と少なくとも同等の社会保障の保護を大学によつて与えられていない大学本部の現地雇用の職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう、可能な限り取り計らう。

第十項 通過及び滞在

第十四項

1 政府は、次の(a)から(f)までに掲げる者が、大学に関連する公務のためその配偶者及び扶養親族とともに、日本国の領域へ入国し、その領域に滞在し及びその領域を通過することゝを容易にするために必要な措置をとる。

(a) 大学理事会及びその補助機関の構成員
(b) 学長その他の大学本部の職員

(c) 学長が設置する諮問機関の構成員
(d) 国際連合、国際連合教育科学文化機関その他の専門機関又は国際原子力機関の職員で、大学に配属されたもの又は大学との間に公務を有するもの

(e) 大学の研究研修センター及び研究研修計画の職員、提携団体の職員並びに大学の事業計画に参加する者

(f) 他の機関又は団体の代表者その他の者で大学が公務のため本部施設に招聘したものは、(a)から(f)までに掲げる者並びにその配偶者及び扶養親族の氏名を、これらの者に関するその他の関連資料とともに、政府に通告する。この1に規定する便益には、この1に規定する者のために必要とされるときは、無料であつてできる限り速やかに査証を発給することを含む。

2 1に掲げる者が大学の目的及び機能を果たすために公的資格で行つたいかなる行動も、その者が日本国の領域へ入国し若しくはその領域から出国することを妨げ又はその者がその領域から退去することを求める理由とはならない。

3 この項の規定は、この項に規定する取扱いを求める者が1に規定する者に該当することを立証するための妥当な証拠を要求することを妨げるものではない。

第十五項 学問の自由

第十二条 大学の自由
大学は、国際連合大学憲章に定めるところ、国際連合の枠内において自治を享有し、また、その機能の遂行のために割り当てられた財源の使用について自由に決定する。大学は、その目的の達成に必要な学問の自由、特に、研究及び研修の主題及び方法の選定、大学の活動に参加する個人及び団体の選択並びに表現の自由に関するものを享有するものとする。

第十六項

第十二条 大学の職員

1 国際連合の職員である大学本部の職員(c)及び(e)の場合にあつては、その者並びにその配偶者及び扶養親族は、次の特権及び免除を享有する。

(a) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関する訴訟手続の免除。この免除は、その者が大学本部の職員でなくなつた場合にも、存続する。

(b) 大学が支払つた給料及び手当に対する課税の免除

(c) 出入国制限及び外国人登録の免除

(d) 為替の便益に関して、政府に派遣されている外交使節団に属する外交官で自己の地位と同等のものに与えられる特権と同一の特権

(e) 国際的危機の場合に外交使節に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益

(f) 日本国で最初にその地位に就く際に家具及び携帯品を無税で輸入する権利

2 1に掲げる特権及び免除のほか、国際連合の職員である大学本部の職員(D-1の等級以上の等級を有する者に限る。)であつて、日本国民だけでなく、かつ、日本国に通常居住していないものに関しては、

(a) 政府は、当該職員に対し、三年ごとに一台の自動車並びに合理的な量の食料、飲料(アルコール飲料を含む。)、たばこ及び衣類を、個人的な使用のため、関税の免除を受けて輸入する権利を与える。

(b) 何らかの形式の課税上の取扱いが居住を条件とする場合には、当該職員がその任務の遂行のため日本国に滞在する期間は、居住期間と認めない。

(c) 当該職員が取得し、所有し及び使用する自動車並びに当該自動車により消費される揮発油について課税される税であつて政府と大学との間で合意するものは、減免されるものとし、このため、政府は、適当な行政的措置をとるものとする。

第十七項

前項に定める特権及び免除のほか、学長は、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、自己、配偶者及び未成年の子に關して、国際法に従つて外交使節に与えられる特権、免除及び便益を与えられる。

第十八項

1 大学は、大学本部の職員の任命が行われた場合には、当該職員の氏名並びに日本国に入国するその配偶者及び扶養親族の氏名並びに大学本部における当該職員の等級及び地位を、当該職員が国際連合の職員であるかどうかに関する陳述並びに当該職員に関するその他の関連資料並びに日本国に入国するその配偶者及び扶養親族に關するその他の関連資料とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。大学は、大学本部の職員に任命された者が大学本部の職員でなくなつた場合又は国際連合の職員でなくなつた場合には、当該職員でなくなつた日並びにその者並びにその配偶者及び扶養親族が日本国から出国する日、を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、大学本部の職員の任命について通告を受けるまでは、この協定により大学本部の職員並びにその配偶者及び扶養親族に与えられる特権及び免除を与えることを義務づけられない。

3 政府は、この条の規定の範囲内に属する者にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との関係において身分を証明するために使用される。

第十三条 大学の任務を行う専門家

第十九項

大学のための任務を遂行する専門家(前条の規定の範囲内に属する大学本部の職員を除く。)は、その任務に關連する旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を独立して遂行する

ために必要な特権及び免除を与えられる。この専門家(e)の場合にあつては、その者並びにその配偶者及び扶養親族は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷物の押収の免除

(b) 任務の遂行中にその者が行つた口頭又は書面による陳述及び行動に關するあらゆる種類の訴訟手続の免除。この訴訟手続の免除は、その者が大学の任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えなければならない。

(c) すべての書類、文書その他の記録物件の不可侵

(d) 大学との通信のため、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

(e) 国際的危機の場合に外交使節に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益

(f) 通貨又は為替の制限に關して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に与えられる便益と同一の便益

(g) 手荷物に關して、外交使節に与えられる免除及び便益と同一の免除及び便益

第二十項

1 大学は、大学のための任務を行う専門家の任命が行われ、かつ、当該専門家が大学本部を訪問する場合には、当該専門家の氏名並びに日本国に入国するその配偶者及び扶養親族の氏名並びにその訪問の一般的目的を、当該専門家に關するその他の関連資料並びに日本国に入国するその配偶者及び扶養親族に關するその他の関連資料とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。大学は、そのための任務を行う専門家に任命された者が当該専門家でなくなつた場合には、当該専門家でなくなつた日並びに当該専門家並びにその配偶者及び扶養親族が日本国から出国する日、を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、大学のため

めの任務を行う専門家の任命について通告を受けるまでは、この協定により当該専門家並びにその配偶者及び扶養親族に与えられる特権及び免除を与えることを義務づけられない。

3 政府は、この条の規定の範囲内に属する者にその写真と添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との関係において身分を証明するために使用される。

第十四条 紛争の解決

第二十一項

大学は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、大学を当事者とするもの

(b) 公的地位により免除を享有する大学本部の職員に関する紛争。ただし、学長が国際連合事務総長に代わつてその免除を放棄していない場合に限る。

第二十二項

1 この協定若しくは補足取極の解釈若しくは適用に関する政府と大学との間の紛争又は本部施設に対し若しくは政府と大学との間の関係に対して影響を与える問題で、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、日本国外務大臣が任命する仲裁人、学長が任命する仲裁人及びそれら二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に最終的決定のため付託する。最初の二人の仲裁人が、それらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は大学の要請により、国際司法裁判所長によつて任命される。

2 仲裁手続は、仲裁人が決定し、仲裁の費用は、仲裁人の定めるところにより当事者が負担する。

3 国際連合事務総長又は政府は、仲裁裁判の

過程で生ずる法律問題について国際司法裁判所に勧告的意見を要請することを国際連合総会に求めることができる。国際司法裁判所の意見を受領するまでの間、両当事者は、仲裁裁判所の暫定的決定を遵守する。その後、仲裁裁判所は、国際司法裁判所の意見を考慮して最終的決定を行う。

4 仲裁裁判所の最終的決定には、その最終的決定の基礎となつた理由が付されなければならない。その最終的決定は、当事者により紛争の最終判決として受諾されるものとする。

第十五条 一般規定

第二十三項

この協定によつて与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、大学並びに特権及び免除を享有するすべての者の義務である。大学及びそれらの者は、また、日本国の国内問題に介入しない義務を有する。

第二十四項

1 学長は、この協定によつて与えられる特権又は免除の濫用が発生しないことを確保するためあらゆる予防措置をとり、また、この目的のため、必要かつ適切と思われる規則を大学本部の職員その他該当する者について制定する。

2 この協定によつて与えられる特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、学長は、要請に基づき、濫用が発生したかどうかを決定するため日本国の関係当局と協議する。この協議により政府及び学長にとつて満足な結果が得られない場合には、当該問題は、第二十二項に規定する手続に従つて解決される。

第三項 特権及び免除は、この協定により、大学の利益のために与えられるものであつて、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。学長は、国際連合事務総長に代わつて、個人に

与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、大学の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。学長の場合には、国際連合事務総長がその免除を放棄する権利を有する。

第二十六項

この協定の範囲内に属する者が日本国内における公的資格の範囲外の行為において滞在の権利を濫用した場合には、政府は、その者に対し日本国から退去することを要求することができる。もつとも、

(a) 第十七項の規定に基づき外交使節の特権、免除及び便宜を享有する者は、日本国に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続に従う場合を除くほか、日本国からの退去を要求されることはない。

(b) 第十七項の規定の適用を受けない者は、日本国外務大臣が同意し、かつ、学長が事前に通報を受けた場合を除くほか、日本国からの退去を命令されることはない。

第二十七項

この協定の規定は、この協定の範囲内に属するいづれの者に対しても、政府がその者の属する国と外交関係を有しているかどうかにかかわらず、また、その者の属する国が日本国の外交使節又は国民に同様の特権又は免除を与えているかどうかにかかわらず適用する。

第二十八項

この協定の規定は、一般条約の規定に対して補完的なものである。この協定の規定及び一般条約の規定が同一の事項に関するものである場合には、それら二の規定は、双方の規定とも適用されるよう、かつ、いづれの一方の規定も他方の規定の効力を狭めないよう、可能な限り補完的に取り扱う。ただし、それら二の規定が絶対的に抵触する場合には、この協定の規定が優先する。

第二十九項

この協定の修正に関する協議は、国際連合又は政府の要請によつて開始される。いづれの修正も、相互間の合意によつて行われる。

第三十項

政府及び大学は、この協定に規定する補足取極のほか、必要に応じ補足取極を締結することができる。

第三十一項

この協定は、次のいづれの場合に効力を失う。

(a) 国際連合と政府との間で合意する場合

(b) 大学の恒久的な本部が日本国の領域から撤去される場合。ただし、日本国にある恒久的な本部における大学の活動の秩序ある終了及び日本国内にある大学の財産の処分に関連して適用される規定を除く。

第三十二項

この協定は、政府が受託書を国際連合事務総長に寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、このため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安倍 寛

国際連合のために
エリク・ス・イ

(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に関し、日本国政府に

代わつて、次の了解を確認する光栄を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れ、ない、提出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代わつて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合日本政府代表

特命全權大使 安倍勲

国際連合事務次長、法務部長

エリック・スイ殿

(国際連合側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に、日本国政府に代わつて、次の了解を確認する光栄を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れ、ない、提出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代わつて確認されることを要請する光栄を有します。

本官は、国際連合に代わつて、閣下の書簡に述べられた了解を確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合事務次長、法務部長

エリック・スイ

国際連合日本政府代表

特命全權大使 安倍勲閣下

第四部

外務委員会會議録第七号

昭和五十一年五月二十日

【参議院】

昭和五十一年六月十日印刷

昭和五十一年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W